

平成25年第5回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成25年12月17日																																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																												
開 会 （ 開 議 ）	12月17日午前9時0分宣告（第2日）																																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																												
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																												
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																												
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																												
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																																												
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																												
欠 席 議 員	な し																																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 主 幹</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 主 幹</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容	政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	浦 井 久 嘉	総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通	税 務 課 主 幹	西 谷 英 輝	税 務 課 主 幹	西 岡 勝 三
町 長	岩 崎 万 勉																																												
副 町 長	山 中 淳 史																																												
教 育 長	森 井 惠 治																																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																												
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																												
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																												
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																												
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																												
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																												
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																												
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																												
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																												
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																												
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																												
都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男																																												
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																												
政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀																																												
政 策 推 進 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																												
総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通																																												
税 務 課 主 幹	西 谷 英 輝																																												
税 務 課 主 幹	西 岡 勝 三																																												

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>住民生活課主幹 住民生活課主幹 清掃センター所長 健康保険課主幹 福祉課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 観光産業課主幹</p>	<p>北樋口 政 弘 中 村 九 啓 森 田 弘 行 山 口 繁 雄 今 田 良 弘 大 辻 孝 司 山 崎 孔 史 寺 口 浩 代</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 主 任</p>	<p>西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成25年第5回（12月）
平群町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月17日（火）
午前9時開議

日程第1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	5 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 デマンドタクシーの導入について 2 広報の配布体制の改善を 3 高齢者肺炎球菌ワクチン助成について 4 廃棄物の回収体制の充実について 5 審議会等公募制委員の選出について
2	7 番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> 1 やっぱり高齢者の転出防止へ 2 駅周辺開発駅前イメージ・パース図はどうなっているか 3 防災行政無線聞こえますか、いえいえ、聞こえない。
3	8 番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の避難対策の強化について 2 「高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種助成」と「前立腺がん検診」の導入を 3 次代を担う子どもに一流の文化芸術体験の機会を 4 コンビニ納付やペイジー納付、またコンビニ証明書交付の導入を 5 平群駅周辺整備事業における商業店舗誘致の進捗状況について
4	1 番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 平群駅の改札出口を北側に移設し、ロータリーの中心に 2 廃油ストーブの導入を 3 議会ペーパーレス化による効果について
5	9 番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光誘致について 協働のまちづくりの考え方についての中から 2 行財政改革について 適正な給与形態や役職制度の見直しによる、業務分割や役割分担を行うことで、全体的モチベーションアップによる業務の効率化を

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨
6	2番	戎井 政弘	1 西小学校の跡地の利活用について
7	6番	山口 昌亮	1 廃棄物処理経費削減へ真剣なとりくみを 2 ふるさと納税制度の積極的な活用を 3 町広報「マイタウン平群」の充実を
8	3番	奥田 幸男	1 町税の滞納徴収と他市町村の徴収率状況比較 2 三里地区内の旧保育所跡地の建物

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成25年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出をされておりますので、順次質問を許可いたします。

申し上げておきますけれども、行政側の答弁、また議員の再質問については簡潔明瞭をお願いいたします。

それと、一般質問は通告制をとっておりますので、通告外は許可できません。規則で、ルールで決まっておりますので、ルールをつくっておるのは議員であり、守るのも議員でありますので。

それでは、順次許可をいたします。

発言番号1番、議席番号5、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○5 番

おはようございます。よろしく願いいたします。

久しぶりのトップバッターで、少し緊張しております。

今回は五つ、5点について質問させていただきました。

まず、1点目、デマンドタクシーの導入についてであります。これまでも12年の3月議会、12月議会の一般質問や、あるいは公共交通の特別委員会などでも質問をさせていただきました。三郷町で導入していますドア・ツー・ドア方式のデマンドタクシーの制度、ぜひ本町でも導入すべきではないかと、こういう立場で質問を行ってまいりました。

高齢化がどんどん進む中、高齢者の生活の足となる公共交通の充実が本当に求められています。バス停が近くにない、あるいはバス停まで行くことが困難な方などを対象にしたデマンドタクシーの導入が本当に多く待たれている。この間町内でもデマンドタクシーどうなっているんですかという声もよくお聞きをします。公共交通の計画の中でもデマンドタクシーというのは位置づけをされておりますので、現状どのような検討がなされているのか、来年3月を、こ

れまでも、来年3月、25年度中に一定の方向出したいというふうな答弁もこれまでされてきました。現状どのような検討がなされているのかお聞きをしておきたいと思います。

2点目は、広報の配付体制の改善をとということであります。

現在、平群町では自治会を通して広報が配付されている、こういう状況があります。しかしながら、高齢化が進む中、自治会の役員に当たり、毎月の広報を配付することが高齢者にとっては困難、あるいは大きな負担となっているという声も最近よく耳にすることがあります。特に11月の広報は挟みものが大変多く大変だった、こういう声もたくさんお聞きしているわけですが、団地によってはポストまで階段を上り降りするお宅もあるなど、転倒の危険があるというふうな状況もあります。

そういう意味では、高齢化がどんどん進んでいく中で、今後、広報の配付体制について考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えになっているのか。

もう1点は、自治会に入っていないければ、現在、平群町の方々は広報を受けとることが、受けとるといいますか、御自宅に入ることがないという状況があります。特に賃貸の集合住宅などでは、自治会に入っていないところも多いというふうに見受けられるんですけども、広報は基本的には行政が全住民に届けるというのが基本だと考えています。この点についても改善を求めたいと思いますがどのようにお考えでしょうか。

3点目は、高齢者の肺炎球菌のワクチンの助成についてであります。これまでも何度か質問させていただきました。この6月議会でも取り上げをさせていただきました。最近テレビのCMでも高齢者の肺炎予防として、手洗い、うがいとあわせてワクチン接種の有効性が宣伝されています。近隣の斑鳩町や三郷町でも助成制度がスタートしています。6月のときも予防に重点を置くことは医療費の抑制にもつながることから、必要性を認めるとの答弁がされていましたが、ぜひ来年度から実施をしていただきたい。この点についてどのようにお考えになっているのかお聞きをしたいと思います。

次、四つ目ですが、廃棄物の回収体制の充実についてであります。

スプレー缶やカセットボンベがこの10月から粗大ごみでいままで回収していたのが有害ごみでの回収になりました。爆発事故等の関係で回収体制が変更されたことは一定理解をできるんですけども、有害ごみのステーション回収は今年度は3カ月に1回、年4回という状況になっています。冬場などは結構カセットボンベを使われるお宅、お鍋などもされると思いますが、そういう中で使われるお宅も多いのではないかとということも含めて、ステーションでの回

収機会を増やすことが必要ではないかと、あるいは公共施設や町内スーパーなどへの回収協力を求めるというための努力をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

最後、審議会等の公募制の委員の選出についてであります。

今議会初日の66号議案のときにも質問いたしました。任期を満了した公募制の委員に対し、本来ならば公募を行い、選出すべきものを公募手続をとらず継続委任するということが公募委員の制度を否定することになるのではないかと、まちづくりへの住民参画の機会を奪うことにもなると思います。委員の再任は妨げないということは承知していますが、少なくとも公募による委員であるならば、最低その手続を行使すべきであり、今後検討するというような次元のものではないと私は考えますが、この公募制の委員についての見解を再度お聞きをしておきたいと思っております。

以上、5点について明確な御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、1点目のデマンドタクシーの導入検討についての御質問にお答えさせていただきます。

本年11月1日からコミュニティバスの中央循環ルートについて大幅にルート及びダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を目指してきております。このダイヤルート改正案に基づき、11月以降、冬に向かって日も短くなり、外出する機会も減少する機会ではあります。少なくとも6カ月程度の利用状況の推移を前年度の同時期との比較も行い、検証してまいりたいと考えております。

コミュニティバスやデマンドタクシー等のあり方について、先進自治体の運営方法を参考にしながら、鉄道、バス、タクシーを融合させ、公共交通の利用促進を全体として増加させていきたいと考えています。今後も住民の皆様の声に耳を傾けながら、関係機関とも連携し、平群町に適した公共交通の整備に努めてまいります。

ルート、ダイヤ改正後の推移を見守りながら、デマンド交通に対する需要の予測を探って、分析した中でどのような公共交通体系がふさわしいのか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○ 5 番

いま課長のほうから引き続き研究をしたいということなんですけれども、もうずっとその答弁は、私、これ、この問題を取り上げたときからお聞きをしているわけですね。いま、県内でも、最初、三郷町だけだった、この三郷町がスタートしたデマンドタクシーの制度ですね。東大のチームが開発したコンビニクルというドア・ツー・ドアの方式ね。この10月から香芝市でもスタートがされて始まりました。香芝市の場合は、現在5台が運行しているという状況で、登録人数が5,300人を超えています。ここも三郷と同じく年齢は制限をされていないそうです。違うところと言えば、利用料が、ここ香芝の場合は1回200円ということで、市内に限っているそうなんですけれども、そういう中で1日大体利用客はいま現在で100人程度あるというふうにお聞きをしています。

そういう中で、行きは予約で送ってくれるんで、帰りがなかなかとれないという状況も出てきているということで、台数を増やすという検討がなされているというふうな声もちらっと聞いているんですけれども、そういう意味では、また住民の方からもすごく喜ばれていると。ここは、香芝は無料の公共バス、平群でいうコミバスなども走っていて、なおかつこのデマンドも導入したということで、元気な方は公共交通のバスを使う、平群でいうコミバスなどを使い、やはりそれがなかなか利用できない方を補完する意味で、このデマンドタクシーがスタートしたというふうにもお聞きをしているわけですね。

そういう意味では、平群町の場合、特にやっぱり坂道の多い団地などもたくさんありますし、そういう中ではやっぱり公共路線バスやあるいはコミバスなどではカバーできないところがあるわけですから、いつまでも検討をするのではなくて、やっぱりもう来年度からきちっとスタートできるような状況をつくっていただきたいというふうにおもいます。

コミバスについても、循環ルートを二つに割った、中央循環を二つに割ったということで、これについては利用者の方からも1周の時間が短くなって使いやすくなったという声をお聞きをしているんですね。それはそれで、私、そこを利用して外出ができるといいますか、それを利用して生活に利便性を持たせるということは必要だと思うんですけども、それとは別にね、やっぱりデマンドタクシーでも、ある程度の、何と言うんですかね、検討はされてきていると思うんですけど、もう少しね、現在どの程度まで検討されてるのかというのをお聞きをしておきたいなというふうに思います。

○ 議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、平群町にとってどういった公共交通体系が適しているのかということにつきましてですね、まだ、いま現在のコミュニティバスにも、先ほども申されましたとおり、中央循環ルートは北と南の2ルートに分けて、便数も増やしたということと一周にかかる時間短縮も行ってきたということで、コミュニティバスの需要に対する北と南ということによります、まず需要も異なっていました。そういった事柄もですね、細かくコミュニティバスあるいは公共交通に対するいわゆる住民の需要につきまして、もう少し分析する必要があるかなというふうに考えております。

以前にも申し上げましたとおり、コミュニティバスから、デマンド導入の検討につきまして、先ほど例に挙げられましたような三郷町であるとか、あるいは三重県の玉城町であるとか、実際デマンドの運行をされているタクシー業者、これは予約システムのコンビニクルというシステムがあるんですけども、こういった販売業者からのシステムについての聴取等々を検討いたしましたので、平群町にとってそれが導入するにはどういったスケジュールでしたらいいのかと、そういったことにつきましては、いま現在並行して調査しているところでございます。

ただ、いま、バスのルートを大幅に変えた中で、まだまだどういった需要が適しているのかということにつきまして、もう少し慎重にやっつけていかなければならないということを考えております。といいますのは、平群町地域公共交通連携計画に基づきましてですね、利用者数が見込めない場合には代替手法であるとか、事業の縮小であるとか、廃止も検討するというふうになっております。そういったことから、今後の利用者の推移につきましてですね、一定の時間をかけてやはり慎重に見極める必要があるかというふうに考えております。当面はルート、ダイヤ改正後の推移を見守りながら、デマンド交通に対する需要の予測を探って、分析した中でどのような交通体系がふさわしいのか引き続き検討してまいりたいということと、それから、引き続きまして並行していろいろとデマンドに対する調査研究には進めていきたいと考えております。

○議長

植田君。

○5番

コミバスのね、いわば中央循環を分割して状況を見たいというのは、それはわかるんです。私自身はコミバスを利用する方とデマンドを利用したいと思う

方の状況というのは違うというふうに思っています。コミバスはあくまでルートの中で歩いて行ける、健康のためにも歩きたい。自分で車を運転するには、もうちょっとという方も含めてね、そういう方が利用されると思うんです。ただ、デマンドについては、そのバス停までも行けない、あるいは全く路線バスやコミバスのルートから外れているという方がどう自分の生活を維持するために、日々の買い物とかそういうものに使える状況を確認していくのかということが求められているわけであって、そういう意味では新たな利用者が出てくるんではないかというふうに私は思っているわけですね。平群を見ましても、ちょっといただいた資料で調べてみましたらね、高齢化率、私もびっくりしたんですけども、40自治会のうちね、高齢化率が35から40%が11自治会、40台が6自治会、50%高齢化率になっているのが2自治会と、本当にどんどん高齢化率が進んでいると。そういう意味では、その人たちの生活をどう支えるのかというのが、いま本当に求められています。それは財政的なものを多分おっしゃるんだと思うんですけども、その前にやはり住民の生活がもう成り立たなくなってくるという状況がね、やっぱり目の前に見えてきてるんではないかなと思うんですね。これにどう行政として応えていくのかということが本当に求められていると思うんですね。

いま、年間、コミバスの場合は平群の場合は乗車1回100円ですか、いただいているという状況もあるんですけど、そのことによっていろいろルートやとか、あるいは停留所も含めて、いろんな規制がかかる、有料であるがためにかかるという。だけど、収入運賃としては見込めない。先日、無料の、まあ言うたらコミバスの体験をやられたら、非常に好評だったとうふうにお聞きをしているんですけども、それならば少ない収入運賃を見込むんじゃなくて、ある意味かえって無料にして、使いやすいルートを組めるという状況を選択するのも一つの方法ではないかなというふうに思います。

その二つに割ったコミバスのルートでも、いま先ほど課長おっしゃったように、ルートによって格差が大分出てきているという状況もあります。一方は団地の中まで入るルートですが、もう一つのほうは団地の中まで入っていかない、だから使えないという状況が二つに割ったときに多分出てきたんではないかなと、これは私の個人的な私見なんですけども、そういうこともあると思います。そういう意味では、コミバスはコミバスとして、だから、今後どういう体系をとるのがいいのかというのはわかるんですが、必要だとは思いますが、やはりそれとは違う対象者となるデマンドタクシーについては、もう本当に待たられないという状況がありますのでね。これはぜひ、香芝、まだ行かれてないのかな、香芝はね。まあ、それは10月からスタートしたばかりですから、

まだあれなのかもしれないですけども、だけどやっぱりそういう三郷方式というのが県内でも広がりつつあるというふうな声も聞いてますので、やはり平群でも、特に坂道が多い平群町がゆえに、やはりそういう足の確保というのは本当に真剣にやってくれてはるとは思うんですけどもね。早急な対応をしていただきたいというふうに思います。

この点については、ぜひぜひそういう住民の声を、2団体から要望書も出ましたのでね、ぜひ引き続きお願いをしておきたいと思います。

この件については以上で結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、御質問、2点目でございますが、広報紙の配付体制の改善につきまして御答弁申し上げます。

広報紙については、住民の皆様と行政をつなぐパイプ役として、大字、自治会の御協力により毎月配付をいただいております。

議員より御指摘のございました高齢化により広報紙の配付が負担になるとの御意見をお聞きしたこともございますが、梱包の数を小分けするなど、なるべくできる範囲で自治会、大字の要望に沿えるように対応しているのが現状でございます。その結果、おおむねいまの配付方法で御理解をいただいております。その結果、おおむねいまの配付方法で御理解をいただいております。

広報紙は行政が届けるということにつきまして、近隣の自治体におきましては行政が大字、自治会を介さずに直接住民のほうへ個別に配付されているところもございます。現在の配付方法の、いま現在平群町が行っております配付方法のメリットといたしましては、毎月同じ日に全町配付することができることから、おおむね広報紙の配付にタイムラグがなく、町民の方が同じ時期に同じ情報を見ることができますので、町といたしましては、大字、自治会の御協力がいただける限り、現在の配付方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、自治会未加入者への広報の配付ということでございますが、いま現在そういう未加入者の方から個別に配付の希望があるものにつきましては、実費のみを御負担いただきまして、各お宅のほうに配付をしておるところでございます。また、役場や公民館など、主な公共施設におきましては配付用の広報紙を置いているところでございます。また、あわせていま現在課内でも検討しておるところでございますが、集合住宅に入居されている方については一定の基準を定めて管理者の方にまとめて配付をするなどということも含めて、いま現

在検討しておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○5 番

今回取り上げさせてもらったのは、そういう声を聞いたということなんですね。行政として現在協力を得られる自治会がある以上それで行きたいということの御回答だったと思います。それはそれで、いま、自治会のほうもそのことがある意味活動費の一部になっているという部分もあるので、それを受けてもらえる自治会があるのであれば、それはそれで結構かと思うんですね。ただ、ちょっと最初のときの、デマンドのときにも言いましたように、高齢化率が50%を超える自治会も出てきていると。いま、平群の平均、全体的な高齢化率は32%程度かな、3%になるかならへんかのところへんだと思うんですが。それで行きますとね、35以上の自治会としては約40自治体の半分近くにまでなってきているという状況がありますので、今後、自治会配付をするというのは困難になってくるのではないかなということが予測をされるという状況がありますので、そこら辺は、それに向けてね、どういう配付体制がとれるのか、いろんな方法があるのかということは十分担当課、お考えだとは思いますが、そのことはきっちり検討しておいていただきたいなというふうに思います。これ、また、けがなどしたらどこが補償するんかみたいな話になりかねませんのでね。そういうことはぜひお願いしたいと思います。

もう一つのほうなんですけども、現在、自治会に入っておられない方への対応なんですね。いま、課長のほうからは、そういう申し出があったら実費負担で送っているとかという答えもありましたし、それから、大家さんのほうに御相談させてもらってみたい話もあったんですけども、基本はやっぱり行政が責任持って届けるというのが、そういう場合はね、あると思うんです。私も実費負担って聞いて、ええっと思うんですけども、自治会にはそれは補助金出して、渡して、補助金出して配ってもらっている状況あると思うんですけども、平群町にお住まいであれば、当然、税金も納めてくれてはるわけですよ。ただ、自治会に入っているか入っていないかだけで、自分でわざわざお金を負担して、広報をもらわなければならないと、こういうことはおかしいと思うんです。しかも広報は行政がきちっと責任を持って届けるのが普通ですから。

私もいろいろ県内調べさせてもらいました。そうしましたら、おっしゃったようにね、自治会を通してというのがまあまあ主流でほとんどそうだったと思うんです。それ以外のところで行けば、斑鳩も既に相当前から全世帯シルバー

に委託して、斑鳩は月2回かな、お知らせ版というのを含めて2回広報を配っているみたいなんです。ここはシルバーに全てを委託しているというふうにお聞きをしています。三郷町でも基本的には自治会に委託をしてるんですけども、自治会に入っていない会員外の方については、ここはね、1人8件以上を配れるという条件をもとに行政側が配ってくれる人を募集すると言おうか、して、その方たちが約144人いらっしゃるってお聞きしました。で、その方で2,270世帯を担当してるというふうな形で配ってるという方法をとられています。だから、自治会に入らなくても、その場合は行政が責任を持って配る方を募る方を募集して、そういう形できちっと配ってもらっていると。そこにはそれなりの委託をされている。年間で100万弱のお金を出してられるそうですが、そういう形でやっておられる。河合町も基本的にはここはシルバーかな、自治会を基本にしてシルバーにも委託をされている。600から700戸、全体の1割程度らしいんですけども、ここに、まあ言うたら委託をして配ってもらおうという状況をつくる。個人のお宅へ配ってもらおうという状況をつくっています。広陵でもやっぱり同じような状況があるというふうに聞いてるんですね。だから、やはり広報はそこに住む住民の方にとっては大変貴重な情報を得る一つのツールですから、それをやっぱり行政が責任を持って配付を、お届けをするというのは、これはもう基本中の基本だと思うんですね。平群の場合、ちょっと余談になりますが、10月からごみの有料化がスタートしました。そういう中で、広報が届いていないところではやっぱり出し方がわからないという状況の中で、相当散乱あるいは、ちょっと出し方がまずくて、いろいろトラブルがあるという状況が見えてきています。そういう意味では、そういう行政の大事な情報がちゃんと伝わっていないということがそういうことにもつながっていくわけですから、ここはぜひね、早急に改善をしていただきたいというふうに思うんですが、再度この点については御答弁をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず1点目でございますが、各自治体に、近隣の自治体によりまして広報の配付状況が若干違うということでございます。その部分につきましては十分理解しております。自治会に入っておられる、入っておられないという部分で広報の取り扱いが違うんじゃないかということでございますが、まず、基本的にその自治会に入っておられる方、いままでの平群町の配付方法というのがかなり長い歴史を持って、自治会を通して配付をしておるというふうな経過もございませう。

いま現在、自治会に入っておられない方への対応ということでございますが、やはり自治会に入っておられる方、入っておられない方を含めて広報を届けるということは基本的には大原則というふうにはまず理解をしております。ただ、いままでそういった自治会を通して、自治会の方というのは、それぞれの自治会活動において一定自分たちが自分たちの地域の広報を配っていくということでの一定の役務といたしますか、そういうふうなものを提供していただいて、配付していただいている現状の中で、個人の方が広報を、自治会に入っておられないということを理由に町のほうが全て町費で、税金で配付をするというのはなかなか対応がしがたいというところで、いまの体制になっておるところでございます。

基本的に、自治会の未加入世帯というのが今後増えてくるということも含めて大きな課題にはなってくるころではございますが、やはりそういうことも含めて、自治会活動の中に参画をしていただくということで、広報の配付については対応していただけたらなというふうな、まず思いというのがございます。

あと、集合住宅等へのお話もございました。その部分につきましては、いま、平群におきましては、いままでそんなに対象となる住宅もなかったのかなというふうには理解をしておりますが、そういうふうな住宅が増えてくるということを含めて、もう少し小規模な、配付については、一定その地域の御要望があれば対応はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○5 番

地域の要望があれば対応していきたいじゃなくて、これ、行政の責任として届けるべきやと私は思ってます。それは行政が、どこが届いていないのかということとは地域の自治会の役員さんなりを通してきちんと調べて、やはりそこにはきちっと対応すると、これは基本だと思うんですね。自治会活動と広報を配ってもらうことは全く別な問題でしょ。それは行政の仕事としてどう届けるのかという問題と、それが自治会がそれをやるのが、何と言うんですか、どう言うたらええんかな。それが仕事ではないと思うんですね。それができなくなったから自治会に入らないというものではないと思います。私はね。あくまでそれは自治会とそのコミュニティの一つのあれがあるわけですから、それが広報が届けなければならないから出来ているのではなくて、それは別な問題やと思います。

やっぱりね、私もいままで全然それが、まあ言うたら、そういう中で平群の

場合はある意味住民を、私はおんぶに抱っこで来たのかなというふうに思っています。やはりそういう意味では、これからいろんな、できたら平群にも新しい方も入ってきてもらおうというふうなこともね、いわば試みもしていくわけですから、やはり全住民には等しく町の情報が届くということは当然ですし、いま現在それができていないというのであれば、早急にそこはきちっと把握をして、手立てをとるべきだと思うんですが、この点についてだけ再度御答弁もう一遍お願いできますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、広報が各自治会、いままでの平群町の配付の経過を申し上げましたら、何遍も繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、自治会を通して配付しておるということでございます。

行政のほうといたしましても、ただどの方が自治会に入ってもらえるか、入ってもらえないかというふうなことというのは、その自治会の加盟というのは特に行政のほうの要件にはございませんので、どの方が自治会員でない、どの方が入ってもらえないというのはわからないということがまず一つあります。その中で、どの方に広報が届いてないのかというのも、正直なところ、把握には至ってないところでございます。

ただ、いままで個人の方からの申し出によって、広報が入っていないというふうな個別の申し出があった部分についてはそれぞれの対応をしているということでございますので、今後、そういった住民の方から、うちの家には広報が入ってないよというふうな御相談なりお尋ねがございましたら、そこはそれなりに対応はできるのかなというふうには考えております。

いま現在といたしましては、状況把握というのがなかなか務まっていないところもございまして、今後そういうふうな広報の未配付地、配付が行き届いていない部分につきましては何らかの対応というのは考えていきたいというふうには考えております。

○議 長

植田君。

○5 番

何らかの対応を考えたいということですので、これはきちっと早急にやっぱり把握をしてもらって、届いてないところについては、行政の責任できちっと届けるといふふうにお願ひしたいと思います。特にそういう賃貸のところが多いのではないかなというふうに思いますので、そこはいわば大家さんに確認をと

れば、自治会に入っているか入っていないかというのはすぐわかると思いますので、そういうことも含めて、とにかく全ての住民の方々に行政の発行する広報、住民生活に必要なことも書かれていますので、それは責任を持って届けるというふうな形で早急な改善をお願いしておきたいと思います。

この件については以上で結構です。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

議員御質問の3点目の高齢者肺炎球菌ワクチンの助成についてお答えいたします。

これまでも他の議員さんからも同様の質問をいただいております、予防接種を推進することは医療費抑制につながることは、議員もお述べのように、先の議会でも答弁させていただいておりますが、任意接種となれば有効性や安全性の確保という点から慎重にならざるを得ないことには変わりありません。

一方で、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、定期接種化されることが現在検討されていることを鑑み、また、これまでの安全性や効果について検証してきたことも踏まえつつ、財政的なことも含めまして、次年度より助成を実施できないか現在検討しておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

植田君。

○5番

いま、課長のほうから、私も厚労省のほうがいまそういう検討に入っているというのは知ってますし、そういう中で、いま、奈良県内でも13やったかな、の自治体が既にやっていると、何等かの方法でね。当然定期接種になれば全ての自治体がそれを行うことになると思うんですけども、この肺炎球菌は一度打てば5年有効だということなので、非常にテレビでも宣伝がスタートするというのは、それだけ実用性というのが言われているんだろうなというふうに思います。

そういう中で、行政としては来年度からの接種を検討したいというふうに、検討中であるというのかな、そういう状況での御答弁だったと思うんですけども、これ、定期接種になれば、基本的には本人負担ぐらいにして残りを交付税参入で、まあいわば行政のほうとしての、国のほうとして出すという方向なんですけれども、それはまだやるかどうか決めてないところでね、どのぐらいの本人負担を考えてるのかと聞くのは時期尚早かもしれないんですが、少なくとも

もインフルエンザ、いま、1,000円ですよね。平群町の場合は、1,000円本人負担で残りが公費で負担をしてくれているという状況があります。この肺炎球菌については、それぐらいの金額をもしやるとしたら考えておられるのかな、どうなのかなというところ、もしいまの段階で、まだそれはやるかやれへんかを決めてはられへんとは思いますが、いろいろ試算はされてると思うんですけども、そこら辺どうなのか。もう少しお答えいただけるのであれば御答弁をいただきたいと思うんですが。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど申しましたように、現在、いま検討しておるということで、なかなか金額的な明言はしにくいんですけども、他の市町村等を見てますと、半額補助の線であったりとかいう、そういうふうな形も当然っております。その辺のとも含めましてですね、参考にしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議 長

植田君。

○5 番

できるだけ本人負担は軽減をしていただきたい。そういう中で多くの方が接種する機会を得てもらって、それで健康管理をやっていけるという状況をつくっていただきたいと思います。これ、本人負担以外は交付税算入ということで、それでもある程度のあれはあるのかなというふうには思うんですけどもね、そういう、もしこれが定期接種にならなかったとしても、ぜひ平群町としては来年度から何らかの形でですね、高齢者へのそういう健康維持、そのことのある意味医療費の抑制にもつながるというふうに考えますので、これはぜひ導入をしていただきたいなというふうに強く要望しておきます。

これについては以上で結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして4点目の廃棄物の回収体制の充実についての御質問にお答えをいたします。粗大ごみの収集時において、中身の抜いていないスプレー缶、カセットボンベが原因でパッカー車の火災事故がたびたび発生しています。昨年12月と本年1月に相次いで発生したことから、3月号広報で火災発生の記事及びスプレー缶などのガス抜きを徹底を呼びかけましたが、本年8月に再度火災

事故が発生したことから10月より有害ごみでの回収に変更いたしました。

御指摘の有害ごみの収集回数は年4回であることから、住民からも増やしてほしいとの声をお聞きしています。現在、来年度のごみカレンダーの作成作業を行っており、ステーション収集を2カ月に1回の年6回の収集をするよう体制を考えています。また、公共施設、スーパーなどに有害ごみの回収拠点を求めてはとのことですが、ペットボトルやトレーなどの容器包装物は、資源化することを目的に資源物として回収拠点の協力を求めているところで、有害ごみは危険を伴うものでありますので、回収拠点としての依頼は考えていないところでございます。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

来年度から2カ月に一遍の回収体制をとるということですので、その御努力についてはありがたいと思っています。やっぱりこの問題はいろいろ聞きますのでね。もともと、何年か前は年に3回とかという時期もありましたし、そういう意味ではきちっと分別をしてもらうということについては、回収体制を増やすことが一番協力してもらいやすい状況をつくるということではそうだと思います。そういう意味では、それはぜひそのような形でスタートしていただければありがたいなと思います。

町内スーパーとかの分については、危険なものを扱う、それから再資源化できるものではないというところではお願いはしにくいというところがあると思うんですね。まあそれはそうなのかなというふうには思うんですが、まあまあ買い物に行ったついでに、そこで買ったものを返すというふうな形でね、使えないかなというのを私自身は思ったんですが。

ただ、公共施設のところでは、いま、平群の本庁では一応有害の回収は常時受けてくれている状況にありますよね。ただ、わかっている人はわかっているんだろうけども、わからない人はわからないような状況なので、そういう本庁では、いま、そういう体制をとっていますから、それは広く住民の方々にも知らせるということはしていただきたい。ほかの、いわばプリズムとかではそういうコーナーは設けていないのかなとは思いますが、ちょっとごめんなさい、それは私自身が知らないかもしれないんですが、実際、有害についてはいま、本庁だけになっているのか、それ以外にそれやったら公共施設では何とかちょっと広げることが検討できないか。この点についてだけ再度御答弁いただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

有害ごみの回収拠点としては公共施設は本庁のみでございます。先ほど申しましたように、危険性もあるということで、私ども担当所管課の目の行き届きやすいところということでの回収拠点をつくらせていただいているところでございます。ほかの公共施設には設置はしていないところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

植田君。

○5 番

いろいろ爆発とかというのがあるからそういうふうな取り扱いにされていると思うんですけども、本庁でも基本的には庁舎内に置いているという状況ですから、誰かの目がきちっと届くという状況だと思います。そういう意味では、公共施設においてもね、外に置くのではなくて、それやったら庁舎内のどこか一角にそういうのも置いてもらえれば、住民さんにとってはやっぱり利便性が上がるんじゃないかなというふうに私は思いますので、今後、この点については、平群が分別を徹底してごみを減らしていこうというのであれば、やっぱりそういう機会を増やしていくということは私は大事だと思いますので、そういう意味では、今後、ぜひこの部分についても検討いただきたいなというふうに思っております。

この点についてはこれで結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、5点目の審議会の公募委員の選出についての御質問にお答えをいたします。廃棄物減量等推進審議会の公募委員は平成23年に公募し、2年の任期を経て継続で委嘱させていただいています。今回公募しないで再任させていただいていますが、本年10月からスタートした家庭系ごみの指定袋製の審議にもかかわってきていただいたところでもあります。指定袋制実施後の効果を検証していただくためにも、引き続き委員としてお願いしてきたところでもありますので、今回は公募の募集は行わず、継続して委嘱させていただいたところでございます。

再任についての御指摘ですが、平群町廃棄物処理及び清掃に関する条例におきまして、審議会委員の任期は2年とし、再任は妨げないとしています。本審

議会はごみの減量、資源化、さらに廃棄物の適正な処理の推進について審議いただく機関で、これらの知識や関心のある方を公募させていただき、委員として参画いただくことは重要なことと考えています。本庁のごみ行政について審議いただくことですので、2年の期間だけでなく承諾をいただければ継続して一定の期間、委員としてなっただくことは必要と考えています。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

私、別に再任することがあかんとは思ってません。それは当然そういうこともある得ると思うし、規則やったか条例やったかの中にもうたわれてるから、それは構わないと思うんですね。ただ、一応いろいろこの審議会とかいろんな協議会に公募をする必要があるんじゃないかということで、共産党議員団もこの間ずっとそういうことも求めてやる中で、いまの段階では廃棄物減量審議会、それから介護保険の運協かな、は公募制で委員さんも募っているという状況があるんですね。それはやっぱり広く住民の方にも関心を持っていただきたいし、住民の意見を持っている方の意見をいろいろ直接届けて、それが町のそれぞれの制度の運営にね、少しでもそういう声が反映されていくことが必要ではないかというところで公募制をやってきていると思うんですね。直接住民にかかわることについてはね。

そういう意味では、私は公募制というのは必要だと思います。ただ、今回の場合は、確かにそういうことがあるからしなかったというのであればね、やはりそれやったらそれで、今回任期を切れますが、こういうことで引き続きお願いしたいというふうなことをね、きちっと住民の中にも知らせることが必要ではないかなというふうに思うんです。

基本はやっぱり公募であれば2年を過ぎれば一旦公募の手続は負うべきだと思うんですね。その中で、いわば再任をされることもあるでしょうし、また、ひょっとしたら、新たな形でね、関心を持った方が参画をしてくれることもあると思うんですが、やはりそういう、何と言うんですかね、公募っていうことを前提に考えれば、もう少し丁寧な対応が必要だと思う。いまちょっと課長がおっしゃったのであれば、もうこれからも公募せんとそのまま行くかのような発言があったと思うんですが、私はそれは、たまたまそうなることはあったとしても、公募で委員を募るのであれば、最低限そのルールはきちっととっていただきたいというふうに思います。この点については再度御答弁いただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

公募の手續を負うべきだという御指摘でございます。先ほど申しましたように、引き続いて委員さんに御承諾をいただいて再任させていただいたという状況でございます。これからは公募しないのかというようなことを御指摘いただいたところでございます。決してそういうところではございませんで、しかるべき時期にはやはり公募という方法というのは当然進めていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

しかるべき時期っていつなんですか。だって2年に一遍、基本的には任期は2年に一遍に切れるわけでしょ。その時点でやっぱり公募で募ってるのやったら公募はすべきなんですよ。制度としてつくったわけですから。それでたまたま再任されること、それはあり得ることだと思いますよ。しかるべき時期って、ほんなら、これ、別に公募せえへんかったら2回でも3回でもいいんかって。そうじゃない。それじゃ公募する意味がないじゃない。公募制をつくった意味じゃないじゃないですか。そうでしょ。だから、そこはね、やっぱりそれでいろんな新しい、まあ言うたら関心のある方にいろいろ入ってもらうということが、またいろんな発想の転換にもつながっていくわけですから、そういう意味ではね、やっぱり公募制ってとっている以上は、最低限、その手續を負うルールは守っていただきたい。この点について再度御答弁いただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すいません。言葉的にはしかるべきという表現をしてしまいましたけど、当然、その必要な時期にはやはり公募という方法は考えていかなければならないということでございますので、いまは有料制を実施した中で、その辺の効果、検証等も含めて引き続きやっていただくということでございますので、公募のルールは守っていきたいと思っております。

○議 長

植田君。

○5 番

公募のルールは今後守っていききたいということですので、それもぜひお願いしておきます。今回それをしなかったのであれば、それなりの丁寧な対応は行政側としてやっぱりとっておくべきだったと思います。公募制をしないのであればね。ただ、やっぱり基本は公募を……。

発言する者あり

○ 5 番

そうなんですか。公募するの忘れてたんですか。いや、私もわかりませんが。それやったらそれでね、今回はこういう理由によって公募制を見送らせていただきましたという、丁寧な行政側の対応というのは私は必要だと思います。そのことが住民からの信頼を得るという意味でも、やっぱり大きな、実際にまあ言うたら、不満というたらおかしいけれど、おかしいんじゃないかという声も聞いてますのでね、そこはやはり丁寧な行政側の対応というのは求められておりますので、基本は公募制だということは課長のほうも御認識をいただいています。というふうに思いましたので、今後はこのようなことがないようにお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 2 番、議席番号 7 番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○ 7 番

議長の御許可をいただきまして、3 項目について質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず 1 番目は、やっぱり高齢者の転出防止ではないでしょうか。人口減な町を見ると、若者の定住化促進施策は絶対必要です。しかし、人口減にストップをかけるには若者の転入も必要ですが、一方、高齢者の転出防止が大きな課題であります。何らかの施策が必要です。町はこの問題をいかに考えているかです。

先の 9 月定例会の一般質問でも、高齢者の固定資産税の問題でも訴えましたが、法令を盾にとり、難色を示されました。75 歳以上の方々に固定資産税超過税率に相当する額を定住化褒賞として町内の各商店やスーパーで使える生活必需品の購入、消費、飲食店での問題等の補助金を支給するような考えはないでしょうか。町内での消費、飲食は活性化にもつながり、経済の活性化にも大きく貢献するものではないでしょうか。また、12 月 10 日の新聞各紙でエヌ

シーバスの10円値上げとあり、JR、近鉄も値上げです。町として再度高齢者への交通助成を考えてほしいものです。高齢者の買い物、交通支援、さらに高齢者の就業支援につながる企業誘致等を図ることが町の魅力づくりではないでしょうか。町の人口減対策として、高齢者にとって魅力ある町とは何でしょうか。

町長は、住民説明会で、住民の皆さんに述べていたまちづくり戦略で、活気ある魅力的な町を目指してと公約されています。その骨子は、高齢者から子どもまでが安心して暮らせるとあります。人口減対策の大きな施策ではないでしょうか。その一環として述べておられた住み続けたいと実感できる町平群を目指すためにも、若者はもちろんのこと、高齢者への視点が重要ではないかと考えます。町長は、人口減少に歯どめをかけるまちづくりをするために、その力点をどこに置いているかをお尋ねします。

2番目の質問は、駅周辺開発、駅前のイメージ、パース図はどうなっているのでしょうか。平群駅が地域交通のハブ駅のイメージである平群駅周辺開発の駅前ロータリーが見えてきたわけです。また、バス停の停留所にも屋根ができ、バス停らしくなってきました。その一方で、駅前開発について周辺大字や自治会からいろんな意見が出ています。町は住民の声をどのように把握しているのでしょうか。駅周計画では、特に最初のイメージ、パース図が町民の目に焼きついていました。そのため、いまの駅周を見ていると批判されています。町民の皆様が喜ぶ駅前を期待しています。町民の声では、大きな駐車場や田んぼが目に入り、最終的にどのようなになるか注目されています。このためにも、ぜひ駅前のイメージパース図が欲しいと話されています。

駅周開発では、個人の土地は地権者の考えが強いわけですが、幼稚園跡地や町有地等の活用はどうなっていくのでしょうか。町長は住民説明会でも、公共施設や文化センター構想を公約されていました。この課題も含めて、住民に納得いただくための駅前イメージパース図を、看板を上げるべきです。町長は区画整理組合の理事長でもあり、駅周以外の住民の皆様のを聞いて前向きに動いてほしいものです。町長の考えをお尋ねします。

3番目の質問は、防災行政無線は聞こえますか。いえいえ、聞こえないという問題です。町内の防災行政無線の難聴地域は何%ぐらいでしょうか。それはどこの地域でしょうか。自然の猛威である地震、台風からいち早く逃げるには、情報、警報等のキャッチが重要です。町の地域情報の大切さをいまさら感じております。町の唯一の身近な情報源は防災行政無線です。難聴地域について、まちは状況調査を行ったのか。本町は丘陵地であり、また、竜田川の両岸を挟み、どうしても音声ハウリング現象を起こし聞きにくいと、こういうことで

ございます。このことは随所にあり、風向きや気象条件で起こりやすく、各地域で何をしゃべっているかわからないということをよく聞きます。もし異常気象と言われるような伊豆大島の大雨や秒速90メートルの風速があったフィリピンの台風、また、山間に起こりやすい竜巻等が町を襲えばどうなるでしょうか。非常時に防災行政無線は聞こえるのか。雨戸を閉めたら聞こえるか。全町の聴取検査をいまやるべきでしょうか。お金はかかりません。

まず、平群の気象、地震等の情報を住民の皆さんと一緒に確認し、防災に向けての安全チェックが必要です。町長も一緒になって聞いてみませんか。耳で聴いて調査することです。気象状況によって風向きや家屋の締め切り等、いろんな障害があります。いま、自治会活動では防災訓練を自発的に行われています。その訓練時に、町はこの防災行政無線がどのように住民に伝わっているかモニターし、浸透度を調査するなど、今後の参考にすべきだと私は思います。単なる町のイベント情報だけでなく、防災行政無線を活用してほしいものです。町長は防災行政無線の難聴についてどのように思っているのでしょうか。

以上、大きく分けて三つでございます。町長の真摯で前向きな御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

高幣議員の御質問でございます。1点目の高齢者の転出防止の御質問でございます。人口対策の観点から、私のほうで御答弁申し上げます。

高齢者世帯の人口防止策について、人口対策の観点からということでございますが、人口対策は本年4月に策定をいたしました第5次総合計画におきましても、平群町のまちづくりを進める中で、喫緊の課題として認識をしております。その中で施策の展開を行うこととして、いま現在進めておるところでございます。

平群町にいま一番欠けておる部分といたしましては、やはり若い世代の定住化を目標に掲げておるところでございます。今後、平群町の人口推計を見る中で、平成25年から30年の推移においても、15歳未満の年少人口、15歳から65歳未満の生産年齢人口は減少しておりますが、65歳以上の高齢人口は増加しており、今後さらにこの人口構成比率の増加基調は続くものと予想されます。

このことから、平群町におきまして、年齢構成や推計値を検証した場合、高齢者人口が減少する比率は他の年齢層と比較してかなり鈍化をしておることから、人口対策として議員から御提案をいただいているような高齢者世帯

の流出対策については、現在のところ具体的な検討を行っていないのが現状でございます。

しかし、現在平群町にお住まいの高齢者の方が元気で生き生きと過ごされ、まさに健康長寿奈良県一を目指していただくようなさまざまな高齢者福祉施策の重要性は十分に認識しておるところでございます。

今後、財政状況を見据えながら、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進するような施策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

いまの御答弁では、若者施策はやっている、しかし、高齢者施策はまだ考えていないと、こういうふうな感じだったと思いますが、私思うんですけれど、この町、いわゆる本町の人口増の要因を考えてみた場合、いまから30年から40年、約50年前とか、そういう時代にこの町にお越しいただいて、そしてこの町が生き続いてきてるわけなんです。そして、その方々がいま、定年を終えられ、高齢化に入り、先ほども植田議員からもありましたが、高齢化率がひどいところでは50%というふうな話も出ておったわけです。やはりそうすると、出ていかれる方っていうのは、これは自然現象的に出ていかれる。ただ、その中で問題は、若者の人たちをどう定住化させるかと、こっちに焦点が絞られているようだとは思いますが、ただ、町長にお尋ねしたいんですけれども、私どもの町は、先ほども申しましたように、30年から約50年前の間にこれだけの2万人人口を擁する町になったという事実でございます。そうすると、若者を当然お迎えするのは当たり前なんです、それとは別に、この方々への言葉が独流なんですけれども、恩返しという考え方も必要じゃないかと。そういう意味で私は現在の固定資産税の超過税率分だけでもうまく何らかの形で還元できないのかということ御提案申し上げているのが褒賞ですね。定住化への褒賞金というふうな考え方なんです。

ぜひこのあたり、もう一度町長としてお考えいただきたいのは、この町が、ここにいま現在あるということについて、これはやはりそういう年代の方々へ恩返しということを考えなければならないのではないかと、こんなふうに考えております。

また、私は、前回の質問でも固定資産税の問題について申し上げたら、総合的に無理だというふうなことで、これは納得したわけなんですけれども、何らかの形で経済活性化につながるようなまちづくりを考えるためには、高齢者の方々に元気よく動いていただき、物を買っていただき、こういうふうなまちづ

くりをするのが第一だと思いますので、この恩返しという意味で町長にお尋ねしたいのは、先ほども申しましたように、この環境の中での皆さん方への施策を考えるためにどんなふうに町長自身がお考えなのか、再度お願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えさせていただきます。

ただいまの高齢者、いまの平群町築いていただいた平群にお住まいの高齢者の方については、当然、今日の平群町の現状を支えていただいたという部分で、行政といたしましても大変感謝を申し上げておるところでございます。

そういった高齢者の方に対して、やはり平群町という本当に環境のいい自治体の中で健やかに伸び伸びと元気に過ごしていただきたいという思いは行政総体としても持つておるところでございます。そのためにいろいろな生きがいくくりであるとか、健康づくり、また、高齢者の福祉対策としての施策というのは、私、福祉のほうの直接の担当ではございませんので、個々の内容について説明し切れないところはございますが、さまざまな施策をやりながら、そういった方の生きがいくくり、また健康づくりをやっておるところでございます。

また、その部分について、一定不十分性があるということではございましたら、またそれは、いろいろな、財政の状況であるとか、社会情勢なんかも踏まえまして行政として対応していくものは対応していくべきやというふうには考えておるところでございます。

ただ、いまおっしゃられた個々、高齢者個人の方への給付であったりとかいう部分につきましてはなかなか、財政状況も踏まえて何か対応しにくいところもございます。その部分については、一定御理解をいただけたらなというふうに考えております。

それと、あと、人口対策の部分でございますが、確かに平群町、総合計画の中でも1万8,000人ということで、将来の推計目標を持つておるところでございます。ただ、現在、非常に人口も減少傾向にあるというところでございます。また、人口対策については、申し上げたように、若者を主体としたような定住促進をして、若い方の人口構成を伸ばしていくというふうな政策を展開しております。

やはり町の人口というのは、人口を減らさないという取り組みも大事でございますが、やはりそれぞれの年層別の構成比といいますか、割合といいますか、そういったものも一定考えながら、まちづくりの施策というのは推進をしてい

くというふうなことが重要ではないかというふうに考えておりますので、いま現在平群町が取り組んでおります施策について、特に若い方たちへの施策について、まず、いま、人口対策という部分では対応しているという部分での優先順位をつけながらの施策展開という部分で御理解をいただけたらというふうに考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

若者という視点で見た場合と、それから高齢者という視点で見た場合、考え方はいろいろあると思います。そういうことで、私はいま申し上げた内容で、高齢者へのサービス提供というんですか、高齢者に対するということが、先ほどの大浦課長の答弁ですと、いまは考えてないとはっきりおっしゃったわけですから、これがやはり町の人たちがどんなふうを受けとめるか、非常に大きなポイントだと思います。揚げ足をとるわけじゃないですが、余り高齢者のことは考えないという表現、これは議事録を見てみないとわかりませんが、私は避けたほうがいいんじゃないかと思います。

町がだめならというふうな感じで私自身は受けとめますので、町としての誠意が余りないなど、高齢者に対する誠意が少ないなど、高齢者の交通費助成とか、いろんなことを申し上げたんですけれども、非常に残念な御答弁ではないかと思えます。

町がだめというんですから、誠意のない町やと、こう受けとめなきゃならないかもしれませんので、この辺もし町長何かありましたら、町長お願いしたいと思えます。

○議 長

町長。

○町 長

決してそういうことではございませんで、この間、行財政改革ということで、個人給付的なことはできるだけということで、抑えさせていただいたということとはございますが、高齢者の皆さん方にとりましては生きがいあるいは健康づくりという観点からですね、活躍していただける場をできるだけ提供していくということを考えております。体育施設につきましても、高齢者に対しまして一定の減免もやっておりますし、またかしのき荘は文化施設として非常に活発に活用していただいているところでございます。公民館、その他の施設につきましても、高齢者の皆さんが生き生きと活動できるという場を提供させていただいておるつもりでございます。

そういったことで、個人給付的なことはなかなかございませんけども、そういった施策によりまして、高齢の方がですね、生き生きと元気に活動できると、そして、まちづくりにも一緒に参加していただけるというようなことで取り組みを進めていきたいと、今後におきましてもそういったことを重要視しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

高幣君。

○7番

町長ありがとうございます。やはり一番大事なポイントは、高齢者の方々を大事にする町、そして、魅力ある町、これをつくるのがこれからの人口問題等の大きなキーポイントだと思いますので、ぜひとも高齢者が一生懸命いろんなことをやられております。そういう意味での補助といたら変ですが、そういう形を援助してあげていただくのは大事なことだと思いますが、ぜひともこのまちの活性化を考えた場合、やはり、後でも質問させていただきますが、駅前でのお金を使うところをつくっていただいて、高齢者の方々にも協力していただく、これをお願いしたいと思っております。この件はこれで結構です。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、高幣議員の2点目、平群駅周辺整備事業にいただきました質問にお答えをさせていただきます。

平群町の中心地としてふさわしいまちの活性化と申しますのは、町として長年にわたる大きな課題でございます。土地区画整理事業という事業手法上、また、15年の長きにわたる事業期間の中で、地区内外を問わず事業に対する不安やお叱りの御意見というものは十分認識をしております。

議員御指摘のとおり、住民の皆様の声と申しますのは非常に大事でございます。当然のことながら、真摯に受けとめさせていただいている次第でございます。

そのような中で出されておりますイメージ看板でございます。これは事業完了後の一つの駅前活性化の未来予想図的なイメージとして事業開始当時に掲載をされていたものでございます。議員御承知のとおり、土地区画整理事業という手法上、地権者の方々の土地利用につきましては、最終、地権者の方々の御意向に委ねられるものであります。

町といたしましては、土地区画整理事業という面整備の中で、まちづくりの

誘導作業として作成をされました駅前活性化へのイメージでありましたが、時代の背景とともにそのイメージが全てでなく、駅前広場、道路等の公共施設が徐々に概成していく中で、また、公共施設や文化センター構想も含めまして、平群町の中心地としてのイメージも柔軟に模索しなければならないというふうに考えています。

今後の地権者の意向も踏まえまして、住民の皆さんの利便性の向上を図るため、平群の中心地としてふさわしいまちづくりを目指して取り組みを進めてまいります。

議員最後にお述べになりましたイメージ図ではありますが、公共施設の整備計画、あるいは文化センター構想につきましては、まだまだ構想段階でありますので、現時点でイメージ図をお示しするのは非常に難しいというふうに考えております。今後の検討課題とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議 長

高幣君。

○7 番

組合の事務局たる岡田の参事のところでおっしゃるのはある程度私も理解は十分できます。ただ、さっきも申し上げた魅力あるまちづくりというのをある意味で住民の皆さん方にお話をされているわけですから、そうしますと平群4駅の中で中心地っていうのは平群駅なんです。この平群駅がどんなふうに変わっていくのか、非常に住民の皆さんは心配ちゅうんですか、されているんです。でも夢もお持ちなんです。やはりその夢は何かというと、こんなことを言うと揚げ足取りになります、当初に挙げられたパースのイメージ図の看板、これがものすごい印象強く住民の皆さんお思いになっているわけなんです。やはりこれは、払拭というたら変ですけれども、消すことはできないんですよ。人間のイメージっていうのは。ここの辺のポイントをいま、きょう質問させていただいているわけです。

例えば、駅前っていうのは、平群駅ですけれども、平群駅というのはお客様がお降りになる。降りてこられる。それからお帰りになる。その拠点なんですよね、平群駅は。また、前回も観光基本計画でお示しになってたんですけれども、これからやはり町づくりは観光だと私も思います。また後ほど各議員からもその辺についての話があるかもしれません。そういうところで、平群駅前が、言葉は悪いですが、田んぼが見える、秋に収穫ができる、米ができる、で、駐車場、まあ駐車場は交通のハブ拠点という意味も考えれば、それは必要なのかもしれませんが、いま現在の状況は、町長、よくごらんになってるんでしょう

か。駅へ降りてきて、先ほどバス停の停留所ができた、非常によかったと私は申し上げたわけです。これも住民の皆さんはお喜びになっているのは現実ですが、あそこに立って、役場方向を見たときのあの風景は果たしていいのかどうか。もちろん地権者の方々がお決めになるんだと言われれば、これ以上は何も言えませんけれども、そういう意味で、私はもうこの時期、ぼつぼつ、29年ですか、完成が。あと残された期間を考えたらぼつぼつこんな感じになるというイメージをもう一度町民の皆さん方に知っていただくのも大事じゃないかなと私は思っております。

それから、例えばさっき文化センターの話もありましたけれども、幼稚園がいま幼保一体化でこども園で、椿井へ持っていくことがほぼ固まりつつあり、最終日の補正予算で決まっていくと思うんですけれども、やはり幼稚園の跡地をどんな活用になるのか。それから、それ以外にも町有地があるわけですが、町有地がどういう形になっていくのか、まだ構想がありませんではなく、構想をつくりながら、そしてこれだけのものをやりたいというぐらいの意気込みを出していただきたいと、私はそう思っています。

また、非常に小さな話になりますが、駅というのは電車のダイヤで動いてるところなんです。ところがバスが降りたかて、時計もない、自分の腕時計を開けて見たらいいんですけれども、時計もないというのが実態です。やっと雨露がある程度防げるようになったのがいまの停留所です。もちろん風も防げるようになったわけです。やはりこういうふうな観点で、駅前というものは一体どんなものなのか、本当に考えておられるのか。区画整理組合の方々は当然地権者ですから、自分の土地のことですから、これはなかなか難しいんですが、町自身がそういうふうな形に持っていく、リードをするのが町だと思えますよね。区画整理組合の理事長でもあり町長でもある岩崎町長のお仕事ではないかなと、その方向性をつくるためのね。そこら辺をちょっと、もう1回皆さん方の御意見を、理事者側の意見を、私はもう一度意気込みを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

高幣議員の再質問でございます。魅力あるまちづくりということでもう一度という御意見でございます。いま、高幣議員がお述べになりましたように、夢のあるまちづくり、あんな町にしたい、こんな町にしたいという御意見、あるいは町民の皆さんのそういった御意見を同じくして、私たちもこういう町になってほしいという思いの中で都市計画を定め、現在、着々と取り組みを進めて

おるところでございます。もう一度イメージパースということになりますと、より現実に近いということになってまいります。そういうことから、再度私たちも組合とも協議をしまして、検討課題というふうにさせていただいております。

これから進みます事業の終盤にかかりまして、心を一つにしまして、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えますので、御理解をお願いいたします。

○議 長

高幣君。

○7 番

参事のおっしゃる区画整理組合の事務局としての答えは私はある程度認めるわけなんです、あくまで町側がリーダーシップを持つのが必要だということをお願いしているわけです。そのために申し上げているのは、いつでしたか、25年、昨年度3月議会でも申し上げたと思うんです。文化センター構想のお話を申し上げたら、構想は練るとおっしゃったんですね。そういう観点から見たら、もうぼつぼつ幼稚園の跡地も見えてきたし、それからいまの公民館もだんだん老朽化しているという実態を考えると、ぼつぼつ構想そのものをつくっていただきたいと私は思っているわけです。

最近のはやりで言えば駅というのはどんなところやと、観光で言えばどんなところやと言え、やはりお客様をお迎えする場所やと、そして満足してお帰りいただく場所やと、こんなふうに私は考えています。いま風で言えば、ことしの流行語大賞じゃないですけども、おもてなしという考え方が駅前に必要なものではないかと私はそんなふうに考えております。

やはり観光というものに力点を置いていくなれば、まずはそういう観光の拠点である駅、こういうところを考えていけないと思うんです。そういう意味で、平群のイメージというものはどう持っていくべきか、そして、また、公共サービス機能を、いま現在役場との距離は200メートルから300メートルぐらいあるわけなんですけれども、やはり駅前に公共的サービス機能を持たせるのも一つだと思います。

もう随分前になりますが、守山の駅、JRの、琵琶湖のそばの。あそこでは駅前に出張所のようなものをつくって、そこで住民票とか、戸籍謄本とか、あるいはそういうサービスができるように守山の駅で、たしか十五、六年前です。やっておられました。もちろんお金がかかるというのも向こうの市の方はおっしゃっていましたが、やはり駅前、駅周辺という言葉を使うと、そういう公共サービス機能とか、また、金融機関とか、あるいは飲食店、いわゆる商業店

舗とか、この辺のイメージが非常に必要だと思います。やはり周辺部の方々、皆さん方、それに期待をされておりますので、単線の駅をほめるような形じゃなく、やはり便利な駅やと、便利な平群なんだと、そういうことを町から見れば、財政計画もありますとか、いろんなことをおっしゃいますが、そういうふうなことを考えて、もう一度この駅前について、町自身が区画整理組合とよく話し合っただけのようにお願いをしたいと思います。

もうこれ以上答弁を求めるものではございません。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。これで結構です。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

大きい3点目の防災行政無線の難聴地域対策でございます。

防災行政無線は、災害発生時における情報発信のかなめであり、災害が発生した場合にはいち早く町民の皆様へ情報を提供するための手段として設置しています。また、平常時は行政無線として町のイベント等の情報発信に活用しています。防災無線が聞こえにくい地域があることにつきましては、以前より住民の方から聞こえにくい等の通報などがありまして、その都度保守点検業者と相談をしながら防災行政無線のスピーカーの向きの調整等の対策を行ってまいりました。

議員御指摘のとおり、平群町は丘陵地であり、南北に川が流れているなど、風向きによっては音声がハウリング現象を起こしやすく、地域によっては聞こえにくい地域があると考えられます。以前に町内在住の職員に防災行政無線が聞こえるかどうかの簡単な調査を行った経過はありますが、難聴地域が町の何%にあるかについての調査までは行っておりません。その日の風向きや気象条件により聞こえ方に変化があり、調査を実施するのは難しいと考えています。

防災行政無線本体の調整には限界があると考えておりますので、今後につきましては、防災無線の放送内容を登録者にメールで発信するメール配信サービスを行っており、広報紙等で広く住民にPRを行い、メール配信への登録を勧めたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

できてないとおっしゃるのであれば、ぜひともどれぐらいの、人口2万人で

何所帯分ぐらいが聞こえていないのかはもう少し詳細を調べておくべきじゃないでしょうか。もちろんメールというのができたというのは、これは最近のことですけれども、何人ぐらい、いまメール登録をなされているのか、ちょっとそれも聞きたいですよ。

それからもう1点、何人ぐらいというのはどういうふうな形で配信されていくのか、私はわかりませんが、私が持っている携帯では、八尾のメールが入るんですよ。どういうふうにシステムなっているのか、私、知りませんが。それから大阪市からもメールで情報が提供されていると、こういうことなんです。もう少し技術的な面を研究なされた方がいいんじゃないかと。とりあえず聞きたいのは、何%ぐらいですか。いま、そのメール配信を求められた方は。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

この11月末現在でメール配信に登録されておられる方は223件でございます。まだまだ登録者数が少ないと感じておりますので、12月広報からですね、当分の間は毎月広報紙に原稿を掲載いたしまして、登録者数を増やしていきたいというふうに考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

223ですから、私が入ってるとしたら、1抜くと222件というふうな、人口が2万人、2万人といっていると、その何分の1ですか。聞いたらわかると思うんですね。計算したら。というふうなことで、このメール配信についてはもう少し時代祭りを毎月広報で載せるんじゃなくって、これを毎月載せて、アップすることが大事やと私は思います。

それからもう1点、また、さっき広報の話がきょう出ておりましたけれども、広報でこれをまた勧めていくわけなんです、こんなことも必要だと思うんです。いま、国中でいろんなそういう防災情報っていうのが流れてるわけですよ。気象情報が。インターネットで見れば、気象庁を見ればどんどん出ます。いま10時半ですけれども、10時半に自分が出かけるときに、いま、この近畿地方、あるいは平群地区で雨はどないなっているかなというのを私自身は大体毎日出かけるときにインターネットで調べるんです。そうすると、雨がどこに降っている。平群町役場の上は雨かどうか。これも瞬時にわかるように、いま、なっているわけなんです。そういう意味で、広報を使って、そういう気象情報はこうして見るができますよとか、いろんなことを指導してあげてほしいな

と思うんです。こういうところは、いまの223件聞いてびっくりしておるんです。やっぱり、もう家庭でインターネットを見る方、相当いらっしゃいますから、そういう方々へのPRも広報を使ってやっていただく、場合によったらその図面もコピーできると思いますから、こんなんが見れるんですよ。平群町の役場にいま雨降ってるかどうかも見れるんですよというぐらいのPR活動をやっていただきたいと思うんですが、そのあたりいかがですか。もう1回、ちょっと広報の関連ですけれども。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

ただいま、議員の御指摘のとおり、まだまだですね、メール配信サービスの登録者数は少のうございます。ですんで、毎月ですね、広報紙に掲載をしまして、そのようなことも掲載をしていきたいと考えてますんで、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長

高幣君。

○7番

一つの事例を申し上げておきますと、気象庁のXレインバンドという雨量情報が流れております。これ、本当は平群町の役場の上が雨降ってるかどうかまでわかるXバンド、これは非常に便利いいと思います。こういうものを一度町のほうでも見ていただいて、そういう広報を使って、こんなふうにして見たらすぐわかりますよと、バスの時刻表とか、電車の時刻表を見るみたいなもので、本当簡単に、いま雨降ってるかどうか。また、さらに大阪湾の上で雨降ってるから、西へ流れてきたら、もうちょっとしたら1時間ぐらいで雨降ってくるというようなことも予測できますので、ぜひともこれを提供してあげたいと私は思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは答え結構です。

以上ですか、ひとつよろしく頑張っていただきたいと思ひます。終わります。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時45分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8 番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております5項目について質問させていただきます。

1項目めは、災害時要援護者の避難対策の強化について質問いたします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者が犠牲になる割合が高いことから、災害対策基本法が本年6月に改正されました。同改正案のポイントの一つは、避難所における生活環境の整備を明記した点です。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や衣料品などを用意し、利用サービスの提供にも努めるとしてあります。

東日本大震災では、震災関連死の約9割が65歳以上でした。死亡原因としては、避難生活の肉体、精神的疲労が多いと指摘されております。避難所生活が長引くと、高齢者や障害者はもちろん、若くて健康な人でもつらい状態になります。東日本大震災の教訓を生かし、こうした点を早急に改善していくよう法案で定めております。

また、この法律の定める避難所を本当に避難される方にとって有用なものにするためには、それぞれの避難所にどのような方が避難されるかを想定した事前の準備が平時から必要ではないでしょうか。そのためにも、今回の改正のもう1点ですが、避難行動要支援者の名簿作成を市町村に義務づけております。名簿は本人の同意を得た上で、消防や民生委員など、関係機関にあらかじめ情報提供し、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供でき、避難の際の個別計画や避難訓練が充実すると思われれます。ただ、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求めています。

そこで何点かお尋ねをいたします。

まず1点目、今回の改正に対して、本町はどのような対策をしていくのかお尋ねいたします。

2点目、現在の災害時要援護者名簿の現状と今後、町としてどうあるべきとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目、本町で現在導入している被災者支援システムがバージョンアップさ

れ、災害時要援護者管理システムが活用できるようになっております。住民基本台帳と連携すれば、平常時から要援護者の最新状況が瞬時にわかり、GISとも連携しており、地図上から要援護者の検索、抽出を行うことができるシステムです。被災者台帳と連携することで要援護者の被災状況の把握が行えます。早急にシステムを導入すべきと考えますがお尋ねをいたします。

4点目、東日本大震災では学校施設にも柱や梁などの構造体の被害だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や、児童・生徒がけがをした例も発生しました。平成24年9月に文部科学省から発出された通知では、公立学校施設における屋内運動場等の天井等について、平成25年度中に学校設置者が責任を持って総点検を完了させるとともに、平成27年度までに落下防止対策を完了するように要請されており、私も何度も議会で質問してまいりました。本町の避難所となる学校の屋内運動場等の天井等について、学校設置者による耐震点検の結果、対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらの対策の実態と完了時期はいつですか。文部科学省の通知を受けて、屋内運動場等の天井等の点検、対策を早急に完了させるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

あわせて、今回の改正のポイントの一つである避難所における生活環境の整備に基づき、それぞれの避難所にどのような方が避難されるかを想定した避難所の防災機能強化の年次計画の策定の現状についてお尋ねいたします。

5点目、平群町地域防災計画に対応した全職員による災害時を想定した活動体制の訓練を実施すべきではないでしょうか。いざ災害が起こったら、全ての職員の皆さんは防災担当職員として、一致団結して住民の命を守る行動を起こさなければなりません。毎年最低1回でも実施すべきではないでしょうか。

大きな2項目めは、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種助成と前立腺がん検診の導入について質問いたします。

がんや心疾患に次いで日本の死因の上位を占める肺炎、この病気で年間11万人を超す高齢者が命を落としております。肺炎は抵抗力の弱い高齢者にとって大変怖い病気の一つですが、その予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされ、一度接種すれば効果が5年以上持続するのも特徴です。

しかし、我が国では、65歳以上の高齢者の接種率が12%と低い現状です。その原因について、高い接種費用にあると指摘されております。接種費用は6,000円から8,000円程度と医療機関によって異なりますが、高齢者の命を守るため、既に全国で700に近い市町村が先行して公費助成を行っており、近隣でも斑鳩町、三郷町では既に実施をしております。私も以前より予算要望してまいりましたが、早期に接種費用の公費助成を実施すべきと考えますが、

具体的な実施時期と具体的な内容をお示しください。

また、前立腺がん検診への助成制度の導入については、予算要望を初め、平成24年9月議会でも質問をしてまいりました。前立腺がんは特に50歳以上は加齢とともに罹患率が増える男性特有の高齢者のがんとされており、2020年には罹患数が2000年比3.4倍増の約8万人に上り、死亡者数は2.8倍増となり、肺がんに次いで男性のがんとして第2位になると予測をされています。前立腺がんが大きくなるとともに、リンパ節や骨、肺などにがんが散らばり、いろいろな障害が起こります。しかし、血液検査だけで済む簡単な検査で早期発見につながる検診が普及していないという現状の中、全国の自治体では約7割が前立腺がんの受診費用の軽減制度を導入されています。近隣の斑鳩町では55歳以上の男性に血液検査を導入し、三郷町では50歳以上の男性に対して特定健診や後期高齢者健康診査での血液検査と一緒に実施されたり、健診のみの希望の方は町内医療機関で500円で健診が受けられます。本町においても、高齢者の皆様の命を守るために特定健診や後期高齢者健康診査などの折に、前立腺がん健診に助成の実施をすべきと考えますがいかがお考えでしょうか。

大きな3項目めは、次代を担う子どもに一流の文化芸術体験の機会をについて質問いたします。

子どもたちが健やかに成長していくには、本物の文化芸術に触れていくことが欠かせません。全国的には、財政的な面から芸術家などによる学校での開催が少ない現状と言われております。子ども小的时候から優れた文化芸術に接することは感性を磨く上で重要であり、しっかり取り組まねばなりません。本町においては小中学校現場の御努力で毎年1回は音楽鑑賞や観劇などの行事を開催されています。

しかし、全国的にいじめ問題などが深刻化する中、心で学ぶ教育が大切であり、子どもの芸術に触れる機会をさらに増やしていくことが大事であると考えます。

そこで、文化庁では、次代を担う子どもの文化芸術体験により、小中学校に一流のオーケストラや演劇などの舞台芸術公演を行い、また、一流の芸術家を派遣し、講和や実技披露を実施することにより、次代の担い手となる子どもたちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や芸術鑑賞能力の向上につながります。

さらに文化庁が費用をほとんど負担されますので、大変実施がしやすくなります。どうかこのような文化庁の事業を活用して、平群の子どもたちに本物の芸術に触れる場を拡大すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きな4項目めは、コンビニ納付やペイジー納付、また、コンビニ証明書交付の導入について質問いたします。

町税のコンビニ納付やペイジー納付の導入について、平成19年3月議会、平成24年9月議会において一般質問してまいりました。コンビニ収納は平成15年4月、地方自治法の改正により多くの自治体がコンビニやクレジットによる収納業務委託が行われ、24時間利用できることから、納税者の利便性の向上につながり、時代のニーズに則した結果であることから、現在、全国的に約3分の1以上の自治体がこのコンビニ収納、あるいはクレジット収納等を導入しております。生駒郡内でも、平群町以外、全てコンビニ収納等を導入する予定と聞いております。

また、本年12月15日より、南都銀行ATMでペイジー収納サービスは開始されました。ペイジー収納は税金や公共料金等の支払いをパソコンやスマホを含む携帯電話、ATMから簡単に行える電子収納サービスとして大変便利になります。平成24年9月議会では、平群町において近隣市町村とも同様のサービスが提供できるよう、しっかり前向きに取り組んでまいりたいと御答弁をいただきましたが、コンビニ納付とペイジー納付の導入に向けた進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明などの証明書の交付については、役場窓口と日数のかかる郵便扱いでしか交付されません。そのようなことから、休日も役場を開庁してほしいとお声をよくお聞きします。そのような現状から、コンビニ証明書交付の導入は、住民の利便、サービスの向上に大きく寄与します。県内において、平成23年4月に導入されました生駒市のみですが、住民サービスとしては一定の効果が出ております。財源的なこともありますが、本町においても検討すべきと考えますがいかがお考えでしょうか。

最後の大きな5項目めは、平群町駅周辺整備事業における商業店舗誘致の進捗状況について質問いたします。

本年9月議会においても一般質問いたしましたが、平群駅周辺を平群町の中心地としてふさわしくするために、平群駅西側の土地区画整理事業を通して着実に商業店舗の誘致活動を勧め、町の活性化を図る必要があります。先日の住民説明会で、町長から、文化施設や図書館建設構想の説明がありましたが、公共施設の誘致も町の活性化の一つだと思います。地権者の換地が進む中で、平成27年度の駅前線の修景工事が完成したら、待っていても店舗は自然にやってくるなんて悠長な時代錯誤のようなことは思われていないと思いますが、もし微塵にもそのようなお考えであるならば、誘致活動はそんなに簡単なものではないと思います。町の活性化のために、どこの自治体も誘致活動は生き残り

をかけた熾烈な戦いをされております。まだまだ駅周辺整備事業に対して、住民の皆様のご理解に至っていないのが現状であることは認識されておられると9月議会でも御答弁されていましたが、駅があり役場がある。旧来から平群の中心地として平群駅周辺はこのたびの第5次総合計画にも平群の顔と位置づけられ、住民の日常生活の利便性を支える商業機能を誘導し、配置していくことが必要であり、町の中心としてふさわしい整備が必要であると明記されております。

そこで何点かお尋ねをいたします。

1点目、商業店舗の誘致活動については、9月議会でも今後も積極的に取り組んでいきたいと答弁されましたが、9月以降の商業店舗の誘致活動の進捗状況についてお尋ねをいたします。

2点目、土地利用を考えられている地権者は何件ですか。それはいつの調査によるものですか、お尋ねいたします。また、9月議会では、地権者への意向調査を行うと答弁され、町長からも意向調査を進めるようにと指示が出されたとお聞きをしましたが、どのように進められておられますか。

3点目、誘致活動のために人員や組織体制の強化を求めましたが、どのような対応をされましたかお尋ねをいたします。

以上、端的な明快な御答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

大きい1項目めの1点目。本年6月の災害対策基本法の改正に対してどのような体制をしていくのかということをございます。災害対策基本法の改正についてであります。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が示され、その中で避難行動要支援者名簿の作成や名簿情報の避難等、関係者への提供等の規定が設けられました。平群町におきましても、改正された災害対策基本法の趣旨にのっとり、地域防災計画を早急に見直しまして、指定緊急避難場所等を適正に指定を行い、災害に対し可能な限り安全な避難所の確保をしてまいりたいと考えています。

また、避難行動要支援者名簿を作成し、更新作業や管理運営を適正に行いながら、平常時から要支援者の同意を得ながら、消防や民生委員等に情報提供をしてまいりたいと考えています。そして、災害時には、自主防災組織等にも速やかに配付し、要支援者の避難誘導や安否確認など、防災活動が適切に行われるよう取り組みを行っていきたくと考えています。

次に2点目をございます。災害時要援護者名簿の現状と今後町としてどうあ

るべきかということでございます。町としまして、これまで平成17年3月に内閣府より取りまとめられました災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、平群町民生児童委員協議会の御協力のもと、同意方式により名簿作成を行ってまいりました。

しかし、法改正によりまして避難行動要支援者名簿作成には新たに市町村が避難行動要支援者からの同意をとることが求められています。この法律改正の施行日が平成26年4月1日であることから、早急に庁内関係課で協議を行い、迅速に要支援者を把握するとともに周知方法につきましても漏れのないよう行ってまいりたいと考えています。

次に3点目でございますが、被災者支援システムがバージョンアップされ、災害時要援護者管理システムが活用でき、また、GPSとも連携していることから、早急に導入すべきではないかということでございます。

名簿を作成することが目的ではなく、作成した名簿をいかに減災に活用できるか、防災対策が執行できるかが目的でありますので、法改正も踏まえまして、システムを導入し、いつ起こるかわからない災害に備えることが必要であると考えますので、予算を確保してまいりたいと考えています。

それから、大きい4項目めの非構造部材につきましては教育委員会から回答があります。

次に、避難所の防災機能強化の年次計画の策定の状況についてでございます。現在、計画を財源の確保も見極めつつ、順次見直し作業を行っております。財政状況を十分に踏まえ、できるだけ有利な補助金や起債充当を確保しながら、災害時のライフラインの確保を第一に考え、優先順位をつけながら、まずは学校等の収容人員の多い拠点となる避難所から順次防災機能強化を図っていきたいと考えています。本年度より総合スポーツセンターの防災基盤整備を行います。また、住民共同で防災かまどベンチの設置についても行っており、順次避難所へ設置していく予定でございます。

最後に5点目でございますが、地域防災計画に対応した全職員での防災訓練を実施すべきではないかという御質問でございます。

災害が起これば全職員が公助のかなめとして災害対策に当たらなければなりません。地域防災計画に基づきまして、職員初動マニュアルを作成し、災害発生に備えた取り組みを進めています。本年9月には、生駒郡総合防災訓練が天候不良のためやむなく中止となりましたが、前日のリハーサルでは、生駒郡4町の職員、消防団、西和警察、西和消防署、自主防災組織、日赤奉仕団に参加をいただき、一通り実施しました。また、11月には若葉台自主防災会との共同で避難訓練を実施しました。現在、職員の参集について、メール配信システ

ムを活用し、災害時の職員参集を速やかに行えるよう取り組みを行っています。

今後につきましては、災害時職員初動マニュアルに基づきまして、図上訓練や避難誘導訓練等を行っていく予定であります。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、4点目、学校の屋内運動場の非構造部材の点検状況や対策についての御質問にお答えさせていただきます。

町内の小中学校の屋内運動場の耐震診断の状況ですが、北小学校の屋内運動場につきましては、耐震基準I s値が0.46の結果が出、平成24年度に耐震補強工事を実施した際、天井材の撤去、照明器具の落下防止対策を工事内容に含めて実施し、あわせてバスケットのゴールにつきましても新たに新規設置を行い、落下防止強化を図りました。また、東小学校屋内運動場につきましては、耐震基準I s値が0.34の結果が出ております。平成26年度の耐震完了予定をしておりましたが、現在平成25年度と26年度の2カ年で東小の大規模改修工事を実施していることもありまして、学校の安全を確保するため、実施時期をずらし、平成26年度に耐震補強実施設計を行い、平成27年度に耐震工事を実施する計画であり、その中であわせて非構造部材の改修も施工内容に盛り込んで実施をしたいと考えております。

南小学校につきましては、平成57年度以降の建築のため、構造体躯体の耐震診断は不要となっておりますが、今後、非構造部材の改修を行う必要があるのか、点検が必要と考えております。

また、中学校につきましては、耐震基準I s値が0.30の結果でありましたので、平成23年度に耐震補強の工事を実施し、構造体の耐震化を行いました。しかし、非構造部材の改修まではできていないため、今後、非構造部材の改修を行う必要があるのか点検が必要と考えております。

教育委員会としましては、学校、屋内運動場の天井材や照明器具等の非構造部材の耐震強化は避難所としての機能強化にもつながるということから、重要な課題であるという認識に立っております。今後、防災担当課で策定の平群町防災対策アクションプラン年次計画に基づき、財政協議も行う中で、補助金、交付金等の活用も図り、点検結果に基づきます学校屋内運動場の落下防止対策を講じ、避難所機能の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。災害対策基本法、本年改正をされました。東日本大震災のこの教訓を受けて、何としても救える命を救っていきたいということがありますが、いま、冒頭、本町の対策について述べていただきましたが、この災対法の改正の意義をしっかりと受けとめていただいて取り組んでいただきたいと思います。

また、平時から、災害時、どんなことが大事なのかを考え、準備しておかなければなりませんのでね、どのような状態の方が各避難所に来るか想定したきめ細かなやはり対策をとっていただきたいと思います。

2点目のこの災害時要援護者名簿の現状ということで、いま、お聞きしましたが、平群町は奈良市に続きまして、県下でもいち早くこの災害時要援護者名簿、平成21年度に民生委員さん、また担当課の皆さんの御努力のおかげで作成をしていただきましたが、いま、どうも聞いておりましたら、平成26年4月にしたら、それまでにとということで速やかにとということでありますが、私もこの内閣府の防災担当が発行しております避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というのを、45ページほどあるんですけども、これを出しましたら、その19ページに書いているんですけど、いままで災害時要援護者という名称でされてきましたが、今回の法改正で、避難行動要支援者という名称に変わり、自治体でこの災害時要援護者の名簿作成ができてないということで、それを本当に全自治体が義務化すると、しなさいというものすごい、本当に国が言わないとなかなかできていない。平群町は、でもいち早く取り組んでいただいたことは評価をしているんですけど、この名称が変わると。この関係性につきまして、今回の災対法の改正の施工前から、災害時要援護者名簿の名称で避難行動要支援名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が改正災対法に基づき、作成される名簿の内容に実質的に相当するものについては、このまま作成する必要はないというふうに明記をされているんですけども、その点、また新たに一から、このいまあります災害時要援護者名簿を置いて、一から取り組まれるのかですね。そこをちょっとお聞きしたいんです。

そして、来年の4月1日からでいいという国の方針ですけども、それまでにとということでですけども、では、もしあす災害が起こったときに、この災害時要援護者名簿は消防と各民生委員さん、2個すぐ出して、それから消防にも助けに行ってもらおう。また、皆さんも行くと、こういうふうな取り組みをしないといけないんですね。それがいまでもどこにあるのか。いま現在の災害時要援護者名簿はどこの担当課が中心で、どこに行かせていただいたら、個人情報ですので見ることはできませんが、どこが把握されているのかをお尋ねしたいと思

ます。

それと、災害時要援護者名簿、平群町のかたの人数ですね、それも教えていただきたいと思います。

それから、3点目の、いま、本当に全国で一番この被災者支援システムという、西宮市の阪神淡路大震災のときに、災害を受けながら、被災されながらつくられたこのシステムが、平群町、全国に先駆けて導入をしていただきまして、これがまた無料でバージョンアップされているということで、いま、しっかりと、いつ起こるかかわからない災害に備えることが必要であると考え、予算を確保したいと、このように前向きな御答弁をいただきましたが、この予算の大体の経費ですね。それを教えてほしいと思います。

それと、私は予算確保したいということですが、予備費を充用してでもですね、このシステムは改修を、システム、現場のデータを導入する、接続するシステムだと思うんですが、それを、予備費を充用してでもやっていただきたいんです。

それは、御存じのように、災害時要援護者名簿、いままでは私が知る限りは1年に一遍しか更新をされていないというのが、ほかの自治体でもですが、平群町においてもそうだと思います。ですから、それを住基と連携してということで、もう本当にすぐ、最新の情報をこのシステムと接続することで把握ができるという大変大事なものですのでね、金額と、それから予備費充用でしていただきたい。これは再答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それから、4点目の非構造部材についてですが、今回、詳しい御答弁をいただきました。北小学校は完了ということで、あと、東も27年度には非構造部材を含めて耐震化も完了と、耐震化に関しては、体育館の耐震化に関しましては100%に平成27年度になるということですが、非構造部材ですね。やはり南小のこの体育館、特殊な屋根になっておりますので、それとやはりいろいろな非構造部材の点検、中学校等々がまだ残っておりますのでね。いま、アクションプランの年次計画もありましたが、これは本当にしっかりと、きょうの御答弁、しっかりと私受けとめさせていただきますので、27年度までにと国の方は言うておりますが、27年度までにきっちりと計画をいつ立てられるか、再度御確認をさせていただきたいと思います。

5点目ですけれども、防災機能の年次計画ということで、答弁では財源確保しながら優先順位をつけ、防災機能強化のある避難所にしてまいりたいと、このような御答弁でありましたが、今回の最大の大きなポイントの避難所における生活環境の整備もしっかりと明記されたわけですね。安全性をも生かした施設と。各15の施設、平群町にあります。もう何か、本当にどうなんだろう

と。災害が起こったときにここの避難所で本当に安心できるのだろうかという不安がたくさんあります。そういう観点から、しっかりとこの年次計画につきましては明確に、きっちりと、町長を中心にこの年次計画は立てていただきたいと思います。財源が伴うものですので、一遍に行かないことはよくわかっておりますけれども、このアクションプラン、しっかりと案とか見直しとかじゃなくて、しっかりと出していただきますようお願いをしておきたいと思いません。

それから、全職員の皆さんのマニュアルに沿った、地域防災計画に沿った訓練ですね、大変すばらしい地域防災計画を職員の皆さん、また多くの皆さんのおかげで平群町は各ほかの市町村よりも早くこれを、東日本大震災を受けてから改正をしていただきました。これに基づいて、なんぼすばらしいものができるも、本当に職員の皆さんの行動がやはり訓練をしていただかないと、いま、防災担当職員2名いらっしゃいますが、災害はこのお2人だけではどうすることもできませんので、皆さん、お一人お一人が私たち住民の頼りにするべき職員の皆さんですので、お一人お一人が本当に防災担当職員という思いで、この訓練は必ず実施をしていただくということですので、お願いをしておきたいと思いません。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

回答の順番が変わってしまうのかもわかりませんが、まず災害時要援護者の人数でございます。これは総務防災課です確認しておりますのは、1,818名でございます。

それと、システムの改修にかかる費用が幾らぐらいかということでございますが、50万ぐらいであるというふうに聞いております。

それと予備費を充用してでもということでございます。予算の確保に努めてまいりたいということで答弁とさせていただきます。

あと、どこの課が担当かということでございます。これは本当に法の改正もでございますので、全庁的にですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

屋内運動場の非構造部材の件の再質問でございます。先ほども申し上げます

たように、北小学校については完了している。東小学校につきましては、平成27年度には完了するというので、もうこれは決定しておりますので、そうなると計画というか、実行していくということなんです。

あと、残る中学校、南小学校につきましては、一応27年度で躯体構造の部分につきましては全て耐震化は完了するというふうになってます。非構造部材については、それを受けて27年度までには北と東は完了しますけども、中学校、南小学校につきましては年次スケジュールで平成27年度、平成28年度に、27年度までに全てというわけにはいかないんですけども、財政協議も当然必要ではありますけども、教育委員会としては、それに向けて努力してまいりたいというふうに思ってます。

○議長

副町長。

○副町長

私のほうから、災害時要援護者名簿の現状につきましてお答えさせていただきたいと思います。

窪議員も御心配のとおりですね、私ども、災害時要援護者名簿を重要だというふうな認識はしておるんですけども、実際のところ、更新作業ができておらないというのが現状でございます。この点は、議員各位並びに住民の方々には非常におおむねおわびしなければならないというふうな状況になってございます。この反省を踏まえまして、先ほど総務防災課からも答弁させていただきましたように、今度こそは全庁的に取り組んでまいりたいという所存でございますので、そういうことで御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。まず、いま副町長が、災害時要援護者名簿が更新されてないと、できてない自治体が多い中でできてるということは評価をしたいんですけども、こういうふうに災対法改正になって、いかに大事かと、自力で避難でけへんという人を助けることが一番大事だということなんです。

ですから、やはり全庁的に取り組んでまいりたいというお言葉はよくわかるんですが、では、いつまでにこの、名称が変わりましたが、避難行動要支援者の名簿はいつまでにできるのでしょうか。そういう意味からですね、私はあすすぐということは、そんなんでできるわけないのはわかってるんですけど、ですから、これに関連しましてね、この被災者支援システムのバージョンアップされた、たった50万の、たったと言うたらおかしいですけど、命を守るための5

0万ですからね、このバージョンアップさせる部分はいまのあります災害時要援護者名簿をそのまま福祉部局からデータをとって、それを接続するためだけの費用なんですね。ですから、予備費を充用してでもということですので、これはしていただくと受けとめさせていただいてもよろしいのでしょうか。再度確認をこの点はさせていただきたいです。ですから、避難行動要支援者の名簿はいつできるのか。予定ですね。と、それまでの接続としてのシステムの導入費用の計上ですね。それから、先ほど28年度ぐらいまでにはと、28年度中にと、南小学校、中学校ということですので、しっかりと財源を伴うことですのでね、教育委員会のほうがやはりその意識を持って財源確保に取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

○議長

副町長。

○副町長

答弁が曖昧でございまして申しわけございません。確かに災害時要援護者の重要性につきましては、本町といたしましても認識はしております。それで、まずは1点御心配されている消防や警察との連携も含めた名簿の提出につきましては、いま、また政策推進課の担当とも相談しながらですね、速やかに名簿を配付できるような体制には整えていきたいと思っております。

また、全庁的というお話につきましてはですけれども、今回、災害対策基本法が改正になりまして、その条文を拝読しておりますとですね、これまでの福祉的なものだけではなくて、妊婦さんでありますとか、難病の方であるとか、そういう方々の中からも広く対象として把握していかなければならないというふうな要請が一方ございますし、また、それらの方々に対してですね、また同意があれば、これまで私どもが考えていた災害時要援護者以上にですね、広い範囲で同意があれば避難行動について支援をしていくというふうな法律の趣旨でもございますので、その点を充足するということになればですね、これは従来のような防災、福祉だけではなくて、例えば各住民の窓口に当たるようなところからも啓発をしていただく、ないしは手帳や、また介護等を新規で受けていただく等々を含めて、それらの窓口で対応すると幅広い対応が求められるかなというふうに考えたものでございます。

そういう意味では、これはいま、私の考えでございましてけれども、1月中には、まず庁内の連絡会議を早急に立ち上げまして、そこからあわせて同時並行でですね、民生児童委員さんでありますとか、自主防災組織のほうにも、当然今回の改正の周知、また御理解をいただくというふうなステップもございまして、また、今回の件につきましては、地域防災計画の改正も伴いますので、ま

た防災担当と調整は必要ですけれども、早急に地域防災会議を開く等してですね、その連携をきっちりと計画の中に落とし込むというふうな改定作業を順次進めていきたいと思えます。

その上で、26になるかもしれませんが、早い段階で、早い段階でというのは、まずは周知については3月までにやっていきたいと思っておりますし、そこから同意については再度、上期を目指してですね、何とかあらかたは同意をいただきたいなというふうな目標感を持って進めていきたいと思っております。

そういうことで一定御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

簡単には言えますけれども、大変な作業だということは本当によくわかっておりますので、すぐできるものではないですが、やはりしっかりと早急に関係各位の皆さんのお力もかりながら取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。それを補てんする意味でも、いまあります災害時要援護者名簿をしっかりと活用を、それまでの間はそれをしっかりと活用できますように、この要援護者の管理システムの導入だけはしっかりと早急にしていただくことをお願いしておきます。

最後に、東日本大震災の教訓を生かし、いざというときのための各課がしっかりと、いま、全町的に取り組んでまいるというお言葉をいただきましたので、もう各課が本当に連携をしていただいて、住民の皆様方の命を守るための避難対策の強化をお願いしておきたいと思えます。

それでは次に移ります。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

議員御質問の2点目の高齢者肺炎球菌ワクチンの助成と前立腺がん検診についてお答え申し上げます。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成についてでございますが、先の質問でお答えいたしておりますので、詳細は割愛しますが、次年度より助成制度を実施できないか、現在検討しております。

次に、内容についてでございますが、先進自治体の実施しているものにつきましては、対象者を65歳以上、それから接種費用の半額を補助を基本として、上限を4,000円としている自治体が多くあります。何分にも編成中という

ことでありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、実施時期についてでございます。ただいま申し上げましたように、予算編成の作業中でありますので、まだヒアリング等も実施してございませんので、このあたりも含めまして、お示しできる状況ではありませんので御理解のほどよろしく申し上げます。

続きまして、前立腺がんについてでございます。以前の議会でもお答えしておりますが、2008年の有効性評価に基づく前立腺がん検診、ガイドラインという科学的根拠に基づくがん検診のあり方を検討する独立行政法人国立がん研究センターがん予防検診研究センター検診研究部検診評価研究室の見解では、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、現在のところ対策型検診として進められないというのが現状です。また、受信希望者には効果が不明であること、過剰診断などにより不利益について適切に説明することが必要だとの見解が出されており、この間、見解に変化はございません。引き続き、前立腺がんの有効性を確認するまで、いましばらく検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。高齢者肺炎球菌ワクチンですが、私も平群町の本当に高齢の皆さんから、平群町はなぜこのワクチンに対する接種費用がないんだと、多くのお声をいただいております。各議員もそうだと思いますけれども。予算編成の作業中ということではありますが、具体的に65歳とか70歳とか、いろんな自治体によって違いますが、一般的に65歳以上で接種費用半額の4,000円ということですが、大体予算の作業中ですが、どのぐらいの予算を計上されようと考えられているのか再度御答弁していただきたいと思っております。

それから、前立腺がんの有効性というような、それこそ時代錯誤のようなことをおっしゃったと思うんですが、斑鳩町も三郷町も、皆さんこういうふうな取り組みをされております。特に血液検査だけで済むものですので、特定検診、受診率、この奈良県で市町で平群町が41%ですかね、特定検診の受診率、大変本当に職員の皆さん初め、多くの住民の皆さんの意識が高いということで、そういう高い率でありますけれども、やはりこの前立腺がん、この有効性とかという前にやはり、何というんですかね、それを打つことでマイナスになることはないと思うんですね。プラスにこそなれね。ですから、これはやはりね、費用的なもので悩まれてるのか、ただ有効性というところに逃げられてるのかちょっとよくわかりませんが、やはり近隣自治体で取り組まれていること

で平群町がそう言うというのは少し疑問に思います。しっかりと、これ以上幾ら質問しても多分いい答えは出ないだろうなと思いますので、また次の機会に再度質問させていただきますが、しっかりとですね、やっぱり高齢者の皆様の命を守るためのね、今後、第2位になるとまで言われてるんですよ、前立腺がんが。その点やはりしっかりと、簡単なそういう言葉で済ませていただきたくはないと思いますので、それだけは厳しく申しておきたいと思います。

先の肺炎球菌ワクチンについて再度お尋ねしたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど申しましたように、他自治体の実施しているものを一つ当てはめますと、平群町におきましては、当然ですね、受診される方の接種率というのが、それによっても変わりますけども、大体100万円から150万円ぐらいかなというふうには予測はしております。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。100万から150万ということですので、このぐらいの経費でかかるということは、本当に必ず、いま、来年度から導入ができないか検討してるということですが、最後にですね、町長のもとにも多くの高齢者の皆様からの御要望が来てると思うんですけれども、やはり、この予算を決定するのは岩崎町長でありますので、最後に一言、岩崎町長の御決意ですね、されるのかされないのか、いま検討してるということですが、御答弁をいただきたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

ただいま予算編成中ございまして、来年度予算につきましては非常に厳しい状況にあります。したがって、これ以上の答弁はちょっと差し控えさせていただきますというふうに思っております。

○議 長

窪君。

○8 番

100万から150万のことですのでね、多分はっきりと言えない状況もわかりますが、しっかりと実施を、来年4月からでも実施をしていただけること

を信じて、この質問に対して終わりたいと思いますが、高齢者の、先ほども高幣議員からもありましたが、やはり高齢者の皆様の対策っていうのがなかなか少ないと、平群町は、いま思っております。高齢者の皆さんの命を守るための施策を本当にしっかり財源確保していただいて、早期実施していただくことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、3項目めの次代を担う子どもに一流の文化芸術体験の機会をとの御質問にお答えさせていただきます。

平群町の各小中学校におきましては、毎年児童生徒たちの文化交流教育の一環としまして、構内での学芸行事を行っております。その具体的内容としましては、それぞれの学校でプロの劇団によります観劇やソプラノ歌手を招いた音楽鑑賞等々でございます。そして、教育委員会のほうでは、これら事業に対し、町の補助金交付要綱に基づきまして開催費用の一部を補助しております。

御提案にありました文化庁の補助事業で次代を担う子どもの文化芸術体験授業につきましては、先般、県の教育委員会からも通知をもらったところであり、ます。町教育委員会としましては、この事業を活用することにより、小学校、中学校に一流の芸術家等文化人を派遣してもらい。講話や実技指導等を実施していただくことにより、次代の担い手となります子どもたちの豊かな創造力、発想力やコミュニケーション能力の育成が図られ、将来の芸術家の育成や芸術鑑賞能力の向上にもつながるものではないかというふうに考えております。

御提案いただきました文化庁の事業につきましては、応募期間も非常に短い中ではありましたが、緊急に各小中学校に事業案内をし、希望を聞いたところ、南小学校、北小学校、中学校より申請希望の申し出がありました。文化庁の予算の関係で、これら全てが採択されるかどうかはわからないんですが、教育委員会としましては、次代を担う平群の子どもたちのためにこうした文化事業に積極的に関心を持ち、今後も活動の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。国の事業ですが、県のほうから通知が来たのが大変遅いと、本当に申し込み期間が短い中で、教育委員会、また、各学校の皆さんが即対応してくださって、南小、北小、中学校等々でこの事業も申請をしてい

ただいたということをお聞きしまして、大変うれしく思います。やはりしっかりと、いま、町が補助金も出されて、しっかりと取り組んでいただけてますが、ますますこのような事業を増やすことが大変大事だと思いますので、今後も子どもたちにとって貴重な体験となりますので、積極的に拡大していただくことをお願いしておきたいと思います。

次に移ります。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、4項目めのまず1点目、コンビニ収納やペイジー納付の導入についての進捗状況はどうかという御質問にお答えをいたします。

コンビニ収納は24時間利用可能であることから、納税者の利便性の向上につながり、近年、導入市町村が多くなり、奈良県内では約半分の21市町村が導入しております。近隣の市町村においてはですね、生駒郡、生駒市、それから北葛城郡では平群町と王寺町以外は既に導入をしております。このことから、平群町においても近隣市町村と同様のサービスを提供するため、重点施策として位置づけ、協議を進めているところであります。

特にペイジー収納については、納税者が自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、いつでもどこでも簡単に納付が可能なサービスであります。導入すれば、議員お述べの12月15日から開始された南都銀行のATMのペイジー収納サービスでも利用が可能になります。ライフスタイルの多様化に対応したITを活用した納付チャンネルの拡大となるほか、このペイジーを活用して効率的な納付書の本町における消し込み業務が削減ができ、また納税者の納付日が取り扱い金融機関と町との消し込み日のタイムラグが相当短縮できるということが予測されます。また、導入費用が1,200万程度必要になりますので、現在は補助メニューとして奈良モデル推進補助金を活用できないか、関係団体といま現在調整をしているところであります。

この補助金の活用を基本として、導入を図っていききたいというふうに現在調整をしているところでございますので、議員におかれましては、こういう答弁で御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続いて、住民票などのコンビニ証明書交付の導入をとの御質問にお答えいた

します。

この件につきましては、昨年9月議会で同様の御質問いただきまして、導入は厳しい、難しいとのお答えをさせていただいたところですが、変わらないお答えになりますが、コンビニ交付を導入している自治体は県内で生駒市のみが実施されているところで、発行されている証明書は全体の10%ほどと聞いています。また、コンビニ交付のシステムの構築料として約6,000万円ほどの経費がかかります。また、保守費用として毎年400万ほどの費用が必要となっておりまう。このようなことから、利用状況からでの費用対効果は少ないものと考えます。住民サービス向上に寄与することについては理解いたすところですが、町の財政状況は大変厳しいところで、コンビニ証明書交付導入は難しいと考えます。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。まず、コンビニ納付やペイジー納付についてですが、大変前向きな御答弁をいただきました。奈良モデル推進補助金、約1,200万かかりますので、このような補助金を活用して、活用をもって導入を図っていきたいということですが、しっかりと岩崎町長を中心に近隣と連携をとっていただきまして、何としてもこのコンビニ、ペイジー納付を導入していただきたいと思ひます。平群町は本当に町民の皆さんのおかげ、または担当職員の御努力もありますが、町税に対する収納率が大変全ての税に対して高い税ですので、それに甘んじることなく、やはり、だからこそ住民の皆様により利便性の、便利のあるサービスの提供が必要だと考えますので、しっかりと取り組んで、早急な取り組みをお願いしておきたいと思ひます。

それから、コンビニ証明書交付の導入、前回と同じ御答弁で約6,000万近く経費がかかるということですが、では、住民サービスの観点から、大変厳しい、経費的に厳しいのであればですね、住民サービスの観点から、導入できるまでの対応策ですね。何か考えられておられるんですかね。現実に、もう本当に月曜日から金曜日の時間帯、庁舎が開いてる時間帯しかそれができない。それは郵便でありますけれどもね、これはやはり対応策をね考えていただきたいと思ひます。6,000万かかる、それは大変だと思ひます。でも、そのための何らかの対応策を考えないといけないと思ひますが、その点、再度御答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

コンビニ交付導入は大変難しいという町の判断でございまして、それにかわる対応ということで、いま、御質問いただいたところでございます。担当課としましては、いまのところ特に対応策というところまでは考えてはおりません。ただ、窓口業務としてきっちりと住民サービスをさせていただくということでよろしくお願ひします。

○議 長

窪君。

○8 番

すぐですね、対応策は言われてもなかなか出ないのはわかりますが、やはりその点、やはり住民の皆さんへのサービスですね、の観点から、また、次、何回か質問させていただきますので、やはり対応策は前向きに検討はしていただきたいと思います。近隣の市町村とも同様のサービスが提供できるように、先ほどのコンビニ納付、ペイジー納付については早期導入を要望いたしまして、次に移らせていただきます。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、窪議員からいただいております大きく3点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1番目でございます。本年9月議会でも御説明いたしましたように、昨年10月より駅西土地区画整理を事業区域内に企業の店舗誘致を目指し、企業への誘致活動を行っております。誘致活動の大半が飲食業であります。医療関係や各種販売業を含め、9月議会時点で24社、新たに1社、現時点で25社の企業訪問誘致活動を行ってまいりました。その中でも、比較的感触がよく、事業の進捗に興味を示していただいている企業、現時点で五、六社程度となっております。

その中で、8月初旬に1社、これは9月議会で御報告をさせていただいております。10月に1社、計2社につきまして、町長が直接店舗を訪問いたしまして、経営者にトップセールスが行われてまいりました。企業の誘致活動における私たちの基本的な考え方でございますが、将来の土地利用を模索する地権者と駅西地区内に店舗誘致を検討する企業との橋渡し役であり、地権者への企業算入についての情報提供を行うことが大きな業務となります。

そういうことから、企業と地権者の双方の意向がある程度合致するというこ

とが前提になりますので、引き続き企業の開拓に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。平成24年度までの仮換地指定の件数は61件でございます。平成25年度の仮換地指定は現在まで27件、現時点までの仮換地指定延べ件数は88件でございます。そのうち、当面住宅や家屋が建築される予定のない未利用地、いわゆる空閑地が17件ございます。この17件の内訳で、既に駐車場等々の利用で動きがあるところが10件でございます。また、仮換地指定を行いましたけども、まだ使用収益が出されていない、いわゆる組合の管理地というのが3件ございます。未確定な小規模宅地を含めまして、残りが4件となっております。そういうことから、使用収益が開始される時期までの3件、あるいは未確定の4件につきまして、再度意識調査、意向調査をさせていただきます。

また、9月議会でも議員の御指摘がございました意向調査の件でございますが、おおむね仮換地指定の段階で、口頭ではありますけれども、地権者の意向を確認しながら換地協議を行っております。いまだ仮換地指定を行っていない地権者への意向調査につきましては、換地も定かでない地権者の意識、状況もあわせまして、現時点ではアンケートのような地区全体の意向調査は難しいと考えております。

引き続きまして、換地協議の中で、地権者の意向調査、意向確認を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目でございます。本年10月、都市建設課内に企業誘致の担当者として、臨時職員1名が配属をされました。課内の調整によりまして、駅周辺整備係と横断的連携を持たすことによりまして、体制の強化は図れると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。この平群駅周辺整備事業、今回も各議員が質問されておられますが、本当に私も昨日も町民の方から、平群駅周辺を平群の顔として活性化し、便利になるようにね、商業店舗の誘致かつ誘致を、そんな言葉ではないですよ。お店をね、そういうのを、誘致を進めてほしいと言われたんです。御高齢の方で、コミバスで平群駅に来て何も買うところがないと。私たちは高齢化で電車で移動するときに平群駅を利用することがほとんどであるのでね。本当に地権者の意向と、また地権者の皆さんとの意向が一番もちろん大事なものはわかっておりますけれども、やはり、ですから、土地利用を考えられ

ている人との真ん中に立たれて、橋渡し役というんですかね。そういうスタンスで、いま、参事のほうも御答弁ありましたが、そういうスタンスで努力していただきたいという思いで何度も質問をさせていただいてるわけなんですね。本当に切実なこのお声をたくさんいただいております。新しいおうちが建ってくる。それは本当にそれでいいことなんです。これは改良の土地区画整理事業ですのでね。それは当たり前ですけれども、ですから、平群町が中心になってですね、この土地利用、平群町周辺の顔、まちづくりとして取り組むことが大事だから、何度も何度も言ってるわけですよ。毎日のように住民の皆さんから平群の駅、どうなるんですか。もうこのような苦情というんですか、本当にバス停に囲いをしていただき、明るくなりましたけれども、それでは町の、平群の顔としてふさわしくないのではないかと、このように思います。しかし、町長を筆頭にトップセールスで、また1社増えて、2件店舗に訪問されたとお聞きしましたので、いまありましたように、企業の開拓に今後も積極的に取り組んでまいりたいということをおっしゃってくださってますので、それはしっかりとお願いをしていただきたいと思います。

2点目の土地利用を考えられている地権者は何件ですかという質問に対しましてね。未利用地の土地利用を考えている地権者が件数17件ですか、88件中17件ということですが、9月議会で地権者の意向調査を行うと御答弁されて、町長からも意向調査を進めるようにと指示が出されたと聞いたんですが、ちょっとこの点、私もいま書くので必死でしたので聞き漏らしたんですが、その点のどのような対応をされたのか、再度確認をさせていただきたいと思います。それから、いまちょっとですね、換地をするときに確認をするというような御答弁であったと思うんですが、前回の9月議会ではそのような御答弁じゃなかったと思うんですね。意向調査はしてまいるということですから、換地は1件1件大変本当に組合の出向されてる職員の皆さん、大変御苦労されておりますので、それはちょっと9月議会の答弁とは差異があると私は思いますので、この点について、再度御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

この人員の組織体制の強化については御答弁いただきましたかね。形、前よりは一歩というんですか、半分ですか、進んだと思いますが、また、来年新規採用もあわせましてね、全ての企業誘致も含めて、やはり前回ですね、都市建設課の植田課長、このように御答弁されているんですよ。商業施設を立地誘導するということは、地権者の意向が十分反映されて初めて土地利用が図られるので、駅周辺の整備係と都市建設課が連携して、組織横断的に連携して取り組んでまいると、このように植田課長おっしゃっていただきました。会議録にきっちり載っておりますが。そのとおりであると思うんですね。ですから、職

員体制も、これからより重層にさせていただくことは期待をしておきたいと思えます。

それとあわせて、やはり地権者の意向が大事だと、植田課長もこのようにおっしゃってくださいました。私もその言葉はしっかりと胸にとどめさせていただき、皆さん、同じお気持ちだと思えるんですけれども。再度再質問をさせていただきたいと思えます。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、再質問にお答えをいたします。

町長の指示の問題でございますけれども、私どもに土地利用をしたいという10件の方がおられます。その中で、10件の方の中で不明確な2件につきまして、相手さんとお会いをしまして意向確認をいたしました。そこで、ここで報告をさせていただいています駐車場等の利用が10件という2件につきまして、うち2件につきまして、再度確認をさせていただきました。

あと、残ります意向調査の問題です。申し上げていきますのは、意向調査を行うのに何ら異論はございません。ただ、地区全体のアンケート等の意向調査は非常に難しいというふうにお答えをさせていただいています。そういうことから、換地の協議、最終仮換地指定に至るまでの換地協議の中で、家を建てない空地、あるいは未利用地として残る換地の物件につきましては、地権者と膝を合わせまして、土地利用も含めまして、意向調査を行い、こちらは私どもとしましても企業の誘致につきまして御提案申し上げながら、一緒になって作業を進めたい。そういうことを申しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長

窪君。

○8 番

町長が、前回お話の中では、4件指示出されたと参事のほうからもお聞きしましたが、しっかりと町長が出された指示に対しては、やはりトップでありますので、指示にはしっかりと従っていただきたいと思えます。

それから、換地の協議の中でということですが、じゃ、換地が協議の中で、まあ今後もずっと進捗状況を聞かせていただきますが、いま、アンケートのような地域全体の意向調査は難しい。なぜ難しいのかなと大変疑問なんですけど、先ほどから言いましたように、この橋渡し役ですのでね、それは結構です。最後にですね、町長に再々質問させていただきたいと思えます。

アンケートのような意向調査は難しいということで、換地の協議の中で意向

調査を行うと言われてますが、やはり行政側が町の活性化のために商業店舗の誘致に積極的に取り組んでいるということをややはり地権者に見ていただき、また、町民にも知ってもらうことが大事なんですよね。そういう観点で確認をしているわけでありますので、今後、進捗状況を、また、議会でも確認をさせていただきます。

最後に町長にお尋ねしたいんですが、そのような土地利用を考えられている方の、地権者のリストが私は必要だと思います。先日、組合にも行かせていただきました。いま言われました17件のリストは見せていただかなかって、数件のリストだけでしたけれども、早急に土地利用を考えておられる地権者のリストを作成すべきと考えますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

いま、リストの再質問でございます。

この答弁書に書かせていただいております17件、あるいは3件、4件ということがございます。いま現在の17件のリストは全て整っております。よろしくお願ひします。

○議 長

窪君。

○8 番

じゃ、17件の場所、名前は個人情報ありますけれども、面積等々のリストがあるということで認識させていただいてよろしいのでしょうか。もう1回再度確認をさせていただきます。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

位置的なもの、図面上の位置的なもの、それから地権者のリストというのはございます。そういうことから、面積も調整をすれば全て出てまいりますけども、現在の資料につきましては位置、地権者のリストでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

まあまあ、あるということですので、きっちりした、やはり今後企業との橋渡し役ですのでね、そういうリストがすぐわかるように、お一人しかわからないというのではなく、町長がどことどこがということが、また、皆さんがわか

るようなリストの作成をお願いしておきたいと思います。

最後に、再度申しますが、第5次総合計画でも明記されているとおり、平群の駅周辺が住民の日常生活の利便性を支える商業機能、誘導、配置し、町の中心地としてふさわしい整備をすることが本当に住民に理解され、喜ばれることでもありますので、今後も鋭意取り組みを進めていただくことをお願いをいたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長

窪君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時56分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1番

では、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして大きく3点について質問したいと思います。

一つ目、平群駅前の様子を見ていますと、平群駅周辺整備事業が着実に進んでいることがわかります。しかしながら、以前としてこの80億円規模になる事業に対する住民の方々の要望や不満を耳にします。その中で、やはり駅改札出口の前に家が並んでいることへの不満が圧倒的に多いです。

平群駅の土地、駅舎は駅周辺事業用地ではないため、組合に属していません。近畿日本鉄道株式会社との話し合いさえまとまれば、平群町として直接方針を決めることができます。少しでも住民の方々の不満を和らげ、理解を得るために、平群駅改札出口をいまより北側へ移設すべきだと考えます。駅改札出口を出てすぐに民家が並ぶというのは明らかに不自然です。この不自然な状況を回避し、駅改札出口前には新設ロータリーがあるという状況にぜひともしていただきたいが、いかがでしょうか。

大きく二つ目です。

資源のリサイクルが注目されています。平群町においても使い終わった食料油など収集しています。しかし、先の委員会などでもありましたように、収集した廃油の全てを有効に活用できていないと聞いております。そこで、廃油を燃料として使用できる廃油ストーブを導入してはいかがでしょうか。

簡単に廃油ストーブのことを言いますと、大きさは普通のストーブと変わりません。見た目もそんなに変わりません。価格は大体5万円から高いものでは二、三十万円、五十万円のものもあります。暖房の範囲ですけれども、小さいものは普通のストーブ程度、大きいものと20坪から30坪温めるものもあります。

導入のメリットを大きく五つ言いたいと思います。

一つ目、収集した廃油を全て有効に使い切ることができる。かなり汚れている油であっても精製せずに使用できます。

二つ目に、廃油ストーブは使える燃料の種類が多いため、大規模災害時に燃料確保が容易である。揮発性のあるガソリン以外は汚れていても使うことができます。車の使い古したエンジンオイルでさえ使えるということです。性能はいいと考えています。また、それによつての臭い等はほとんどないということでもあります。

三つ目、リサイクルが温かさで実感でき、循環型の社会への啓発につながる。まだまだ住民の方々に聞いてみますと、廃油をリサイクルしていること自体を知らない方も多いです。そこで、目に見て、肌で温かさを感じることができるのでわかりやすいのではないのでしょうか。

四つ目、寒冷地の各家庭での廃油ストーブの普及が既に進んでおり、導入コストが少ない。先ほども申しましたが、一般的な石油ストーブに比べてはやはり割高ですが、5万円ほどからあります。

最後ですが、高騰している燃料費の節約につながる。町施設の暖房はほとんどが電気を利用しています。電気料金の単価が20%ほど上がっており、さらに消費税増税の影響で、もうすぐ3%に上がります。単価の上昇が大き過ぎ、使用料の抑制では限界が来ています。実際に、例えばかしのき荘でありますとか公民館は軒並み光熱費、特に電気代が上がっております。これについてよろしく申し上げます。

大きく三つ目。逗子市が完全にペーパーレス化したことが話題になっています。一般企業にとっては普通のことだとして議会では注目されるという悲しい状況です。議会議員としては逆に恥ずかしささえ覚えます。全国的な導入率1%程度という現実、議会は古い体質で現在の常識についていけないということを宣伝しているようなものです。実際に住民の方からも、やはり古いのねとい

うことは聞かれます。私個人的な感想で言いましても、逗子市が今回導入したからといって、特にすばらしいのかというのはそんなに思っておりません。

さて、この平群町においても、まだ導入に至っておりません。ペーパーレス化には実際資料のデータ化、端末の管理など、数々の課題があります。ペーパーレス化にするに当たって、現在の町の状況をお聞かせ願いたい。

小さな一つ目、現在の議会に関連する紙の年間使用枚数は。二つ目、紙の使用をどの程度減らすことが、紙の使用をペーパーレス化することによって、今回のいまの現状ですね、使用をすることでどの程度減らすことができるのか。三つ目、そのことによってトータル的なコストはどの程度削減できるのか。この3点についてですね。よろしくお願いたします。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、井戸議員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

駅周辺整備事業に対しまして、駅改札出口の前に家が並んでいることへの不満の声が圧倒的に多いという御意見でございます。これにつきましては、私どものほうに声も届いておりますし、認識もいたしております。現在進めておりますのは、土地区画整理事業でございます。その事業手法の基本といたしまして、原位置換地、あるいは照応の原則と言いまして、土地区画整理法第89条第1項で、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならないという原則がございます。こういうことから、どこへでも他人の土地を換地できるというものではございません。そういうことから、事前に地権者と十分協議をしながら、地権者の方々の御意向も酌みつつ、従前地に比較的近い換地先に移転していただき、事業を進めているという状況でございます。

将来的には駅前広場が完成いたしますと、現在の駅舎の前の町道は特殊道路として指定車以外の車両の通行はできなくなり、歩行者専用道路として整備される予定であります。

ただいま議員からいただきました平群駅改札出口を北側へ移すべきという御意見につきましてはですが、昨年7月より近畿日本鉄道株式会社に対しまして、駅前広場の協議とともに交渉を行っておるところでございます。今後も、議員御指摘のとおり、近鉄との交渉を適宜行いながら、平群町の中心地としてふさわしいまちを目指しまして、交渉で取り組みを行ってまいりますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○1 番

かなり前向きな答弁ありがとうございます。何も3件については、整理組合としても努力されていて、理解はしております。実際ここは日本ですから、中国や北朝鮮じゃありませんし、町にとって不便だからといって家どけると、簡単にそんなできないのもわかっていると思います。なかなか住民の方にそれは、理解されていない住民の方も多いいというのも事実ですけれども。

今回の考え方としては、簡単に言えば家が動かさないならば駅を動かさという考え方なんですけども、駅を動かすとなると、またそれはそれで開かずの踏切の問題でありますとか、そういうことも聞いておりますので、できる限り、これは前々、ずっと前から言ってきたことなんですけども、いまのトイレの位置に改札を移動するぐらいのことであれば、そんなにかからないと私自身は考えております。ある程度、やはり町が出さないと、近鉄も民間企業ですので、出せないのかなと単独で動けないのかなという気はしますので、その辺なんですけども、手応えといいますか、交渉としてはどのような感じなんでしょうかね。普通をお願いっていうだけじゃ多分限界が来ると思うんですけれども、その辺、もう一度再質問しますので、お願いします。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、2点目の質問でございます。

駅舎の移転となりますと、それに関連する自動改札あるいはトイレ、あるいはホーム、バリアフリーといった関係します施設の移転が必要になってまいります。そうしますと、全体的に北側へということになりますとかなり費用負担もかかってまいります。そういうことから、一つ一つの課題、問題点を整理しながら、近鉄と前向きに、何とかできる方向へということで協議をしている段階でございます。

まだ、全てが全て課題も問題点も出尽くしておりませんので、引き続き粘り強く、近鉄とも一つ一つ課題の克服に向けまして協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長

井戸君。

○1 番

ぜひともお願いいたします。この質問は結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

2点目の廃油ストーブの導入をとの御質問にお答えいたします。

廃食用油の活用として、平成21年度からバイオディーゼル燃料化に取り組んでまいりました。BDF燃料は軽油の代替燃料として、ディーゼルエンジンのパッカー車や重機などに使用してきたところですが、車両の更新からBDFを使用すると不具合が発生することから、使用できる車両が減り、BDF燃料の活用が少なくなってまいりました。このようなことから、廃食用油の新たな活用を検討いたしまして、他自治体で取り組み実績のあるNEF燃料、ニューエネルギーフェールに転換するよう進めているところです。NEF燃料は、ボイラーなどの燃料となる重油の代替燃料になるもので、使用実績としては焼却施設の助燃料として利用され、ふぐあいもなく順調と聞いているところです。

町といたしましては、今後、NEF燃料化事業に取り組んでいく考えでございますので、廃油ストーブの導入は考えていないところです。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

現在のところ考えていないということなんですけども、これ、例えばやはりNEFになるとすれば、重油は使い勝手はいいんですけども、精製するにもやはりお金がかかったりしてきます。やはり知らない方も多いので、啓発促進という意味では、私としては公民館の目立つところであるとか、消防法の関係はございますけれども、そこはある程度ちょっと外側に設置するであるとかしていけるとは思うんですが、公民館であるとか、例えばかしのき荘でありますとか、やはり節約ではどうしようもない、年寄りの方に寒い思いをさせれないというのがありますので、例えばですけども、かしのき荘であるとか、公民館であるとか、そういう常に暖房はしなければならない場所であれば、冬場に限りませんが、精製する前も、した後も、この場合だったら使えますので、実験的にでも導入したらどうかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

廃油ストーブを実験的にというところでの御質問でございますが、公共施設

におきましても、直接管理している管理主体等もいろいろございますし、私ども一存ではいけないところもございます。ただ、廃油の使い道としては、そういう使い方もあるというところは認識をしたわけでございますが、今後、そのような方向も一定検討としては考えていくところですが、いまのところはNEF燃料への廃油の活用ということで進めていきたいという考えでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長

井戸君。

○1番

実験的にも、まだ考える段階というので、ぜひとも前向きにこういういろいろな進んでますんで、防災の件も含めて、ちょっと担当課がかなりまがりますのでややこしいとは思いますが、どんどんそういう新しいものに関しては実験的に導入したりすることでいろんな部分、勉強にもなりますし、実際啓発にもつながりますので、ぜひともよろしくお願いします。

この質問は結構です。次お願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい3項目めの1点目、議会のペーパーレス化効果についての現在の議会に関連する紙の年間使用についての御質問にお答えいたします。

定例会及び臨時会の際には、議案についてはそれぞれ50部数を印刷し、議案配付用に議会事務局へ40部を届けて、各議会議員の皆様方、あるいは理事者側への議案配付や議会事務局の公文書として永年保存用や議会の傍聴者用の予備の議案や、あるいは条例規則の効力を完了するため、町内の6カ所の掲示場に告示も行います。

議会に関連する文書については、定例会及び臨時会並びに委員会や全員協議会等々ございまして、その配付資料等につきましては、議案内容等により、その都度配付枚数が変動することが、使用枚数を数えるということはかなり難しい作業かなと考えております。非常に大ざっぱな数字でございますけれども、本会議それから議会事務局からの通知文書等で、議会に関連する紙の年間使用枚数は約7万4,000枚程度と考えております。

以上でございます。

○議長

局長。

○議会事務局長

それでは、議会のペーパーレス化についてお答えをいたします。現在、議会事務局での議会に関連する使用年間枚数は、定例会、臨時会、委員会開催に伴う開催通知、出席要求などの議員、理事者側への通知文書、また、一般質問通告や意見書等の議案等を含め、議案の内容により変動はありますが、平成25年の1年間で約8,500枚の使用枚数となっています。

紙の使用枚数をどの程度減らせるかについてでございますが、議案等は永年保存文書であり、紙ベースの書類は必要であり、全てがペーパーレスで行えるものではありません。

コスト削減についてですが、ペーパーレス化によるコスト削減は余り見込めないと考えております。コスト削減については、両面印刷など、極力紙の枚数を減らすようには努力をしております。議会での議案等をペーパーレス化を行うには、パソコンやタブレット端末等を使用することになります。議会の審議でタブレット端末等を使用するには、各議員、または議会に出席する町職員に端末配置の費用や施設整備に係る費用が発生することから、費用対効果も含めて検討することが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井戸君。

○1番

まず、これはなぜこういう形で一般質問をわざわざさせていただいたかと言いますと、まず、このペーパーレス化というのは特にこういう紙が、いまの7万4,000で8で、8万から9万枚、行政がさらに用意する、いまここに並べられている紙の数を考えますと10万枚行くのかなとは思いますが、そうなったときに、少なくともこの前でもごみの有料化で、とにかくごみを少なく、燃やすごみを少なくという中で、やっぱり住民の方からもよく言われることなんです。ちゃんとやっているのかということ聞かれます。ですから、本来ならば、もちろんこれは議会で議会議員が決めることなんですけども、その2次的なあれとして、例えば担当課、例えば住民生活課からそういうペーパーレス化は環境にいいので、こういうのをやってみたらいかがでしょうかとか、そういう提案ですか。資源循環型の社会っていうのを目指すということで提案するだとか、例えば政策推進課でありますと、人口政策、平群のイメージアップにつながるだとかいろいろあると思うんですね。

だから、そういう感じで、もちろん議会が決める、主導することなんですけども、ぜひともこれは協力して、提案、情報なりとも提示していただけたら幸いです。

二つ目として、再質問で考えるわけなんですけども、この議会のインターネット中継のときもありましたけど、議会で決めたとしても、実際やっぱりお金が伴う問題ですので、財政的な執行権限は、当時もおっしゃられましたけども、町長、行政のほうを持っているとなってきましたと、議員全員がこれいいなと思っても、実際にできるかどうかは最終的な判断は行政側になって来ざるを得ません。

そういう意味もありますので、例えばこのペーパーレス化、議会のほうで、逗子市の場合は400万円という大きな数字がかかっていますので仕方がない部分はあるんですけども、例えば平群で、いま、議会でやりましょうと決めたとしても、行政側として、財政的に考えて、実際できるのか、すぐにできるのか、この辺をちょっと考え方を含めてお聞きしたいんですけど。

○議 長

ペーパーレス化ということで通告を受けておまして、それに対する町としての考え方を簡潔に言っていただければ、答弁として。

副町長。

○副町長

あくまでこれは想定の話でございます。議員お述べの内容でございますね、例えば地球温暖化対策とかいうのは、もう既に取り組んでもおりますし、各所属に対しては、それに向けて協力のほうの呼びかけも当然しております。

ですので、改めてというところもあるかもしれませんが、その点については、それぞれの所属です、その趣旨を御理解の上、また協力いただけたらというふうにも思います。

また、後の、例えば議会のほうが決めたことについて、先般のインターネット中継の扱いもそうなんですけれども、また、いいことをやろうとしても行政のほうで、町長部局のほうで予算の制約の話が出るんじゃないかというふうなお話もありましたが、先般のインターネット中継につきましては、あくまで私どもも尊重はしたいのはやぶさかではなかったんですけども、ただ財政状況等もありましたので、その点も御協力をお願いした次第でもございます。

ですので、今後とも、議会のほうで決められたことについては、私どもも精いっぱい尊重はしたいというふうには思っておりますが、その点については予算編成の過程の中で、またいろいろ相談をさせていただきたいというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○ 1 番

もうこの件は本当ね、難しいところで、こちらもお金かかることについては極力お願いしにくいという、意見を出しにくいっていう、実はありますので、本当ね、ただ、先ほどもペーパーレス化によっての影響ですとか環境問題ですとか、どちらからどちらというわけにも行かないので、ぜひとも協力的に持っていくようにこちら頑張りますので、よろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 5 番、議席番号 9 番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○ 9 番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

観光誘致についてと行財政改革について、大きく 2 点お伺いします。

まず 1 点目は、観光誘致についてお伺いします。観光誘致といっても広範囲であります。多岐に及ぶため、特に歴史や史跡等、自然から見た観光に着目した内容についてお聞きをいたします。

我が平群町には、正直歴史上の超メジャーな人物、すなわち聖徳太子や信長、秀吉、家康等、主人公として大河ドラマに取り上げられるような人物と深いつながりや関係が特にあるわけではございません。そのためにも、島左近や松永久秀等の人物について、町民全てが理解し、わかりやすい本で理解を深め、町民全てが宣伝マンになれるような展開をもって、みんなで発信してはどうかとの平成 20 年 12 月議会での私の一般質問を期に、それまであった平群万華鏡とは別に、歴史の玉手箱が作成されたと聞いています。

また、観光誘致の必要性、重要性は第 5 次総合計画にも明記されており、73 ページでは、観光の課題として、町内の主要な歴史的資源や集客施設を観光拠点として位置づけ、人々が訪れやすいような整備を行うほか、拠点間を回遊しやすくするための工夫が必要だと明記されており、詳細については観光基本計画で示すとあり、先日、説明も受けましたが、今回はその中の協働のまちづくりの考え方についての中から、まず町民の行動指針についてお伺いをいたします。

第 5 次総合計画の中では 4 点明記されております。町内の重要な地域資源に対して関心を持ち、理解を深めましょう。町内を訪れた人や知人、友人等に町の魅力を伝えましょう。観光ボランティアや各種イベントに参加する等、町内を訪れた人へのおもてなしの取り組みに協力しましょう。地域資源を観光資源

として生かす取り組みに協力、参加しましょうと示されていますが、町としては、具体的にその啓発、誘導として何をされているのでしょうか。どのような働きかけをされているのでしょうか。

また、自然と歴史の玉手箱を資料、題材として、小学校、中学校での学習時間を設け、郷土についての理解を深める教育をどのように進められておられるのでしょうか。

次に、行政の行動指針についてお伺いします。同様に、第5次総合計画の中では4点明記されています。平群町の魅力を広く町内外に発信します。平群町を訪れた人へのおもてなしに参加意欲のある住民に対し、活動の場や機会を紹介する等の支援を行います。平群町の観光資源をめぐる景観ポイントの整備や環境を整えますと示されていますが、町としては、具体的に町内外への発信、住民への支援、景観ポイントの環境整備をどのようにされておられるのでしょうか。また、どのように進めていこうとされているのでしょうか。

そのほか、訪れた方々へのおもてなし、心配りとして案内の充実も図る必要があるのではと思うのですが、各4駅へのハイキングコースや名所の案内として、わかりやすい地図の配備、設置等をするのも大切だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、行財政改革についてお聞きします。

最近、素朴に疑問に感じたことがありました。近隣のある町を業務時間終了時刻に訪れたところ、ほとんどの職員の方々が終了時間になると業務を終了され、帰路につかれていますことでした。

考えてみると、当然そうであるべきであり、本来何もおかしくない光景です。その町では、ほとんどの課で残業しないのが当たり前であり就業時間の5時30分には、大部分の方が業務を終了されます。当然、税務課の確定申告時期等のように特別な時期は残業も必然的に発生するとのことですが、基本的に残業はしない方針のようです。

しかし、平群町の業務実態はそうでないのも事実です。ただし、時期や部署、抱えている事務事業によっては、実質的人員不足による残業や臨時職員も必要になってくることも理解します。平群町職員の間管理職の中では、時間外勤務手当はつかないのですが、部下が残業しているのに自分だけ帰りにくいという方もおられるようです。

では、正規職員の絶対数が平群町と大きく変わるのかと考え、対比してみましたが、若干平群町が少なく、時間外勤務手当は平群町のほうが多い状況であります。臨時職員の人員が不足しているのかとも考えましたが、逆に平群町のほうが臨時職員数は多いくらいであります。

24年度の決算ベースで総人件費を平群町とその町で対比すると、ラスパイレース指数の違いがあるのですが、正規職員の総人件費は平群町の15億4,900万円と比較としても余り変わりありませんでした。

しかし、平成24年度の緊急雇用も含む正規職員と臨時職員の総職員数を対比して見ますと、平群町の342人に対し約50人以上少ない人員の差がありました。もちろん取り扱う事務事業、教育施設数、福祉施設数等の状況は違い、単純に比較することはできません。また、決して本庁の職員の能力が低いとも思えない。むしろ有能な職員もたくさん平群町にはおられます。しかし、何が違うのか、どこが違うのかわかりません。

他町の学ぶべき点は学び、本町のよいところは伸ばしていくという経営手腕が、行政であってもいま求められているのではないかと考えますが、このことについて町長はいかがお考えですか。

私が考える要因として、全ての職員とは言いませんが、これまでの慢性化した給与カットによる各人のモチベーションの低下も一つとして挙げられるのではないのでしょうか。別に職員の給料を上げるべきだと言っているのではないですが、適正な給与形態や役職制度の見直しによる業務分割や業務分担を行うことで全体的モチベーションアップによる業務の効率化を図るべきであると考えます。

職員給与のカットや固定資産税の超過税率による財政危機回避を行っているだけでは本当の意味で将来的に安定した財政運営を行っていけないと思います。まさに人は宝。

私のいた会社は私の入社当時、先輩方が休日返上、サービス残業が当たり前のように猛烈に仕事をされていました。それを見ていた私たちもそれが当たり前の姿勢だと思っていました。なぜか。それはそれぞれに夢や希望があったからです。もっと給与が欲しい。経費を使える身分になりたい。出世したい。地図に残る仕事、代表的な建物の建設にかかわりたい等々、人それぞれが目標を持っていました。しかし、会社が会社更生法の適用を受け、事実上倒産したとき、そんな緊張感は弾け飛び、しばらくは無気力感のまま、それまでと比較にならないほどのモチベーションの低下がありました。実際この会社は終わったなどそのときは思いました。

行政マンとしても、住民に喜ばれ、後世に残る事務事業をなし遂げたい、出世し、もっと給与がほしいと、本来思う気持ちがあるはずですが、しかし、どこかその気持ちを押しえつけられて、これ以上出世しても仕方がない、業務の負担が増えるだけと抑圧されてしまっているのではないのでしょうか。

行政運営にとっても、やっぱり人、職員が宝のはずです。いまこそ行財政改

革の一つとして、より職員のモチベーションを上げ、よりよい住民サービスの提供を目指すため、他町のよいところを勉強するための職員出向研修を行うべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、同時に役職制度の部長制復活についても必要だと考えます。民間企業で言う重役会議、最高経営者会議が必要であり、重要な方針などは時に諮問機関等の諮問を経た上で最終的にそこで決定される。そのことに参画することで、本来、それぞれの思考や責任、責務が明確になり、統率、団結が生まれてくるものだと考えます。

しかし、現在の課長制、理事、参事制は指示命令系統が非常にわかりづらく、町の進めている事業についても、課長全体が共有しているとは思えず、課長がいま、役場の中、ほかの部署、平群町で何が行われているのかも知らないことがあるようです。現在の管理職は、日々の業務に追われ、大切な方針等を熟考する場所、時間が不足しているのではと考えます。若い職員の問題、指標となり、モチベーションが上がる要因の一つとなるためにも、少数精鋭の部長制をとることも必要だと考えますが、この点についてもどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく2点について、簡単明瞭に御答弁いただけますようお願いを申し上げます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山田議員の大きな1点目、1点目の中で小さく4点ございますが、2点目を除いた3点についてお答えさせていただきます。

まず、町民への啓発、誘導についてですが、これまでの取り組みとしまして、史跡、文化財をめぐるハイキングコースの設定、道標等の整備、観光パンフレットやホームページでの広報PR、また平群時代祭りの開催、長屋くん、左近くんを活用するなど、平群町のPRを行っております。先般、観光基本計画をお示しさせていただきましたが、その策定過程で平群町の豊かな自然、歴史の持つ価値が町外の方々に誇れるものであるということが住民に余り理解されていないことが課題として上がってまいりました。観光基本計画で示しておりますが、多くの住民に平群町の持つ価値を理解していただくため、平群ブランドの展開による積極的な情報発信や話題性のあるイベント開催により、住民の平群町に対するイメージの醸成につなげていきたいと考えております。

次に、行政の町内外への発信、住民への支援、景観ポイントの環境整備についてですが、観光パンフレット、ホームページによる情報発信を行っておりま

すが、現在、平群町の魅力を広く発信するため、観光に特化したホームページを平成26年4月公開を目標として制作しております。企画から運営まで、住民参加による平群時代祭りの開催、新たな観光資源として、椿井城跡の整備等を行っております。

今後の事業展開としましては、先ほども述べましたが、観光基本計画にのっとり、平群町の持つ資源の価値を理解していただくため、平群ブランドによる積極的な情報発信や話題性のあるイベント開催等により、地域活性化につなげ、第5次総合計画、「みんなで創ろう 山のぽっけ へぐりの未来」のもと、平群町が持つ自然や歴史といった豊かな観光資源を活用し、住民とともに活力とにぎわいのあるまちづくりを推進してまいりたいと考えます。

最後に、近鉄4駅のわかりやすい地図の配備という御提案ですが、現在、4駅にハイキングルート、案内看板を設置しております。また既存のリーフレットを、東山、平群駅で配付していただける体制を整えております。しかし、元山上口駅、竜田川駅は駅員の無人化により、リーフレットを配付し切れていない状態であります。近鉄4駅は平群町への重要なアクセス拠点と位置づけられます。来訪者へのおもてなしの観点からも、早急に近鉄と協議し、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

続きまして、歴史資料を題材とした小中学校教育についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、町内各小中学校の授業において、平群町が発刊の自然と歴史の玉手箱につきましては、直接教材としては使用しておりませんが、平群町の恵まれた自然と歴史、豊かで魅力のあるまちを知ってもらえるよう、各校で工夫を凝らしながら積極的に授業に取り入れた教育は行っております。具体的には、小学校におきましては3学年以上の社会学習や総合的学習の時間の中で、副読本私たちの平群町等を活用して、平群町の歴史や自然について学んでいるところであり、とりわけ6学年では、観光ボランティアの方々の御協力もいただきながら、古墳めぐりを通して古代の平群の歴史を学んでもおります。

あわせて、戦国時代に大和を中心に活躍した島左近や松永久秀などの平群ゆかりの人物を学習するとともに、椿井城跡や信貴山城跡の見学も行っております。また、中学校においては、こうして小学校で学んだ平群の歴史を社会科の地理的分野や歴史的分野において、さらにより深く学んでおります。

教育委員会としましては、平群の歴史や文化について、今後におきましても、こうした教育の機会を通じて、ふるさとを大切にする心や生まれ育ったまちに誇りを持たせることに結びつけていくためにも、こうした教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、御意見にも賜りました身近な教材として、町発行の自然と歴史の玉手箱や万華鏡などにつきましても、今後、歴史教材の一つとして積極的に活用していきたいというふうに考えます。

○議 長

山田君。

○ 9 番

それでは、順次追って再質問をさせていただきます。

まず、町民の行動指針、具体的に誘導として何をされているのか。さらさらといろいろなことを取り組むということをお答えいただきました。でも、ほとんどが、町民というよりも全体的に発信されていることではなかったんかなって、町民をどう宣伝マンとして動かすかと、これ、非常に難しいことなんですけどね。そのことを、私も前に提案したのは、要は子どもたちを通してね、子どもたちで、学校で学んだことを通して家でそのことを話してもらえるような教育、きょうこんなこと聞いたよという、そのことでお父さん、お母さんも理解を深め、認識を深めていくことによっても営業マン活動になっていく。これは教育委員会の分野であって、産業課の分野ではないんですけど、そういったことを具体的に、いろんなことで、町民は町民に向けても発信することを考えていただきたいと思うんですよ。そのことについて何かもうちょっと、樺井城を直す、整備していくということもおっしゃってましたけどね。これは後のほうになるんで、それは3点目のことでお聞きするんですけど、そういう意味では町民に対して具体的にどういう働きをされていくのかということをもうちょっとわかりやすくお答えいただきたい。

先、そっちばかり聞いたほうがいいかな。教育委員会、後のほうがいいですね。じゃ、順番に行って、その次に3点目のことですよね。景観ポイントの環境整備ってどのようにされていますかと。ホームページを制作中、いつっていつのをちょっと聞き漏らしたんで、もう一度、いつをめぐるということを教えていただきたい。確かにこの歴史、観光基本計画の中にも写真もいっぱい入っています。多分こういうのを載せられると思うんですけど、まさにいい写真がいっぱいあって、それをホームページ上見たときに、行ってみたいなと思えるような、そういう写真をいっぱい載せていくようなホームページをつくらせていただきたいと思うんですけど、それで、要は、観光っていったって難しいん

で、そのホームページを見て、写真を見て、ああ、いいところやな、一回自分の目で見てみたいなと思えるような写真を載せていただきたい。

先ほど、椿井城の話がちょっと出たんですが、椿井城の件でね、前から疑問に思うのが、のぼりが立ってるんですけどね、立ってるのがわかってる私が探しても見つけにくいんですよ。後ろが空があって、白でね、木と木の間に白い旗が立ってるのにね、何でこう、もっと色の目立つような、見た人があれ何やるって思うような旗にしないのかなって不思議なんですよ。何であんな白の旗なのかなって、これ、不思議なんですけど、その点についてね、まず景観的な問題でだめなのかと1点ね。それとね、椿井城の話が整備していくということが出たんでお聞きするんですけど、勝手に思うんですよ。焼却場のほうから車で行ってね、近くで登れるようなことは、それは当然地権者がおられるんですけど、できないのかなって、そういうことについての動きをされてるのか。地権者の協力をもらわんと当然できないんで、できないのはできないかもわからんねんけど、そういうふうな方向で検討もされてるのかなと。それは難しい問題なのかもわかりませんが、道の駅から歩けてと言われても、歩くつもりで来られた人は歩けるけど、そうでない方はまず行こうとしない。先ほど言ったように、旗が真っ白でわからないのに気づかない。何であの旗はあんな目立つことにできないのかなというのが思いました。

景観ポイント、いろんなことで整備をしていく、これからしていくというお考えだと思うんですが、椿井城のこととか、信貴山城のことをいつもおっしゃられるんですがね、そういう意味で、ハイキングコース、次に続いていくんですけど、ハイキングコースの整備についてもですね、4点目になっていくのかもわかりませんが、いま、4コース、ハイキングコースを載せられておりますよね。4コース、これが駅に張ってます。あのね、平群の知ってる私でもね、駅で見てね、どの道を通っていくかというのをイメージしにくい。それをよそから来られてね、あの地図見て行けないと思いますよ。これがね、本当の意味の気配り、心配りかなと、おもてなしの精神なんでしょうかって疑問に思います。

道標があるっておっしゃいましてね。道標があることもわからないし、どこに道標があるのかもあれではわからない。ほんまにハイキングコース、ハイキングしてもらいたいというのであれば、もっと丁寧な思いやりが要るんじゃないかなって思うんですよ。そういう意味で、いま先ほど平群の駅と東山にはリーフレットを置くと。リーフレットとおっしゃったの、どんなもんか意味わからないんですけど、高くつくと思うんです。どんなものを置かれるのかって、リーフレットも中身わからないんで、どんなものをどれぐらい置かれるかわか

らないんやけど、無人の駅の竜田川や元山上口にも簡単な、あるじゃないですか、この観光マップ、こういうのがね。もっとわかりやすくしたものを制作しなければならぬけど、そういうものを制作して置かれるということについてはどうお考えですか。これは予算伴いますよね。当然、幾らかでも。コピー代にしても、用紙代にしても。その点についてお聞きしてるんですよ。そのことをまずお答えいただきたい。

それから、教育委員会、大変いろんなことで平群のことを勉強するような機会をつくっていただいているんだなって思うんです。そのことで興味を持ってくれる子どももおれば、持ってくれない子どももいるかもわからない。この歴史の玉手箱を題材にも使っていきたいっておっしゃっていただいたんですけど、学校の中で先生にそれをお任せ、どういう教育の内容かお任せしなければならぬんですけど、時代祭りでね、私、平群廣足をさせていただきました。平群廣足を知ってる人、ほとんどいませんよ。子どもたちも。ああ、平群廣足やって誰も言いませんでした。もっと広めましょうよ。子どもたちを通じて。だって、平群にゆかりある人なんですよ。そういう教育も含めてやってほしいなって思うんですよ。

その中で、ここ、ちょっと指摘もされたんですけど、人物絵巻で、これ、ちょっと関係ないかもわからないですけど、この時代背景がここに戦国時代、大和時代、飛鳥時代と書いてるんですけど、これ、戦国時代と大和時代というのは歴史上、学校、子どもに言うたってないですよ。ないですよ、そんな時代ね。正式に。だから指摘されるんじゃない、子どもに。そのことも含めて、学校では先生がちゃんと解説してくださると思うんです。このことについてはいいんですけどね。そういうふうに関連してますよという、何かおかしいんじゃないですかということなんですけど。そういう意味では、これ、せっかくあるんやから、学校に、ちょっと話戻るかわからへんけど、配られてるんですよ、これ。観光産業さん。これね、どういう配付をされてるのかもちょっとわからないんですよ。話があっちこっち行ってしまいましたけど。それも後でお答え、観光産業さんから、せっかくつくっていただいたんでお答えいただきたい。

話戻しますけど、教育委員会でね、そういう意味では、平群廣足だけじゃないんですけど、やっぱりもっといろんな、せっかく時代祭を行ってですね、町民も参加していただいて、広く平群と同じ認識を持とうというプロジェクトをやっているんですから、やっぱり子どもたちにはせめて人にこんな人おるんやでと言えるような時間をつくっていただいたらね、勉強もしていただいたらどうかなと思うんですけども、そのことについて、教育委員会としてのお考えをお

聞きしたい。

以上、いろいろ飛びましたけども、再質問よろしく申し上げます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

再質問のほうですけれども、6点かなと思います。ちょっと答弁漏れしてたら、また御指摘のほうよろしくお願ひいたします。

まず、1点目の町民の宣伝マンへのというような御質問だったかと思います。先ほども答弁いたしましたとおり、一定住民の方々におかれましては、平群町の史跡等について、一定の認識、理解がされておられます。ただ、そこから、それを町外の方に誇りにいくといったものであるという理解が得られていないということの中で、広くそういった認識していただくための手法として平群ブランドの活用の中で広報、情報発信に努めたいということになります。

2点目はホームページの内容の充実をとというようなことだったかと思ひます。この間お示ししました観光基本計画の中にも、ホームページの構成案という形で記載させてもらってます。先ほど、美しい写真の掲載といったようなものも含めて、今回、特筆といいますか、特にバーチャル散策していただくというような、動画の中で、その中へホームページを見ながら自分が行ったような気分を味わってもらえるというようなものを、これは千光寺と信貴山朝護孫子寺においてそういったホームページにするというようなことを予定しております。

次、3点目はのぼりのお話であったかと思ひます。こちらのほうののぼりは現在4本設置しております、のぼりの大きさについては、高さが7メートルの、幅が約1メートルのものと。ただ、非常に見にくいということの御指摘であったかと思ひます。あと、なぜそういうふうなのぼりになったのかと。そちらのほうについては、一応樅井城につきましては島左近の居城であったということの中で、戦国時代の時代背景もイメージした家紋と樅井城ということで、白黒の家紋ということでのぼりを作成したということでございます。

ただ、のぼりについては一定風向きによって変わってしまうという部分がございますが、南風といいますか、北風といいますか、のぼりが横向く面について、とりわけ西日が当たる午後については、比較的確認しやすいというようなものであるというふうに認識しているところでございます。

あと、樅井城にかかわって、清掃センター側からの登城というルートという御提案であったかと思ひます。現在、樅井城保全活用協議会の中で、一定昔の登城ルートも調査の中で探しながら、そういったルートは探す中で見つけてい

って検討していくということでございます。現在、保全ということの中でルート設定というのは行っていないというところでございます。

続いて、4コースの駅前に案内板があるがということで、あれだけでは歩きにくいというような御指摘だったかと思えますけれども、基本的には観光、あちらは大体の位置関係といいますか、ただ、その観光案内板とそれを補完する道標だけでは歩きにくいということだったのかなと思えます。もっと言えば、もっとわかりやすい地図等の整備をということの御提案だったかと思えますが、一定そちらのほうについては、さまざまな観光ボランティアの方々も含めた御意見を伺う中で、利用しやすいというような方向には検討したいと思えますが、一定どれが、どういった形のものが実際歩きやすいのかということも含めて、こちらのほうはちょっと前向きといいますか、検討してまいりたいと。

当然、作成に当たってはパンフレットにしても、看板にしても、予算を、議員も御承知いただいているように予算を伴うものでありますので、できるだけ利便性、利用者に対するおもてなしというものが発揮できるような施設を整備していきたいというような方向で考えていくということの御答弁で御理解いただきたいと思えます。

あとは、駅前に配置しているリーフレットということでございますが、特にいままである万華鏡及びそのA3版のリーフレットということでございます。玉手箱については配置しておりません。

あと、学校への配付をどのようにしているのかということでしたっけ。

○議長

観光産業課長、玉手箱の配付を学校にされているかということですので、きちっと答弁してくださいね。

○観光産業課長

すいません。失礼しました。

これまで四つの学校に対しては、小学校においては合計ですけれども、550部、あと、中学校に470部、これは平成22年、作成当時のお話ですけれども、約1,000部を配付させていただいております。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

自分が生まれ住む、その平群町のその自然や歴史、暮らし、こういったものを知るということは、いずれというか、郷土に誇りを持つことにもつながりますし、故郷に愛情を抱くということにもつながるというふうに思います。そう

いった意味じゃ、教育的にも成長、発達の段階にあります小中学校の子どもたちにとっての情操教育にもなると思いますし、人間教育を図っていく上で非常に重要なことではないかなというふうに思います。

議員のほうからもおっしゃっておられましたように、町にゆかりのある歴史上の人物を中心に私たちが暮らしているこの平群町のことをもっと広め、知り、知らせ、そういったことを積極的に進めていくのがいいんじゃないかなという話でした。教育委員会としても前向きな意見というか、そのとおりというふうに考えますので、御意見を参考にといいか、取り入れながら今後、教育の推進に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。トータル的にまとまって何点かお聞きします。ちょっと話があっちこっち行くかもわかりませんが。

まずね、順番に行くと、樺井城ののぼりね、いま、何か規制的なものがあるんかって聞いたんやけど、ないみたいなんですけどね。風向きによっては見えるっていっておっしゃいますけどね、これはほんまに知って者によって見えるだけです。車で走りながら探しても、当たりそうに、事故を起こしそうになるぐらいわかりません。よそから来た人があれ何やと思うような、のぼりはのぼりでいいじゃないですか。別のその横に、何か虹みたいなやつがあってもいいんじゃないですか。七色のやつがあってもね。何やのと思うようなもんが要るんじゃないですか。そういう発想が欲しいということなんです。これは答弁要らないですけど、そういうことも考えていただきたい。それは答えられないでしょ。個人的な話では答えられないけど、そういうことも検討してほしいと思うんです。いろんな歴史を学ぶ中でね、ちょっとしたことにも、僕、食いついていかんとあかんと思うんです。僕、知識不足なんですけど、西宮古墳も聖徳太子の長男の子どもという説もあるわけでしょ。あの中央公園のところのね。そんなことどこにも載ってないでしょ。そんなことって、そういう可能性があるという一説じゃないですか。一説なんかも子どもにいろいろ、そういう超メジャーな人物であれば教えていくとね、興味持つと思うんです。

だから、そんなことも発信する上ではね、そういうちょっとしたことでも、こっち側が勝手につくった擬装じゃなしに、どこかでそんな説があれば引っ張ってきてね、やっぱり発信するっていうぐらいの意気込みがないとね、観光なんてね、みんな興味持ってくれないと思うんです。こういうことも答弁は要らないんですけどね、それはちょっと考えていただきたい。

それと、焼却場からの椿井城の登城という部分では、僕、いつも思うんですけど、ものすごく景色いい場所じゃないですか。写真も撮っても、見せてもいいぐらいじゃないですか。そしたら、道の駅へ来た人が、ちょっと回ろうかなと思うて、車で焼却場のほうまで登って、ちょっと車で上がって停めれるところがあったら、近くまで行けば、行ってみようかなって思う、興味をそそるようなことをするべきじゃないかという意味でできないのかなと思うんですよ。そのことについては、先ほど、いろんなルートも考えてるということだけど、そういうことはいままで検討されたのかどうかということをお答えいただきたい。要は車で行ってね、駐車場があってね、別に舗装も何もする必要ないけど、停められて、ちょっと登れるようなところ、いつも思うんです、あこ行ったら。そんな検討されたのかということをお答えをいただきたい。

これ、12月の1日でしたっけ、ボランティアの方々に平群の歴史、歩くイベントがありまして、万葉ウォークというのがありましたよね。あのときかなりの方が歩いておられました。それとは別に、僕も見かけたのは御夫婦の方がね、ずっと竜田川の駅から西小学校のほうまで歩いて行かれたんですけどね。迷ってはったのかどうか。そこの四辻のところまで立ち止まっているいろいろ考えてはった。目を見ながら、僕に何か聞かはったらと思うんですけど、聞かはずへんかったんで迷ってなかったの。そういう意味ではね、やっぱりわかりにくいんで、そのルートが必要じゃないかなと思ったんです。

先ほど、いま、いろんなことを、地図を配付するとおっしゃったのかな、予算的な問題もあるとおっしゃったんですけど、ちょっと聞いたら、お答えいただけるかなと思うんですけど、県とタイアップして、いま、わかりやすい写真つけた地図つくってられるんでしょ。一切これは答えられませんでしたけど。つくってられるんでしょ。県とのタイアップして。聞いてるところによると、4コースのうちの2コースしかないということなんです。県との協議ではね。そしたら、あとの2コースを平群でつくったらどうなんですかということも聞きたかったんです。これ、お金かかるのかかからないのかわからないけど、そういうことをつくってね、配付してほしいんですよ。それが親切だと思うんですけど、そのつくられるって、配付されるのかどうか、もう一度お答えいただきたいんです。

その2点をお答えいただきたい。2点。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

再々質問のほうですけど、2点というのは、椿井城への登城道と、あと、最

後に歩く・ならの推奨ルートマップの件の2点で、配付の件でよろしいですかね。

椿井城の焼却場側からの登城道の検討はされたのかということですが、当初、そちらのほうからの進入ルートといいますか、は検討しております。ただ、保全の中で、そちらのルートについては調査する必要があるということで、現在は未着手の状態であるということです。

あと、最後に歩く・ならルートのマップの件での御質問ですが、こちらのほうは、県と、平群町と、あと観光ボランティアガイドの協力を得ながら、平群町におけるルートを設定しております。こちらのほうは紙ベースのものは県が中心にホームページで紹介がなされている程度で、紙ベースのものは作成されておりません。紙ベースは各自インターネットにおいてダウンロードしてくださいというようなものとなっております。

コース設定自体はこれからいろんな媒体を通じて、各関係機関も含めていろいろ周知するということでは活用していきませんが、こちらのほうを改めて平群町が制作するという事は、印刷するという。ただ、ダウンロードしたものをお配りにはできるというようには考えておりますけれども、改めて平群町が印刷して、製本、大量部数を発注するというようなことはいまのところでは考えておりません。

○議長

山田君。

○9番

いま、本当に、前回も一般質問しましたけど、歩く人がかなり増えて、そのことで歩く場所も探しておられる状態でおもてなし、思いやりという意味ではね、そんなん、物言うとお金がすごくかかるように印刷屋に発注してる。町のコピーでもいいじゃないですか。そんなに高いいいもの紙じゃなかっていいじゃないですか。来られた方が親切な町やなって、あそこの駅へ行ったら、ハイキング行くコースあるよ。いろいろ時間も書いてくれるし、1日コースもあれば半日コースもいろいろあるよって、置いてくれるよって、そんな親切なまちにしてほしいなとは思いますが、そのことで、担当課としてはお金もかかるんで答えられないと思いますけど、そんな大きなお金じゃないと思うんですよ。町長、検討していただきたいと思うんですけども、そういうおもてなし観光、難しいと思うんですよ。そんな簡単に人来てくれないと思うんですけど、そういう小さなことからやっていく必要があると思うんですけど。町長、やりますという返事いただきたいわけじゃなくて、検討はしていただきたいと思うんですけど、町長、いかがでしょう。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

先ほどの観光マップの制作の件で、私の答弁のほうで誤解された部分があったのかなと思いましたが、町として印刷業務を発注するということはしませんけれども、ダウンロードできる分については対応したいということの意味で答弁させてもらいました。したがって、当然、来訪者の方へのおもてなしという観点から、当然そういったできる対応はさせていただくと、ただ、そのマップ等について、わかりやすいマップ等については将来的な課題とさせていただきますということの御答弁で御理解願いたいと思います。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございました。大変ですけど、そういうことの一つずつ、先ほど言ったいろんな小さなことをつかみながら、いろんなこと、諸説、いろんなことも含めてね、いろんなことで観光、大変重要なものでありながら難しいものであると思うんで、いろんな他の議員とかもいろんなこと、情報を受け入れる体制をしっかりとりながら頑張っていたいただきたいと思います。1点目はこれで結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、山田議員の大きい2項目目の行財政改革についての御質問にお答えいたします。

1点目の御質問であります他町のよいところを学ぶという経営手腕についてありますが、議員述べられたとおり、各町の人件費や職員数を比較するのみでは、その町のよいところ、悪いところなどの状況はわからないものであります。現在も業務を行っていく上で必要に応じて近隣の市町の数値や状況を比較しながら業務を行っております。

しかし、行財政改革の中、少数精鋭で質の高い効果を上げることが求められているいま、御指摘のあった他町のよいところを学ぶという姿勢をいま以上に持ちながら、行政運営を行っていきたいと考えております。

2点目の御質問であります他町への職員出向研修についてであります。過去においては、奈良県への実務者研修として派遣を行っていたことがありますが、市町村レベルでの研修派遣を行ったことはございません。地方分権により、

地方自治体に求められている仕事の量、質ともに高くなっている一方、行財政改革により職員数の削減を行っており、職員一人当たりの仕事量が多く、内容も難しくなっている現状でございます。

また、財政難により、職員給与カットを平成24年度を除いて平成17年度から平成26年度までの10年間実施する予定となっております。本町におきましては、平成16年10月に平群町行財政改革大綱を策定いたしました。また、行財政改革を運用するのは全てが人であり、この人を育成していくために平成18年3月に平群町人材育成基本方針を策定しました。この中で職員研修の充実として、他市町村の職員との交流を挙げており、市町村アカデミーなど、専門機関等への派遣研修を実施することとしております。

これにつきましては、毎年各職場から推薦のあった職員を数日間派遣している状況であります。現在では、職員数にも余裕がない状況の中、通常1年単位の派遣となることから、奈良県への実務者研修派遣も控えております。以前合併協議会への職員派遣の際には、協議の中で、広域7町の行政内容や運営方法のさまざまな違いがあることがわかりましたし、現在、奈良県後期高齢者医療広域連合へ3年間の予定で1名の職員を派遣しており、その3年間の派遣の中で多くの得るものがあると思われまます。

他市町村への職員出向研修につきましては、一方的に出向派遣するのは現段階では難しいと思われまます。また、市町村間相互の派遣研修については、相手市町村との関係もありますので、すぐには難しいと思われまますが、先に申し上げましたように、必要性は認識しており、引き続き検討課題とさせていただきたいと考えております。

3点目の御質問であります部長制度復活についてであります。部長制度を廃止しました経緯につきましては、行財政改革に伴い、職員数を減らし、組織のフラット化や意思決定の迅速化を目指す手段として行ってまいりました。部長制時代には重役会議として部長会議を行っていましたが、現在これを補完するものとして三役と4名の理事、課長級職員とによる行政戦略会議や課長級職員で構成する課長連絡会議、それから三役並びに全課長級職員で構成する政策推進会議等を行っております。部長制度を復活させることにはメリットとデメリットがあると思われまます。メリットとしては、部長職については日常業務に追われるのではなく、大切な方針等を熟考する場所、時間が確保される。デメリットとしては、職員数の増加を懸念いたします。いずれにせよ、若い職員の目標、指標となり、モチベーションを上げる対策は必要でありますので、今後も協議が必要かと思われまますが、検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長

山田君。

○ 9 番

すいません。私も長々ならないように短く聞きたいと思うんですけど。

総務防災課長は全部お答えいただいたんで、トータル的にお聞きをしたいんですけど、通告でもお話ししたんですけど、この町が残業がない。なぜなのかなって思うんですよ。中身に入ってみないと多分わからないと思うんですよ。それは事務事業も違うし、言ったように、うちと異なることはいっぱいあるんでね。それはいろんな問題があると思うんですけど。そこが何かをやっぱり学びに行くことは大事だと思うんですよ。これは、ほんなら行かせてくれというて、なかなか行くことはできないと思うんですけど、それこそ町長同士の話だと思うんですよ。町としてやる気があればですよ。交代要員をくれというとなかなか難しいけど、勉強させてくれというたら、私できるんじゃないかなと思うんですよ。

そこで、一つちょっと町の考えをお聞きしたいんですけどね、人数がね、どこの町とは言えませんが、人数はうちより正職多いんですよ、若干ね。ところが総人件費はほとんど変わらない。ライパイレスはうちのほうが高い。それはなぜだかはわかっておられるんでしょうけど、それはラスパイレスによって、退職金とかいろんなこともあるから単純にライパイレスを操作することもよくないと思うんですけどね。人数が向こうは多くてラスパイレスが低いのに人件費が変わらないというのは、いろんな中身の問題もあるわけでしょう。

それは住民に対しては給料を下げるということは確かに住民受けとしてはいいのかもわかりませんが、いま、そのことだけが原因じゃないけど、モチベーションが下がっているのは事実なんですよ。だから、本当に慢性化した給与カットでモチベーションも下がってるんじゃないかと思うんですが、そういう意味で、他町とどう違う、何でそういうことが起きるのかって、どう考えられるのかって、まず一つお聞きしたいのね。

先ほど、奈良県の出向をいまはやめてるのかな。そのかわりアカデミーとか、広域連合への派遣をされてるとおっしゃいました。いつもアカデミーとおっしゃいます。確かにアカデミーはアカデミーで、他の自治体との交流も含めて大変重要な研修だと思うんですけども、やっぱり中身に入っていかなければならない、わからないと思うんですよ。今後の検討課題とおっしゃってましたけど、町としてね、やっぱりそのことを推進して進める気持ちがあるのかなっていうことを、出向ですよ、いまはどう考えられてるのか、もうちょっとお答えをい

ただきたい。

部長制度のことですよね。メリットとしては、私の言ったように、実行する時間とかいろんなことでいいことがあるけど、デメリットとして職員数の増加になってくると、それこそ業務内容によっては検討する部分があるんじゃないかなって思うんですよ。単純に部長制になるから職員数が増えるって、なぜそこへつながるのかなって私わからないんですよ。業務分担してればいいんじゃないですか。

そこでお聞きしたいのはね、課長なかなか答えられないかわからないけど、自分の部下がいま、何の仕事をしてるかって、直属の部下が仕事をしてるかみんな把握してるんでしょうか。きょう何をしてるか。あした何をしているか。1週間の間に何をしなければならぬか。正直なところですよ。それ、どう考えられています。暴走してる職員もたまにおられますよ。何かとんでもないことやってしもうて、現実そうでしょ。課長が知らなかったって。そのことをどう考えられているのかなと思うんですよ。というのは、いま、命令系統が非常にわかりづらいでしょ。先ほどおっしゃったいろんな政策推進会議であったり、課長会議。課長会議、連絡会議って当然必要なんです。全て必要なんですけど、そのいろんなことによる会議の形態が違う。だから、先ほど冒頭に言った、課長が、いま、町全体でどこに向かって何をされてるのか。そんなん知らんでという話はたまにあるわけじゃないですか。課長っていうのは一応、会社でいうと最高職じゃないですか。本来知ってるべきなんですよ。そのことでみんな同じ方向を向いて動いていくわけじゃないですか。それがわかってない部分があるということ自体が僕はおかしいんじゃないかと思うんで、そういう意味で、部下が何を、日々の仕事、残業のときは、いつも、きょう何のため残業しますという会議をやっておられますけど、きょう何をしているか、あしたも何をしているか、いついつまでにどの仕事を終わらなければならないことをしているかいうことを全て把握しているというふうに捉えられているんでしょうか。この3点ですかね。再質問お願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

他町との違いという、どこの市町村かわからないんですけども、確かに総人件費ということとライパイレス指数、ラスパイレスというのは人数に関係なく、職員の給料、経験年数に基づく給料の決定ということの比較に、国家公務員との比較になってきますので、単純に人数が多いからラスパイが高い、あるいは

人数が少ないからライパイが低いというふうな単純な比較にはならないということで、そこら辺はちょっと単純に説明しにくいのかなと。その市町村の職員の年齢構造、経験年数構造によりましてはライパイレス指数というのは変わってきますし、特にいわゆる総人件費ということで行きますと、本給、給料本体と、それからいわゆる諸手当、地域手当であるとか、管理職手当とか、そういったものもあるんですけども、そういったラスパイレスとか直接計算に反映されないようなシステムもございますので、総人件費がほぼ一緒で、職員数が多い少ないとあったとしても、仮にそれがライパイレスに直接つながらないということで、そういったことで御理解いただきたいと思います。

現在、平群町につきましても、ライパイレスはこの25年では100を切る状況になったと。それにつきましては当然給与カットをしているということもあるんですけども、そういった状況もございます。

それから、まず、派遣研修等々について、町として進める気持ちがあるのかということでございます。先ほども申しましたとおり、現在、職員数、平成15年当時では6部21課で職員数も225人の人数がございました。当然、それから後、ずっと行革の中で、部長制度も廃止、それから組織機構も見直しまして、課の数も、いま現在13課というふうになっております。当然職員数もかなり減らしてまいりまして、行革定員の目標数字にもだんだん近づいております。そういった中でですね、いま、広域連合のほうに1人、中堅職員が3年間行くというような状況でございます。そういったことから、いま、職員数につきましてもぎりぎりで行っているというところの中で、逆に、先ほども議員のほうから指摘ありましたように、臨時職員が増えてきてると、逆に言えばほかの市町村よりもその辺も多いかもしれないということもございます。そういった中では、確かに職員の資質の向上、いわゆるそれとか近隣市町村との連携、あるいはそういった学ぶということも含めまして、職員の研修派遣につきましては、当然やりたいという気持ちはございますけども、いま、この3年間につきましては非常に苦しい状況であるということから、それにつきましては、ただ、短期的な研修、先ほど言いましたように、市町村アカデミーであるとか、ジャイアム研修、あるいは自己啓発研修という形で、職員みずからこういった研修に行きたいというようなことがございましたら、そういったことに対してはできる限りかなえたいということで、短期間ではあるんですけども、職員の資質、業務に係る研修につきましてはやっていきたいなというふうに考えております。

ただ、長期にわたるような研修につきましては、非常に現在の段階では厳しい状況の中でございますので、それにつきましてはもう少し余裕ができてから

と。少なくともいま3年間は行っておりますので、それを過ぎた後には、それにつきましても、その期間につきましても非常に苦しいのかなというふうに考えております。

あと、部長制度の廃止に伴いまして、各課も、先ほど言いましたように、13課ということの中で、一つの課の多い課も少ない課もあります。いろいろあるんですけども、確かに全職員の方を課長が全部把握し切れてるかという、それはもう、いま、全課長が全てを把握しているというふうにこの場で明言できるということではないかと思えます。ただ、それぞれ課におきましても朝礼をするように言うております。朝礼の中で職員が朝何をするのかということにつきましても、するよという形では言うておりますし、また、月初め、毎月、毎月、当然課内会議も実施する中で、それぞれの各課での課題もございませぬ。課長、所属長会議におきましては、各課の課題、業務の進捗状況につきましても、それぞれ課長、所属長が報告するということによりまして、いま、こういった業務につきましても、どんな、いま、問題点がある、課題がある、あるいはこんな進捗状況になってるということにつきましても、それぞれ、毎月毎月じゃないんですけども、何カ月かに1回交代になるんですけども、そういったことをそれぞれの課長、所属長が報告いたしまして、町全体といたしまして、こういった業務がどんな進捗状況になってるかというふうに、いわゆる共有化ということも考えておるところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長

山田君。

○9番

ラスパイの話はね、まあ答弁いいんですけど、ラスパイが低くて、低くかったら、通常は同じ職員数であれば、当然総人件費は低くなるでしょということなんですよ。ところが、おかしいことが起きてますよということ言ってるんですよ。そのこと、いま、お答えいただくのは難しいと、いろんな、確かに本給であったり、管理職手当であったり、そこんところも今後検討する必要があるんじゃないんですかということ問題を提起したいだけです。要は住民に向けてラスパイレスだけで判断されていると、でも、ラスパイレスだけでは現実ないわけじゃないですか。ラスパイレスが平群町より低い町村が総人件費が同じということなんですよ。総職員数が少ないのに。わかります。平群町より職員数雨が少ないのに、なおかつその町はラスパイレスが平群町より低いのに総人件費が同じというのはどういう現象が起きてるかということなんですよ。そのことを今後の検討していただきたいということなんで、答弁は要らない、いい

です、答弁は結構です。

2番目はね、3年余裕ができてきたらとおっしゃいますけどね、24年度の決算にしてもですね、最終的にはそうでもなかったんですけど、土地を売り払わなければ赤字になる危機があったわけでしょ。日本全国、そんなまちは少なかつたはずですよ。でもなぜなのかは分析誰もできない。私もわかりません。よその町と何が違うんだって。そういうことを研究することが、だから、うちの町が悪いつてわけじゃない。いろんなことに手当をしてるわけじゃないですか。だから、何なのかということ、決して無駄だというわけじゃないんですけど、やっぱりいろんなことを知る必要があるんじゃないかなと思うんですよ。そのことを、やっぱりよその町で勉強していくことも、相手があることだから、できるかできないかわかりませんが、考えていかなければならないんじゃないんですかということをお聞きしてるんですが、町長、町長はそのことについてどうお考えなのか。当然相手があるからできるできないは別としてやっていかなければならないと考えなのかどうかをお聞きしたい。

3点目は、朝礼をしてるとかおっしゃいますけどね、それはいろんなことをお答えにはなられます。こうしてます、ああしてます。でも、現実的にはなかなか把握できていない。本来、役職というのは、部長は部長の仕事、課長は課長の仕事、いろいろあるわけなんです。いま現在、自分の業務を抱え過ぎだと思うんですよ。私自身はね。管理職がね。管理職が自分の業務を抱え過ぎているために、なかなか目が行き届かない部分があるんじゃないんですかという問題提起をしてるんです。そのためには部長制度も必要ではないですか。部長制度をつくったからできるというわけじゃないんですけど、やはりいろんなことを見渡して考えていく。私なんかも忙しい、工事現場は忙しいときほど机に座れということを言われた。確かにそれで悪いところに気づくんですよ。忙しいときに自分も一緒になって走り回っていると悪いところに気づかない。そういう意味では、忙しい日々でもしっかりと職員がどういう動きをしているか、例えば落ち込んでるか、疲れてないか、ここ、しんどそうやとかいうことを見る人間が必要ではないかと。いまはみんなが自分の業務に追われ過ぎてるんじゃないんですかということをお聞きしてるわけですよ。簡単には答えられないんですけど、その点等含めて、今後の体制と他町のことについて、いろいろと勉強というか、よいところを学んでいくということについて町長はどうお考えですかということをお聞きしたいんですが。

○議 長

町長。

○町 長

大きくは行財政改革についてという御質問であろうかと思えます。先ほどからいろいろと御指摘をいただいているところでございますが、他町のよい例を学ぶという点におきましては、確かに県下の各市町村の状況ですね、今回の奈良県知事におかれましては、非常に指標をお示しするのが好きでございまして、いろいろ各市町村の成績表と言われるような指標を出していただいております。例えば財政健全化の指標も含めまして、各町の状況をそれによって把握できますし、逆に言えば、それがまた各行政の励みにもなっておるというようなことで、各町、各市町村の状況を把握していくことは一つ大事なことだなというふうに思っておるところでございます。

他町に学ぶということでございます。実際、他町に学ぶようなこともたくさん実例としてございます。先ほど、午前中の質問にもありましたように、災害時要援護者システムにつきましては、西宮の例を、システムをいただきまして、うちのほうでシステム化しております。ごみの減量につきましても、いろいろ他市町村の例を参考にしながら、このたび10月からごみ減量の有料化に踏み切ったところでございます。定住化促進策につきましても、他市町の例を見ながら、コミュニティバスにつきましても同じようなことで、いま、鋭意努力をしているところでございます。

他市町の例に学ぶことも当然大事でございますが、町独自の発想も非常に大切でございます。そういった意味では、町の活性化に資するべく、椿井城の保全につきましても、これは本当に住民協働で取り組みを行っております。その他、福祉あるいは災害、救急といった面におきましても、救急医療情報キットの配付、あるいはまた、観光的な分野におきましては、竜田川まほろば遊歩道構想につきましても、住民協働という視点の中で取り組みを進めておるということでございます。

先進的な私どもの取り組みといたしましては、幼保一体化につきましても、結構私といたしましては先進的な取り組みだと思っております。これは平成22年ごろからですね、幼保一元化と私は当時言うておりました。幼保を一元化する一つの大きな理由は、少子化の中で子どもたちの教育を、就学前の教育を一元化すると、そのことによりまして少子化に対応すべく施設を、2施設に1施設にするということも実施いたしました。その後、政府のほうで幼保一体化という言葉が出てきましたんで、幼保一元化から幼保一体化という言葉に変えたわけでございますが、結構これなどは先進的な取り組みだというふうに私は自負しておるところでございます。

今般、12月議会で補正に出しております防災の森につきましてもですね、8億4,000万円の簿価の土地を防災の森として活用いたしまして、その7

割を交付税で20年間にわたりましてでありますけども、交付されるというようなことで、他市町村に学ぶことは当然大事でございますが、町独自の知恵を絞った行財政改革という意味では、そういったことも非常に大切なことになってきているというふうに思っております。

出向の話でございますが、これは課長が答弁したとおりでございますが、いま現在はそういったことで出向についてはちょっと難しい状況かなというふうに思っております。部長制につきましては、これは平成16年に前の町長さんが策定していただいた行財政改革大綱の中に部長制廃止というふうに書かれておることを、私が就任早々これを実行させていただきまして、現在は非常に部の垣根がとれましてですね、非常に課間の風通しが非常によくなって、課長会議、あるいはまた政策推進会議、あるいはまた課長、所属長会議におきましての本庁における課題の共有が図られております。課長さんの皆さん、あるいはまた職員の皆さんには給与削減をお願いしておりますところでございますが、それによっては私はモチベーションが下がっているというふうには思っておりません。

いま、平群町、全町を挙げて平群町の再建、あるいはまちづくりに邁進しているところでございますが、課長以下、全職員が本当に歯を食いしばって頑張っているというのを申し上げておきます。職員全員が頑張っているというのを申し上げておきたいと思っております。

自分の部下が何をしているかという、わからないというようなこともございましたけども、朝礼、終礼におきまして報告を、きょうの1日の課題と、そして仕事が終わったときの報告を各課行っているというふうに聞いておるところでございます。

したがって、行財政改革につきましては、職員が一丸となって今後も取り組んでまいりますので、どうぞ御理解くださいますようお願い申し上げます次第でございます。

○議長

山田君。

○9番

私も簡単に済ませたかったんですが、いろいろな御答弁をいただきました。事務事業については、当然他町を学びながら、平群町独自のことを進めていくことも大事だと思います。本来はもっと町独自で新聞も取り上げてくれるように先進的にやっていただきたい、これは私の考えでもございます。そして、職員のモチベーションについても、やいやい言うな、いま十分やっているよというお答えですけども、人はやっぱりどうしても宝、これは当然皆さんがわかって

ることです。本来の仕事、本当に100%、120%の環境をつくっていくというのは常に上司の務めであると思います。課長は部下を、当然町長は課長を、そのことが本来の組織のあり方だと思います。いま十分環境が整っているという、いまに満足することなく、もっとよりよい環境をつくっていくために、120%力が発揮できるように考えていただきたいということをお願いを申し上げます。一般質問を終わります。

○議長

山田君の一般質問をこれで終わります。

3時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時08分)

再 開 (午後 3時25分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号6番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。戎井君。

○2番

議長の許可をいただきましたので、今回、私からは西小学校の再編後の跡地の利活用について質問をいたします。

本件につきましては、去る11月2日、西小学校校区の住民の皆さんを対象にした跡地利用に関する地域公聴会を催されたと伺いました。残念と言うべきか、不覚にもというべきか、私は事前にこの開催を知りませんでした。該当地区の自治会には案内を出状したそうで、自治会はこれを回覧で周知したようでございますが、私の住まいは初香台の中でも少数に属する東小学校校区となっております。回覧は回りませんでした。

したがってこの公聴会を知りませんでした。この公聴会で配付された資料も、私の手に入ったのは11月8日でございます。小学校の再編問題についてはいろんな立場の方がいらっしゃることは承知いたしておりますが、それでも跡地の利活用については、議員等しく関心の高い事柄ではないかと推察します。校区外の方でも傍聴を希望したのは、私一人ではなかったと思うんですがいかがでしょうか。開催を教えてほしかったと恨み事を一言述べておきます。

本町で小学校再編が具体的な形で議論が始まったころ、その前後でございま

すが、私は先輩議員のお供をして、町村合併直後だったと思いますが、宇陀市に勉強に行ったことがあります。詳細は割愛いたしますけれども、再編が大変スムーズに実施でき、再編後も地域の住民の皆さんが大変喜んでおられることを教えていただきました。その大きな要因の一つに挙げられていたのが跡地の利活用が大変うまくできたことだと話しておられたのを記憶しています。

言うまでもなく、小学校は子どもたちが勉強する施設であると同時に、地域のコミュニティの場でもあります。子どもたちの学習環境をよりよいものに整備するための再編成はやむを得ないものだとしても、この施設を地域の住民の皆さんが十分活用していける。140年の歴史に恥じない跡地利用を考えることが重要だと認識しています。その意味で、公聴会を開催されたのはまことに時宜に適した催しであったかと評価をしておきたいと思います。

その上でお尋ねいたします。

公聴会でどんな御意見が出てきたのか、簡単に教えてください。

2番目に、その御意見を伺った上で、町当局としてどのような利活用を考えておられますか。現時点で考えられる案をお持ちでしたら聞かせてください。

3番目、また、町内外を問わず、何らかの形で紹介や申し出等の有無を、もしあったのなら、話せる範囲で聞かせてください。

4点目、本件について、西小学校跡地の利活用の問題について、今後どんな取り組みをされる予定なのか、タイムスケジュールを教えてください。

以上であります。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、戎井議員の西小学校の跡地利用の利活用につきまして御答弁申し上げます。今後、西小学校の跡地利用を進めていく上で、地域住民の合意形成が重要であることから、去る11月2日に地域公聴会を実施させていただいたところでございます。

まず1点目の公聴会でいただいた意見についてということで、ちょっとかい摘んで具体的に申し上げます。

まず一つ目といたしまして、町から具体的な利活用の計画を示してもらえないとなかなか議論できないということでございました。2点目といたしまして、地域で議論することが重要なので、何らかの形で全体の意見集約に努めていただきたいというふうな御要望もございました。3点目といたしまして、かしのき荘や中央公民館の利用状況を鑑み、活用方法として、コミュニティ施設や交流施設といったものを立地誘導していただきたいという御意見もございまし

た。

次に、災害時の避難場所としての機能を拡充していただきたいというふうな御意見もございました。次に、町も現状では具体的な計画がないということから、このような公聴会という機会を大字なり自治会単位で持っていただくか、また、地域の意見を集約できるような場を持っていただきたいということで、意見聴取の場ということでの御意見をいただきました。

以上、大きく5点にわたりまして、当日参加をいただきました方から頂戴した意見の概要ということでございます。

続きまして、2点目の今後の利活用についてでございますが、現在のところ、町といたしましても具体的な活用計画はございません。ただ、今日まで平群西小学校は、先ほど議員もお述べになりましたが、教育の場としてのみならず、防災やスポーツ活動のいわゆる地域の身近なコミュニティ活動の場として活用されてきた経過がございます。跡地利用については小学校再編後、長期にわたる施設の空洞化を起こさないということと、あと、当該地域と平群町の活性化を図ることを目的に、町全体の取り組みとして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目でございますが、町内外からの、これは西小学校に対しての今後の利活用なり、また、使えないかというふうなことの申し出という部分で理解をしておりますが、町外のほうからの紹介なり申し出の有無というところでございます。現時点で承知している範囲でございますが、大阪の学校法人から金融機関を紹介しまして、平群西小学校の借用等についての紹介がございました。しかしながら、これも交渉事ということでございましたので、先方からの提示のありましたスケジュールであるとか、条件面で申し出などがございまして、結果的には合意に至らなかったというところでございます。

次に、4点目でございますが、今後の利活用に向けたスケジュールということでございます。11月2日に公聴会を開催させていただきましたので、さまざまな意見を頂戴いたしました。説明会については、地域の意見集約ができることを念頭に、関係大字、自治会の役員の方を対象とした説明会を行うべく、各関大字、自治会の方、二、三名程度というふうなちょっと小さな規模での説明会の開催をさせていただきたいということで日程調整を行っているところでございます。その中で、今後の利活用について、地域の要望や意見を集約して、合意形成に向けて考えていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、町といたしましても、現在の西小学校の施設の立地条件や建物の用途というのもございます。御承知のように市街化調整区域の建物でございますの

で、利活用につきましてはいろいろと公的要件をクリアしなければならないことや、具体的な利活用の中身について整理をする必要というのがございます。そのためにも、次年度以降、何ができるのかといった建物に関するいろんな諸事項と、また、どんなことに利活用ができるのかといった、いわゆる施設運営上の管理事項について、それぞれの検討を加えていくための基本計画を策定して、今後の利活用に向けての調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

戎井君。

○2 番

答弁ありがとうございました。

これは来年の3月閉校、4月に新しい学校が開校ということだというスケジュールで進んでいるわけですから、3月末までは現在の西小学校の生徒さんや教職員の方、あるいは地域の皆さん方に、この問題を取り上げるときにはやっぱり慎重に言葉を選んで説明をしていかなければならないと、いやしくも早く閉めて、早くいい活用の仕方をしたいからというようなことのないように、十分な配慮が必要だということを私も思いますし、当然そういうふうにしていただいていると理解をします。

言わずもがなですが、これはぜひ慎重に取り扱っていただきたいと。が、しかし、来年3月末にはあくわけです。家でもそうでございますが、空き家にしといて、長いこと置いといてろくなことはありません。やっぱりなるべく早く有効な利活用の策を考えておくことも非常に大切なことだろうと思います。先の3点目を除いては、1から4まで結局は地域の住民の皆さんの御意見を聞くための材料を、あるいはそのチャンスをつくりたいというようなことで考えておられるようでございますから、これはできるだけさっき言った慎重にということ踏まえた上で、しかし、頻繁にあるいはちょっと急いで御意見を聴取して考えていかなければならないのだろうと思います。そのように取り進めていただきたいということと、あわせて地域の住民の皆さんの御意見を伺うのは当然のことですが、私ども議会の議員の意見も聞いてもらえる場所をつくっていただきたいという御要望を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議 長

戎井君の一般質問をこれで終わります。

発言番号7番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○6 番

通告に基づきまして、大きく3点について質問いたします。

1点目は廃棄物処理経費削減への真剣な取り組みをとということです。平群町の廃棄物経費がまだまだ削減できることは、この数年、近隣自治体との比較で指摘してきました。町も努力をされ、不燃物の処理委託費が若干下がっていますが、余りにも生ぬるいと感じています。昨年度決算の数字で隣町の斑鳩町と比較しますと、素材のトン当たりの単価は斑鳩の3万2,550円に対して平群町は5万6,960円、廃プラ類は斑鳩3万450円に対し平群町は6万3,122円、瓶、缶は斑鳩1万3,230円に対して平群町は2万2,950円、剪定枝葉は斑鳩町2万2,000円に対して平群町は2万8,500円となっています。

平群町のこの粗大、廃プラ類、瓶、缶、剪定枝葉の4種類の昨年度の処理委託量は3,474万9,000円となっています。これが例えば斑鳩町と同じ単価であれば1,929万4,000円となり、実にいまの44%、1,545万5,000円もの経費削減になります。私の質問通告では1,000万円と書いていますが、正確に計算すれば1,545万5,000円、こういうことになります。

このように、この間、委託単価が若干下がったとはいえ、不燃物などの廃棄物処理の委託単価は余りにも高過ぎます。現状は適正な単価とは言いがたいと考えています。競争原理を働かせれば処理単価を下げられることは平成20年度にトン単価3万1,500円だった缶、瓶の処理委託料が21年度から入札をしたことで、上半期が1万5,540円、下半期が1万3,125円になったことから明らかではないでしょうか。来年度契約分から斑鳩町並の単価になるよう、入札なども活用して大幅に引き下げようとするべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目は、ふるさと納税制度の積極的な活用をとということです。ふるさと納税制度が始まって6年になります。全国各地で多くの自治体がそれぞれのまちのよさやふるさと納税による特典を積極的にアピールして、他自治体住民からの寄附を募っています。先日あるテレビで、全国各地の自治体のふるさと納税制度のことを取り上げていました。

その内容は、ある主婦の方が全国各地の自治体のふるさと納税をしたときの特典、その自治体の特産品がもらえるといったことですが、それをネットでチェックして、必要または欲しい特典や特産品がもらえる自治体に御自身の本来居住地の自治体に納めるべき住民税額、損をしない限りで、それを限度に振り分けて寄附をするというようなものでした。そこで平群町でのふるさと納税の実態はというと、一昨年、昨年と決算書では町外からふるさと納税はたしかぜ

口だったと記憶していますが、制度が始まってから昨年度確定申告まで、要するに今年度納税分までですけれども、その件数と金額は幾らになるのか。また、それを年度ごとにお示してください。

また、平群町の住民の皆さんが町外の自治体にふるさと納税した件数と額についても年度ごとにお示してください。

先ほども言いましたように、ふるさと納税に力を入れている自治体は数多くあります。ふるさと納税制度そのものは知名度の高い自治体とそうでない自治体で税収に不均衡が生じるなどの問題点もありますが、実際に実施されていることから、この自治体間競争に打ち勝つことが求められます。当時にふるさと納税を促進することは単に自治体財政の歳入の増額という観点だけではなく、特産品の販路拡大や転入促進、まちづくりにもよい影響を与えるなどのメリットがあります。そのためにも、全国の先進例を参考にしてユニークな促進施策を進めるべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

3点目は、町広報MY TOWN平群の充実をということです。MY TOWN平群の編集については、決算や予算の審査で余りにも貧弱と指摘してきました。現在の内容は、町の施策や行事案内など、必要最小限の情報を住民の皆さんに知らせるといえるものです。自治体広報の基本は、この必要最小限の情報の提供ですから、これでいいのだという意見もあるようですが、住民の皆さんに読んでもらえるものでないと意味がありません。現状の必要最小限の情報だけの文字が詰まった紙面構成では、ぱらぱらと目を通すだけになるのではないのでしょうか。自治体の広報は、自治体の活性化を促進し、住民の福祉増進という自治体本来の目的を推進する一つの大きなツールの役割もあると考えます。それには行政からの一方向の情報提供ではなく、住民からの要望や意見を取り込む双方向の紙面づくりを目指すべきです。同時にそれ以前の課題として、住民の皆さんが読みたくなるような紙面編集が求められます。この点についても町長の見解を求めます。

以上、3点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の廃棄物処理経費削減への取り組みをとの御質問にお答えをいたします。

ごみ処理に係る費用につきましては、収集から最終処分までの過程におきまして、経費がかかるところで市町村それぞれ処理施設の設備状況や処理の仕方など、業務によってかかる経費は違ってまいります。御指摘の粗大ごみの処理

費についてですが、処理過程や手法が異なることから、斑鳩町並みにはならないものと考えます。

このような状況の中ですが、これまでも委託業者とも処理費引き下げの交渉を行い、経費節減に努めてきたところでございます。処理単価は引き続き交渉を進めるとともに、処理工程の手法を一定見直しをしていく中で、競争での発注も踏まえ、委託について検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

いやいや、要するに入札をするということなのかどうなのか。いま、そのことは考えているのか考えていないのか、その点だけ答えていただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

いま御答弁申し上げましたように、処理工程を見直し検討をしていく中で、委託業務については一定競争できるかどうかというのを検討し、委託を進めていけるのであれば委託という方向も、競争での発注というのも考えていきたい、そのような考えでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

非常にわかりにくいですが、これまでよりは前向きな答弁だというふうに考えるんですがね。これは町長にぜひ聞きたいんです。これはもうね、さっき言ったように、1年間で1,500万ですよ。町長、町長に就任して、いま7年目になりますよね。そしたら、要するに若干下がってきていますけれども、斑鳩はそれ以上に下がっていったという経過があるんですけどね。例えば1,000万にしたって、岩崎町長が町長になって7年間で7,000万円、要するに、そう単純じゃないですよ。大まかに言えば、要するに負担増をしているということになるわけ、住民は。そこを考えてもらってやらないと。さっき例に出しましたが、缶、瓶については、あれは下がり過ぎて、いま若干戻ってきてますから、その半分になった値段が正しいとは言いませんけどもね、言いませんけども、一事が万事ですよ。町長が議員から町長になられたときに、一番先におっしゃったのは、競争原理を働かすでしょ。隅から隅まで無駄を削るでしょ。これは私ね、予算でも決算でも何回と言ってますよ。場合によったら議

会以外でも、滅多に町長と会う機会はないですけども、会ったときも話しますよね。

だからね、もうこんなことは本当は何回も何回も言いたくないんですよ。もちろん原課が努力されているのは知ってるんです。ただ、トップがそういう姿勢に立たないと絶対変わらないです。その点どうですか。

○議 長

町長。

○町 長

斑鳩町との単価の比較については、いま課長が述べたとおり、処理過程が違うということで私も説明を受けております。しかしながら、御指摘のとおり、もう少し頑張っていかなきゃならないということもございます。先ほど課長答弁しましたように、処理工程を一度見直そうということについては、いま相当踏み込んで検討しております。その中で、競争原理の働く指標を取りにいくということで御答弁とさせていただきます。

○議 長

山口君。

○6 番

相当前向きな答弁だというふうに思いますんで、ぜひね、来年度から、これは毎年1年契約のものも、半年契約のものもありますけれども、それは実現していただきたいと。そうでないとね、やっぱりね、何というのかな、最初に課長のほうからも処理の方法が違うとおっしゃったけれども、詳細に聞きましたけれども、平群町のほうが無駄多いんですよ。例えば粗大ごみ、斑鳩1社ではほぼ全部で、最終も含めてね。平群町は何段階にも分かれてるんです。斑鳩町は、業者が斑鳩の白石畑にある斑鳩のヤードまで取りに来るんですよ。平群町違いでしょ、粗大ごみ。業者のところに持っていったるじゃないですか。普通ならその分安ならなあかんでしょう。だからね、その処理方法を見直してもらうのも大いに結構です。いま無駄があるとおっしゃるんなら。もうそれは早期に取り組んでいただくことは強くお願いしてね。もうこれは言い続けますから。ぜひ来年度からよろしくお願いしたい。このことをお願いして、1問目はそれで結構です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員2点目のふるさと納税制度の積極的な活用につきまして、前段の1段目のところ、並びに2点目の部分につきまして、政策推進課のほう

から答弁をさせていただきます。

まず、平群町へのふるさと納税の寄附金の年度別の件数と金額というところでございます。20年度からちょっと件数なり金額を申し上げたいというふうに思います。20年度につきましては町外の方が1件、金額5万円でございます。21年度につきましては、町内の方が1件、金額が1万2,000円、町外の方が1件、金額20万円、2件で21万2,000円の寄附でございます。平成22年度でございます。町外の方が1件、金額10万円でございます。平成23年度につきましては実績がございませんでした。平成24年度でございますが、町内の方1件ということで、寄附金といたしまして3万円でございます。平成25年度でございますが、現時点で町外の方1件の3万円の寄附をいただいております。累計といたしまして、町外の方4件で38万円、町内の方2件で4万2,000円、合計6件で42万2,000円の寄附をいただいたというふうな実績になっております。

また、ふるさと納税以外にも一般寄附でありますとか、教育費寄附金、観光事業寄附金などもいただいておりますということで、状況といたしましたらそういう状況となっております。

次に、2点目でございますが、先進事例を参考にして、ユニークな政策によってふるさと納税を促進すべきということでございますが、まず、御意見でございますが、寄附をいただいた方に対して、寄附金額に応じ、地域の特産品をお送りすることや、また、公共施設の建設や特定の事業について一定機関を限定して寄附を募り、また事業を実施されるというふうな事例がさまざまな自治体で取り組まれておるのが現状でございます。そういう現状も十分認識はしております。

御指摘のとおり、自治体間の競争がますます激化をする中で、いかに自治体が創意工夫をし、他の自治体に負けない魅力あるまちづくりを進め、町の知名度をアップし、そのことが結果として人口の増加、また地域の活性化につなげていくということが大変重要であるというふうには認識をしております。

現在、町といたしまして、ふるさと納税制度が国民の中に大きく定着しつつある現状も踏まえまして、平群町の農産物など、地域資源を活用した平群ブランドの商品の販売促進や道の駅の集客力をアップする効果も十分勘案いたしまして、寄附者に対して、寄附金に応じた平群町の特産品を贈呈する特典を導入すべく現在検討を進めておるところでございます。

早期にそういった施策、取り組みが実施できますよう、町内の各課、また、他の事業者も含めた町内のさまざまな関係機関と連携し、検討を重ね、この御指摘をいただいておりますふるさと納税の積極的な、町の税収のみならず、町

のPRという部分も含めて、ふるさと納税の積極的な活用を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、税務課のほうから、議員御質問の平群町住民が町外の自治体にふるさと納税をした件数と金額について御答弁させていただきます。

ふるさと納税制度は、平成20年1月1日以後の地方自治体へ支出した寄附金から対象となるものであります。平成20年度以後の確定申告をもとに集計しますと、平成20年度分で16件、3,230万4,000円、それから、平成21年度分で13件、33万9,000円、22年度分で6件、22万8,000円、それから、23年度分で11件、138万2,000円。それから平成24年度分が10件ということで98万6,348円。合計をいたしますと56件で3,523万9,348円の寄附金を町外の自治体に、平群町の住民さんがふるさと納税をされているということでありまして、ただし、先ほど言いましたように、平成20年度分で16件で3,230万4,000円でございますが、このうち1件がですね3,165万円の大口の要するにふるさと納税をされた方がおられますのでこういう額になってございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

制度ができたときも、この議場で議論がというか、平群町としても何かをすべきではないかという意見なども、私ではなかったですけども、議員の中から出ていました。特にそんなする必要はないということで今日まで来てるんですが、もちろん、本来、ある意味邪道な部分はあるんですけどもね。

ただ、テレビで取り上げられたりですね、それをもってやっぱりそれぞれの町のPR、先ほど山田議員の質問に、観光の問題でいろいろ議論されていましてけれども、それともかかわってくるわけですね。

きょうも昼休み、ホームページをちょっと見て、ホームページというかネットです、ふるさと納税制度というのを出して自治体ランキングというのを出すとですね、奈良県では奈良県の行政市町村、全部名前出てくるんですね。斑鳩ばかりで悪いけど、斑鳩をぱっと押したら、あそこ何かやってるのね。平群町何もやっていないから、何も出ないんですよ。平群町の施策の紹介だけ

ちよろっとあるんですね。そんなところが県内では多かったです。

でも、それ以外に、例えばふるさと納税でぱっとネット出すとね、一番先にぶわっと出てくるのが、ようけやってもらってるところ。金額は出ないですよ。統計とってないみたいで出てこないんですけどね。でも、それで相当PRになるんですよ。例えば宮崎県の綾町かな、そういうところはもう前のほうで随分です。県レベルでいうたらどうかっていう。さっき、経堂課長から3,000万円というのは、これは1件だけですから、これは特別始まった年で、物珍しくお金を持っている人がぼんとやりはったんでしょうけども、これで平群町の税収大分減ってるわけでしょ。いま、ずっと聞いた数字見ると、もらうほうはもう大体1件か2件、出すほうは一番少ないので6件ですから、金額でいうたって100万前後から1番少ない22万8,000円までありますけどね。まあまあ金額的にはそう大した金額じゃないですけども、その分、当然寄附金控除で、平群町の入ってくる町税が減ってるわけ。それは、この3,000万をのければ大したことはないと思いますけどね。

ただ、入ってくるほうはもらいっぱなしですから、金額もらえるんですよ。要するに。全然違うところからもらえるわけですから。交付税も別にそれで削られることないんですよ。ということはもらい得なんです。だから、あれぐらいいろんなお土産をつけるわけじゃないですか。だから、そこを考えて、いまの答弁では、平群町でも特典を、平群町の名産品を特典と考えるという。ただね、さっきも言いましたけど、同じようなことをやってたらだめですから、その辺ではもうちょっと、本当に私もこれとってユニークな案はないんですけどね。ちょっとやっぱりね、もう来年というか、これ、1月、今年度はもう無理ですから、来年度、1月早々から始めれば12月までに寄附金控除はもらうほうはいつもらっても金になるわけですから、年度内だったら3月31日までありますからね。やられるんだったら早めに、とりあえずああいうネットですぐ宣伝してもらえるようなね、ああいうランキングに、ああいうところですぐ宣伝してもらえるような形で打ち出してほしいというふうに思いますので、いまのままだったらもらうより持ち出しのほうが多いような気がしますのでね。これはまた数字をどこかで調べてですね、住民の皆さんにも紹介してね、よそへ寄附するんじゃなくて、町内で寄附してくださいというふうな宣伝もしていくようなことだと。

それとね、同時にもう一つだけ言っておきたいのは、そのPRというときにね、平群なんですよ。平群という地名なんですよ。もう前から私言ってますように、もう地名だけで古代なんですよ。そこをどう売りにするかですよ。モンチッチじゃないわ、ヘグリッチというのもつくっていただけてますけど、ち

よってね、平群っていう名前が本当に珍しいということはやっぱり再認識してほしい。そこにかかわって、こういうものに引っかけてPRをどうするかというのが大事だと思いますので、そのことは、もちろん教育委員会など、そういう歴史というか、平群の歴史をずっとやってる人もいらっしゃるんでね。そういう人たちの意見も聞いていただいでですね、ちょっと、何も物をあげるだけじゃなくて、平群町のさっきの、要するに観光パンフとか、こういうものがあるよという歴史的なものを紹介する、そういうものだってええわけですよ。古墳が70基も現在残っているようなところは、奈良県内じゃ珍しいないでしょうけども、全国的には珍しいというのがいっぱいありますからね。その辺も勘案いただいでですね、ちょっと早急に。

さっき答弁なかったですけど、もう来年早々からやられるんですか。それだけ答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ふるさと納税につきましては、いま、議員のほうからお述べいただきましたように、やっぱり平群町のPRという部分と、このふるさと納税を期に平群町を訪れていただいた方が平群町の魅力を感じていただくことということで、自治体自身のやっぱり知名度、PRにつなげていくという部分がやっぱり大きな一つのメリットなのかなと、いわゆる税収のお金だけの部分にたがわず、そういった副次的なメリットもたくさんあるのかなというふうに考えておるところで、そういうことから、このふるさと納税制度には行政といたしましても取り組んでいきたいというふうに考えて、いま、所見を述べたところでございます。

実施の時期につきましては、特産品の調達といたしますか、どういったものを選定すべきなのかということも含めて、庁内で検討したいと思っておりますので、なるべく早い時期、年が変わって早い時期から何かアクションを起こせるようにやりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長

山口君。

○6番

ぜひよろしくお願ひしたいと。この件についてはこれで結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問の大きな3点目でございます。

町の広報紙MY TOWN平群の充実をというところがございます。広報紙でございますが、自治体の広報紙は広く住民の皆様への情報提供を周知するため、必要不可欠な重要なツールであるというふうに認識しております。

また、紙媒体として発行しております広報紙は住民と行政の方、住民の皆様と行政をつなぐ重要なパイプ役として、第一に正確な行政情報を伝えること、第二に住民の方が知りたいこと、行政が伝えたいことを丁寧に掲載をしていくことを主眼に、子どもから高齢者の方まで、幅広い年齢層が広報紙の読者であるということ認識し、限られた紙面の中ではございますが、行政情報やまちの話題、各種イベント、行事等につきまして、多種多様な記事を、同送しております奈良県が発行しております県民だよりなど、他の広報紙に記載をされる記事と重複を避けて、創意工夫をしながら編集をしておるところでございます。

編集の紙面の中で、文字が非常に詰まった紙面構成との御指摘をいただいておりますが、住民の皆様への情報周知のため、広報での掲載なり、公表すべきというふうな御意見、御要望もございます。それを受けて、各課のほうからの記事も増えておるような状況となっておりますところでございます。

また、あわせて、奈良県や他の行政機関からの掲載依頼も多くございます。そういった意味で、幅広い年代層が読まれる広報紙といたしまして、どれも住民の皆様方へお伝えすることが必要な情報であり、できるだけ多くの記事を可能な紙面の範囲で掲載している状況であることから、毎月編集作業に苦慮しながら紙面づくりとなっている、いまの現状の紙面づくりとなっているような結果でございます。

広報のあり方につきましては、過去、さまざまな意見をいただいております。記事の掲載内容や掲載時期など、多岐にわたる御指摘、御意見もいただいておりますが、その都度効率的な編集技術も導入し、順次改善、改良を重ねており、現在に至っておりますところでございます。

また、二色刷りから現在の白黒にしたこともございます。町といたしましては、現状が十分かというふうな御指摘もございます。また、必要最小限の情報でいいのだというふうな考え方では決してございません。財政が厳しい折、限られた財源、人材、人員、住民の皆様方からの多種多様な御意見、御要望にお応えする中で、創意工夫をしながら広報紙については編集、作成をしておるところでございます。

広報紙は同じ例えば情報雑誌で、民間の雑誌のようなものではございませんので、まず読者を引きつけるではございませんが、同じような視点から、まず、読者を引きつける、読んでいただくことを念頭に置きながら紙面編集をしてお

るところでございます。今後も十分に紙面の掲載内容や編集については十分検討を行いながら、住民の皆様のご意見を考慮して、可能な範囲でいい広報をつくっていききたいというふうに考えておるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

山口君。

○6番

住民の意見を聞きながら、議会からも相当意見言われてると思うんですけどね、全く改善されてるようには私には見えない。この19年度からですよ。決算書で見ると、文書広報費、文書広報費が全部これかどうか知りませんが、印刷費でいったって、大体100万円引き下げてるんですね。18年度まで、前町長時代までは350万文書広報費の決算がね。それ以後は大体250万前後で推移してる。100万円ちょうど減らす。要するに二色刷りを一色刷りにした、紙質を落とした、こういうことでしょ。ページ数も減らしてるのかもわからない。

ほんで、もう要するに案内の羅列じゃないですか。もちろんさっきも言いましたけど、必要最小限の情報です。でも、さっきも言ったけど、読んでもらわな意味がない。

11月号の議会だよりの編集のときに、ちょうど平群町の体育祭が50回記念ということで、昔の広報の写真を使わせてもらったんですが、広報平群の縮尺版ですね。あれの最初のほうだけ見たんですけどね、もう実に生き生きとね、住民の皆さん、行政、住民、いろんな各種団体が集まって、これは体育祭の記事でしたけど。生き生きとを要するに記事風にずっと書いてあるわけですよ。そしたら、住民の皆さん、当然自分が参加した中身だから読みはるでしょう。それだけでええというんじゃないですよ。昔だったら、もうきょうも散々平群町は観光に力を入れてると言いながら、外向きにはいろいろやってはるんかも知りませんが、昔だったら、平群で長いこと、90回ぐらいですか、100ぐらいですか、村社主幹、当時は主幹じゃなかったかもわかんないけども、平群の要するに歴史とか、史跡とかの案内がずっと載ってましたよね。

要するに、そういう親しまれる内容ね。編集してる人も本当に楽しくないでしょうね。前も言いましたけど。私も長いこと新聞編集にかかわってききましたけど、あんなだーっと載せるだけなら何も要らんですわ、考えることが。もちろん、いま、課長言ったように、限られた紙面に入れるという努力はされている。それはわかるんですよ。でもね、もうちょっとね、皆さんが読んで、奈良県でも先月でしたか、毎日新聞がいつも主催している自治体広報コンクール。

桜井市が今度奈良県では一番優秀賞か何かもらったというのが記事が載ってましたよね。もうこれだってこれで宣伝でしょ。毎日新聞に載ってるんですよ。まああれは奈良版だったかもわかんないですけど。でも、奈良県全体に宣伝されるわけじゃないですか。もうそういうことなんです。一つ一つがそういうことなんです。ほんでね、100万円削って、住民に見てもらわなかったら、余計な手間がかかるわけでしょ。余計な金がかかるわけでしょ。じゃあ、そのところを考えて、何もカラーにして金をようけつけれということじゃないんですよ。ページ数を増やして、字も大きくして、高齢化してるんだから、字も大きくして、写真もいっぱい使って、カットも使って、見やすくするという努力をしてほしいわけですよ。

いまの答弁だったら、いまのまま、とにかく入れるようにできるだけやってみますねんってということなんですからね。ほんで、広報正確に伝えるっておっしゃったでしょう。いまは違うらしいですよ。正確に伝わるということが大事なんだと。伝えるというのは一方的なんです。これ、例えば自治体の広報戦略というのがいますごいろいろやられているんです。それもさっきから言ってるPR。要するに自治体間競争を勝とうと思ったら、総合的にいろんなことをしないとだめ。

もちろん広報へぐりは住民向けですから、外向けじゃないですからね。それでもやっぱり住民の皆さんに戦略的広報ということで知ってもらおうようにしようと思ったらどうするかというのは、要するに平群町の場合は戦略的位置づけが弱いというよりも皆無というのが実態やというふうに思うんですが。正しく伝わるのが大事、伝えるじゃない。正しく伝わるということは送り手側が正しく、送り手側に正しく理解すること、この両方が達成されんと意味がないっちゃうわけですよ。それがいまの平群町の広報へぐりにできているのか。読まないほうが悪いって言われればそれまでかもわかんないですけども、しかしやっぱり読みたくなるようなものも一緒に載せてつくるわけでしょ、どこの新聞社でも一緒なんです。私も毎月三つか四つぐらい編集してますけど、もうどう読まれるか。見出しをどうするか。流れはどうするか、基本は右上から左下なんですけどね。囲みをどうういふうに入れるか、強弱をどうつけるか、そういうことを考えてやるからやるほうは楽しいですよ。編集するほうもね。いまだったら、僕やったらあんなんつくってたら楽しいことも何ともないね。というふうに思いますんで、ちょっとね、その辺もうちょっとね勉強していただいて、何も広報へぐりだけにかかわらず、いま言ったように外向けの宣伝についても、要するに戦略的広報ということで、いま大事なものは、外国なんか、国ごとにはみんな広報官っていますけれども、地方自治体にもこれからそういう

広報を担当する専門家が必要なんだということを大学の先生とかはおっしゃってるんです。そういう人材をどう育てて、どう活用するかというのが大事だと言われてますんでね。そこんところも考えてですね、この問題についてはどうするのか。

とりあえず、いま、予算編成やっていますけども、いまのままの予算組を当初予算でやるのかどうか。私はそれじゃだめだと思っていますから、その点はどういうふうに考えてますか。いま、ちょうど編成中ですから、その辺は検討されてると思うんですけども。その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

広報の編集につきまして、議員のほうから、ある意味私も貴重な御意見やというふうに理解はしております。広報の仕事につきましては、これで全然十分やとか、これでももう満足しているというふうなことは先ほどの答弁でも申し上げましたが、考えておりませんので、今後、広報の編集については、やはり読んでいただけるような広報づくりへ邁進をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

御質問のございました予算の部分でございます。確かに御指摘のように、平成18年から、いま現在平成24年の決算ベースまでで見ますと、やはりページ当たりの1枚単価が0.5円ほど削減をしております。その部分では、二色刷りを一色刷りに変えた、また紙質を変えた、また、いま現在、インデザインというソフトを使いながら自社編集ということでやっておりますので、そういった部分でも経費の削減につながっていったのかなというふうなことで、そういう努力はしておるところでございます。

予算について、従前のような広報に戻してはというふうな御意見もございませし、また、我々担当してる者も俗にいういい仕事をしていきたいというふうな気持ちは持つておるところでございますが、何せ財政担当課と広報担当課、同じ部署が持つておりますので、全体的な財政状況を見ながら予算をつけていくという部分については、現在のところ、前年並みぐらいの予算を措置すべきなのかなというふうなことで、いま現在予算措置はしておるところでございます。そういったことも含めて、財政面での御理解というか、財政面での状況というのがそうなおるといって御理解をいただけたらというふうな考えております。

○議長

山口君。

○ 6 番

同じことをくどく言いませんけどね、要するにね、何が大事かってのは、私は勘違い、さっきから言ってるように勘違いされてると思うんですよ。やっぱりいま住んでらっしゃる住民の方にきちっと町の政策を正しく正確に理解してもらおうというのが大事なんですよ。ということは読んでもらわないとだめなんですよ。読まれるものにしようと思ったら、遊びもないとだめなんですよ。車でも何でも一緒ですけども。全国紙だって別に何も国の情報とか地方の情報ばかり載ってる、ニュースばかり載ってわけじゃないですからね。当然読み物としてのもの。さっきから言ってるように、平群町のいいところ、それから住民の皆さんからの意見を載せるとか、そういうことだってできるわけじゃないですか。だから、そのことを考えて、私は別に予算を増やすことが大事だというふうに言いませんが、ページ数は増やしてもらわないと、いまのままではとにかく押しつける情報ばかりですからね。そんなに私は金額増えるというふうに思いませんので、金額のことはわあわあ言うつもりはないですけども、それで10万、20万、100万円ぐらい金増えたって、そのことのほうがね、あと、要するにもっと余剰価値を生むというふうに私は思いますので、そのことはしっかりと指摘しておきたいというふうに思います。

いまの答弁だったら、来年も一緒のようなということなんでね。すぐ破れますからね。とじてもね。その辺もちょっと考えていただいて、ぜひ、私はきちっとした、要するにいまはよそより相当劣ってるというふうに思いますので、平均並みかそれ以上のものにぜひしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

発言番号8番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

○ 3 番

議長の許可をいただきましたので、いまから2点について一般質問をいたします。

町民税の滞納の徴収について。税の負担は公平に。経済環境の悪化による地方公共団体を取り巻く経済状況は厳しいものがあります。また、近年、景気状況は穏やかな回復傾向にあるものの平群町では依然として町税の収入額が減少しています。町税の収入額が減少するとともに町税滞納額も増加すると考えますが、本町の滞納状況、過去5年前と比べてどのような状況になっておりますか。また、県内市町村との比較で徴収率もあわせてお聞かせください。

町税を滞納する人が増えると、単に町の収入が減るだけでなく、納期内に納

付している人と滞納している人の不公平、不均衡が生じ、新たな滞納の原因となることが心配されます。滞納された町税を徴収するため、督促などの費用として町民の皆さんが納めた町税を使うという悪循環を招き、有効な町税の使い方ができなくなるのではないかと考えます。町税収入と税負担の公平性を確保するためにも、滞納整理を一層強化していく必要がありますが、町当局の考えをお聞かせください。

2番目。三里旧保育所跡地の建築中の件でございます。前回9月議会で一般質問いたしました三里旧保育所跡地を売却した土地の件ですが、前回の答弁では、当該地は第一種住宅地域に用途指定されて、隣接地に薬局と飲食店が営業されており、周辺とバランスのとれた施設の立地誘導が必要であり、このことをあわせて所有者に働きかけていきたいとの答弁がありました。現在基礎工事中で、工事規模からすると相当高層で大きな建物と思いますが、所有者に対してどのように働きかけたのか、現在施工中の建築はどのように使用されるのか。工事概要を説明していただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、町民税の滞納徴収についてということで御答弁申し上げます。

まず、1点目の町税の滞納徴収についての質問にお答えをいたします。本町及び県内市町村の過去5年間の徴収率については、議員がお述べのとおり、町税は町財政のとりわけ自主財源の根幹をなすものでありますが、経済状況の要因により減少傾向にあります。平成20年度の徴収率を見ますと、20年度と24年度決算を比較しますと、町税全体では2億8,365万6,000円の減少となっております。このような状況の中で、本町及び奈良県下の徴収率を申し上げますと、平成20年度では平群町の徴収率は84.9%、奈良県平均は91.3%、全国平均が93.6%であります。県内の順位でいえば39市町村のうち38位ということになっておりました。平成24年度の決算で申しますと、本町の徴収率は96.8%、奈良県平均は92.8%、全国平均が93.7%ということで、県内順位でいえば8位ということになります。そのうち町では奈良県内で3位というふうには現在なっております。この徴収率は現年度と滞納分を合わせた徴収率ということでお願いしたいと思っております。

次に、納期内納付の方と滞納している方の不公平、不均衡についてありますが、納期内納付されている方との公平性を確保するためにですね、納付期限後の納付については、地方税法にも明記されています延滞金の徴収をすることに

よって、納期内納付の方との公平性を確保しているところであります。

また、議員も心配されております新たな滞納者を増加させないためにもですね、納付相談にも日頃応じたり、あるいは納期限が過ぎた納付書での納付を受けないようにですね、町内の金融機関に御協力をお願いしているところであります。こういうことによって滞納の抑制に現在努めているところであります。

以上であります。

○議長

奥田君。

○3番

全国平均というよりも、平群町が他の市町村と比べて比較的徴収率がよいのはどのような手を打っておられるのか。例えば差し押さえとか、いろいろな方法がありますけど、どういうふうな徴収をされているのか教えていただきたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、再質問にお答えいたします。

平成24年度で徴収率が大幅に上昇した主な要因ということではありますが、平成23年度において長年懸案事項でありました特別土地保有税でございますが、この保有税について一部差し押さえおった不動産を公売をし、約1,024万円の徴収を得ましたが、結果的に残り、残額について23年度で不納欠損を処理させていただいたのが大きな要因かというふうに思っております。

また、本町の徴収率が県内で低かったと、これが原因で低かったということについて御心配をいただいておりますが、この件についても今回の住民説明会でも説明をさせていただいております。決してこの滞納が住民個人の滞納ではないことが証明されたかなというふうに思っております。

また、ほかにも町税徴収でございますが、不動産のいわゆる差し押さえ、特に預貯金の差し押さえが最近特に多くなっておりますが、預貯金差し押さえ等、滞納処分を行っているところであります。また、来年1月もですね、差し押さえの不動産のインターネット公売を実施する予定になっております。1月の広報に町の公有財産の売却と、それから差し押さえた財産の公売を掲載させていただいておりますが、そういった滞納処分をもって町税の徴収に現在当たっているということで御理解いただきたいと思います。

○議長

奥田君。

○ 3 番

非常に努力しておられるっちゅうことはわかります。しかし、まだ滞納があるということは、もうちょっと努力していただきたいと。預貯金の差し押さえ、これはいいことだと思います。今後も、先ほども出ましたように、コンビニ納付ですか、ああいうふうなものを、補助金奈良モデル推進補助金、何か1, 200万もろてるということやから、誰もが簡単に納税できるような機会をつかっていって、徴収率を上げていただきたいと思います。よろしく願いします。じゃ、これで質問を終わります。

○ 議 長

1番はよろしい。税務課長から。税務課長。

○ 税務課長

奈良県の奈良モデルの推進のことをおっしゃっていると思いますけども、窪議員の質問にもありましたように、いま現在、その補助金を活用できないか。いわゆるコンビニ収納とペイジー収納のいわゆるシステムの改修費を、それだけ必要になるわけですから、それについての補助金を充当できないかということではいま現在調整をしているということで、改めて御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○ 議 長

奥田君。

○ 3 番

よろしく願いします。これで1番目の質問を終わります。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

それでは、2点目の三里地区内の旧保育所跡地の建物についての御質問にお答えをいたします。

まず、建築概要でございます。建築物の用途につきましては、仮称平群町セレモニーホールでありまして、家族葬を想定した30人から50人の規模のホールであります。建物概要としまして、鉄骨造りの平屋建て、述べ床面積約640平米、建物の高さにつきましては6.9メートル、これにつきましては隣接する薬局の建物と同程度の高さです。工期につきましては、平成26年4月末というふうになっておりますが、オープンの日程につきましては未定であるというふうに聞いておるところでございます。

続きまして、所有者へどのように働きかけたのかという御質問でございます

が、今回のケースにつきましては、土地の区画形式の変更を伴わないということから、開発行為には該当しない建築行為で、建築確認申請のみで建築がなされております。したがって、手続き上、町経由ではなしに直接の申請となっております。

経緯としまして、建築に伴う事前協議、これは9月中旬には行われておるといことで、11月8日には建築基準法に基づく確認済書が発行されております。そのような工程でありましたので、所有者への働きかけはできなかったというのが現状であります。ただし、本町の土地利用の意向につきましては売却時に伝えておきまして、所有者におきましても、飲食店や衣服の販売店等の商業施設の誘致の検討を行っていただいたという経緯があります。ただ、条件に見合った業者がなかなか見つからなかったということから、本業であります葬祭業にかかわるセレモニーホールの建設の着手に至ったと、そのように聞いておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

奥田君。

○3 番

いまの説明でわかりました。今後ともよろしく頼みます。

これで終わります。

○議 長

それでは、奥田君の一般質問をこれで終わります。

あと3名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4時29分)